

つるが安心お達者プラン9

敦賀市高齢者健康福祉計画
敦賀市第9期介護保険事業計画

令和6年3月

敦 賀 市

敦賀市高齢者健康福祉計画・敦賀市第9期介護保険事業計画 （「つるが安心お達成プラン9」）の策定にあたり



平成12年度に導入された介護保険制度は、制度創設から8期24年が経過した現在、介護が必要な高齢者等を社会全体で支える仕組みとして、広く定着してまいりました。

この間、敦賀市の高齢化率は、18.2%から29.8%へと11.6ポイント上昇し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには現役世代が急減する令和22年には、医療と介護の需要がますます増加することが予測されています。

本市では、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、様々な課題に対応した取組みを進めてきました。

しかし、今後はさらなる高齢化の進展や認知症高齢者の増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少による介護の担い手不足が懸念されています。

そこで、こうした変化に対応し、高齢者が地域社会の一員として、いきいきと暮らせるよう、「誰もが安心して住み続けたいまち つるが」を基本理念とした「敦賀市高齢者健康福祉計画・敦賀市第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」・「健康づくりと生活習慣病予防の推進」・「元気づくり（介護予防）の推進」・「生きがいづくりと安全・安心なまちづくりの推進」・「介護給付等の適正化」を基本目標とし、高齢者福祉・介護保険事業を総合的に推進し、本市における地域包括ケアシステムがさらに充実するよう、進めてまいりますので、市民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、関係者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

敦賀市長 米澤光治

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格と位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状.....	6
1 人口等の現状.....	6
2 介護保険被保険者数の現状.....	11
3 要介護（要支援）認定者数の現状.....	12
4 アンケート調査結果からみた現状.....	18
5 第8期計画の評価および今後の課題.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	44
3 計画の体系.....	46
第4章 施策の展開.....	48
1 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	48
2 健康づくりと生活習慣病予防の推進.....	76
3 元気づくり（介護予防）の推進.....	80
4 生きがいづくりと安全・安心なまちづくりの推進.....	94
5 介護給付等の適正化.....	110

第5章 介護保険サービスの見込み.....	117
1 人口および要支援・要介護認定者の推計.....	117
2 高齢者人口等の推計.....	118
3 居宅・介護予防サービス.....	120
4 施設サービス.....	128
5 地域密着型サービス.....	130
6 介護予防・日常生活支援総合事業.....	134
7 サービス給付費および地域支援事業の推計.....	136
第6章 第1号被保険者の保険料.....	138
1 保険料の算出.....	138
第7章 計画の推進.....	140
1 計画の円滑な推進に向けて.....	140
2 計画の進行管理.....	141
資料編	142
1 敦賀市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	142
2 敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	144
3 事業計画策定経過.....	145

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2022年（令和4年）の人口推計では高齢者人口は3,624万人で高齢化率（高齢者人口の割合）は29.0%となっています。また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「つるが安心お達者プラン8 敦賀市高齢者健康福祉計画 敦賀市第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「誰もが安心して住み続けたいくなるまち つるが」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域の一員としていきいきとした生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「つるが安心お達者プラン9（敦賀市高齢者健康福祉計画 敦賀市第9期介護保険事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

◆第9期介護保険事業計画の基本指針の基本的な考え方

1 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

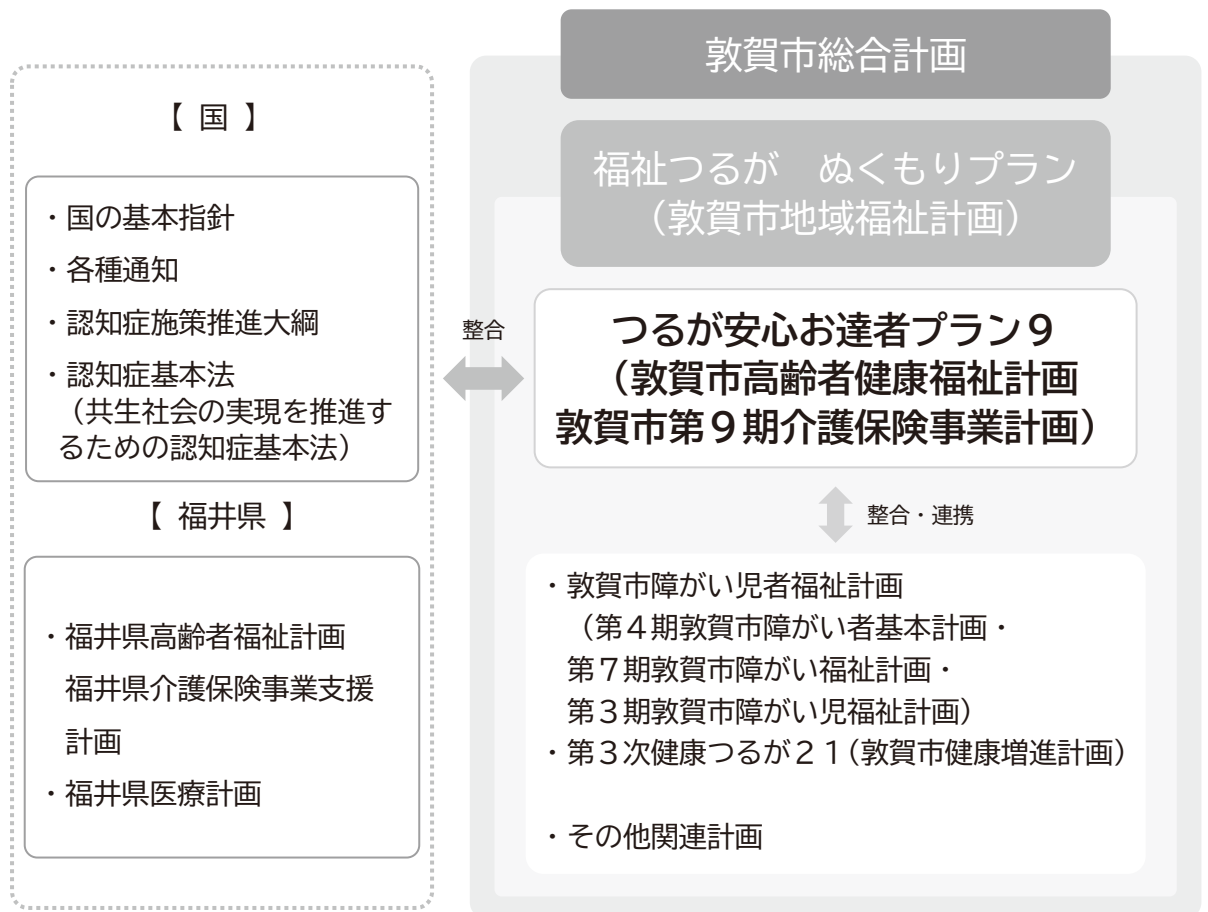
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との関係

本計画は「敦賀市総合計画」および「福祉つるが めくもりプラン（敦賀市地域福祉計画）」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「敦賀市障がい児者福祉計画（第4期敦賀市障がい者基本計画・第7期敦賀市障がい福祉計画・第3期敦賀市障がい児福祉計画）」、「第3次健康つるが21（敦賀市健康増進計画）」等、本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

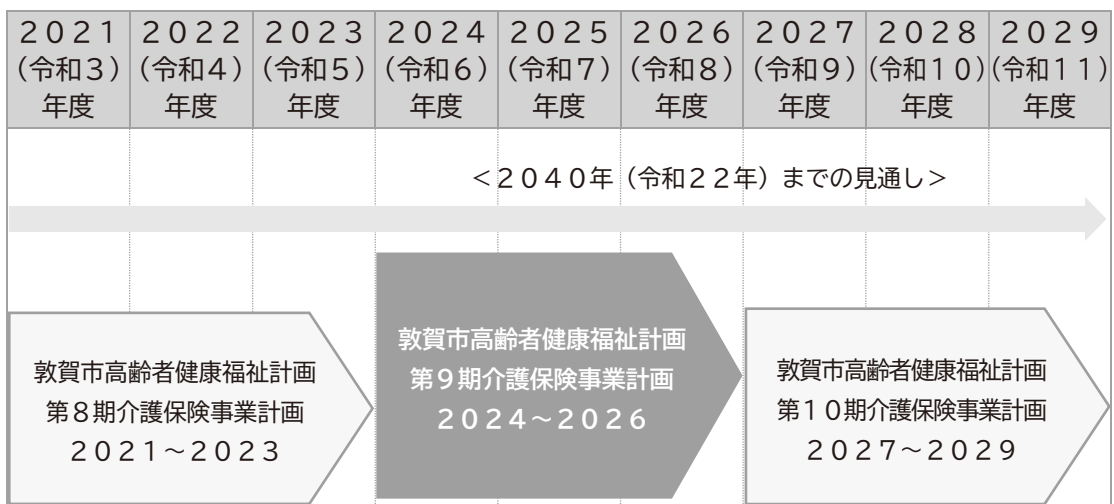
また、福井県が策定する「福井県高齢者福祉計画 福井県介護保険事業支援計画」、「福井県医療計画」との連携を図って策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。



4 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「敦賀市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)および在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査対象】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：敦賀市在住の65歳以上を無作為抽出

在宅介護実態調査：敦賀市在住の要支援・要介護認定者を無作為抽出

【調査期間】

令和5年2月1日～令和5年3月24日

【調査方法】

郵送配付・郵送回収およびインターネット回答

【回収状況】

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000通	1,748通	58.3%
在宅介護実態調査	1,000通	617通	61.7%

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和5年12月19日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

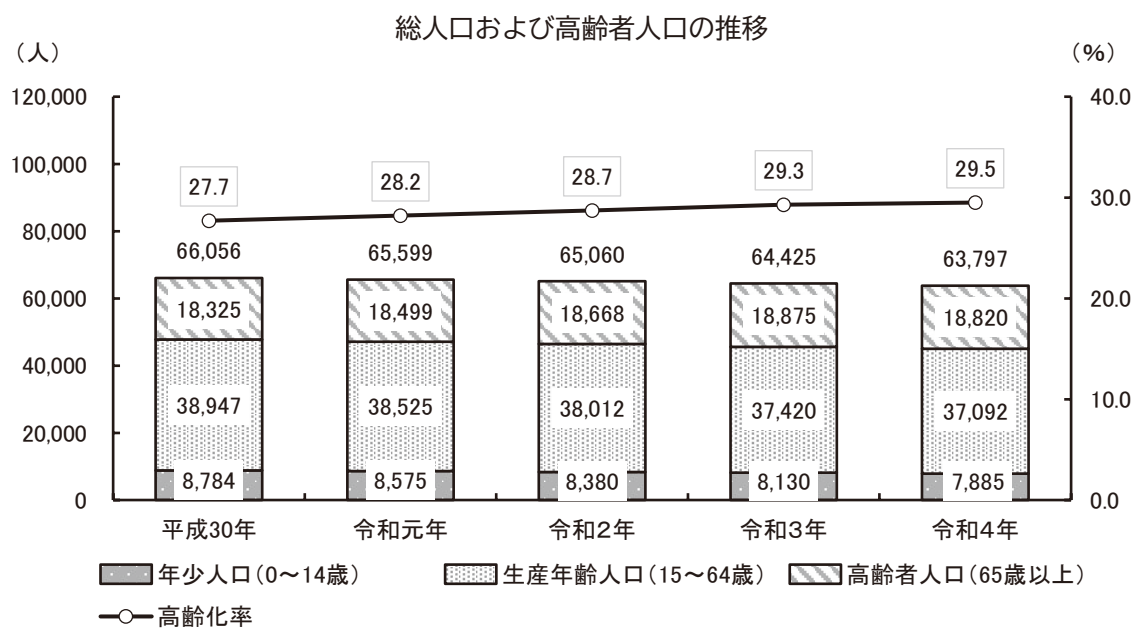
1 人口等の現状

(1) 総人口および高齢者人口の状況

① 総人口および高齢者人口の推移

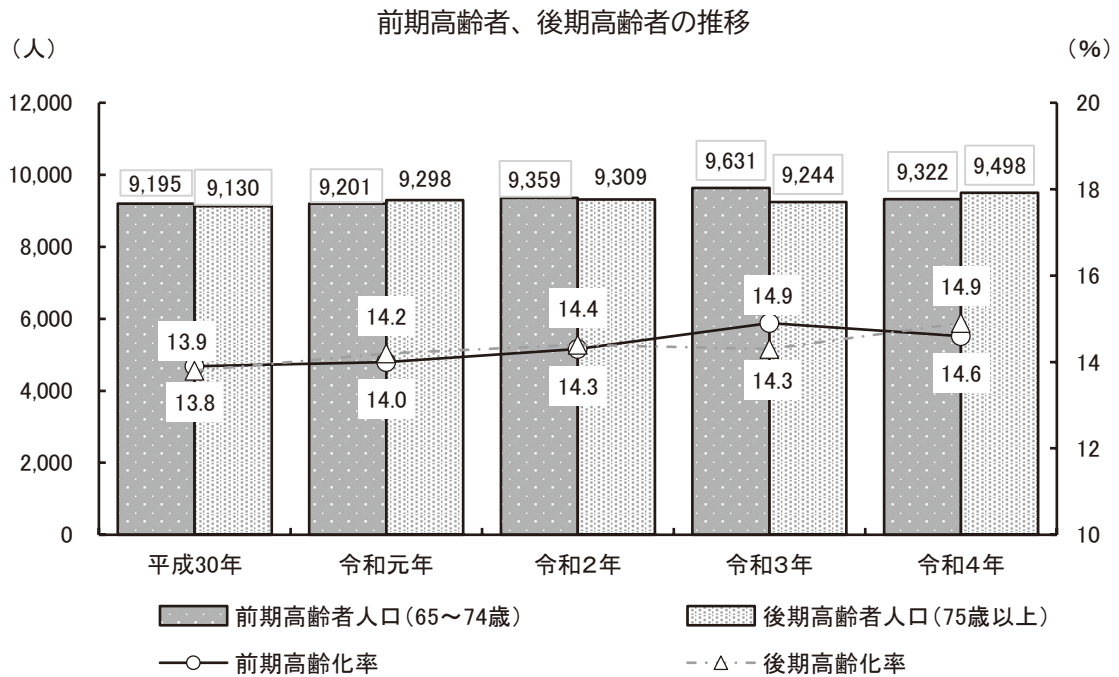
住民基本台帳によると、本市の令和4年の総人口は63,797人で、平成30年よりも2,259人減少しています。年齢3区分別にみると、令和4年の年少人口は7,885人、生産年齢人口は37,092人となっており、平成30年よりも年少人口は8,99人、生産年齢人口は1,855人減少しています。一方、高齢者人口は令和4年には18,820人となっており、平成30年よりも495人増加しています。

高齢化率は年々上昇しており、令和4年には29.5%となっています。



② 前期高齢者、後期高齢者の推移

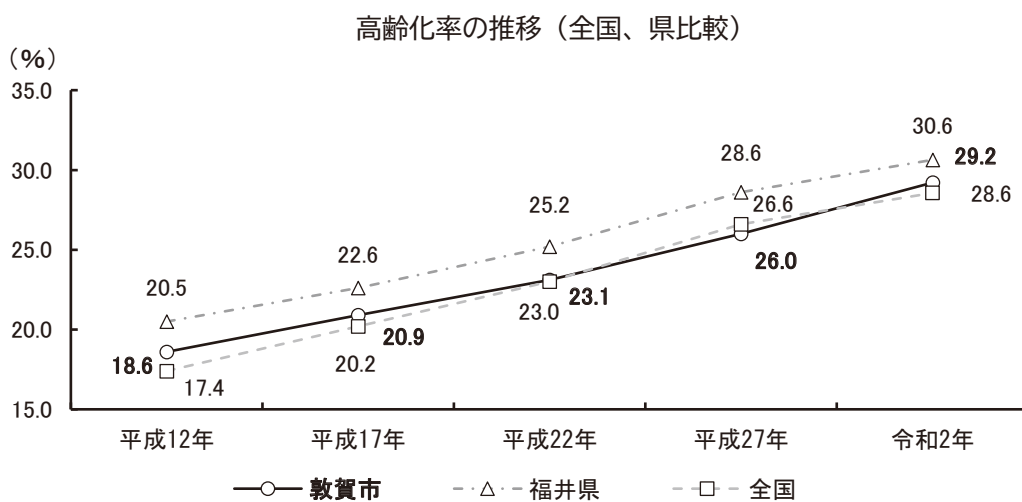
本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年までは増加傾向でしたが、令和4年には減少し9,322人となっています。また、後期高齢者（75歳以上）は令和3年には減少したものの、全体的には増加傾向を示しており、令和4年では9,498人と、前期高齢者数よりも多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

③ 高齢化率の推移（全国、県比較）

本市の高齢化率は年々増加しており、国勢調査では令和2年には29.2%となっています。また、全国と比較するとほぼ同程度の、県と比較するとやや低めの水準で推移しています。



単位：%

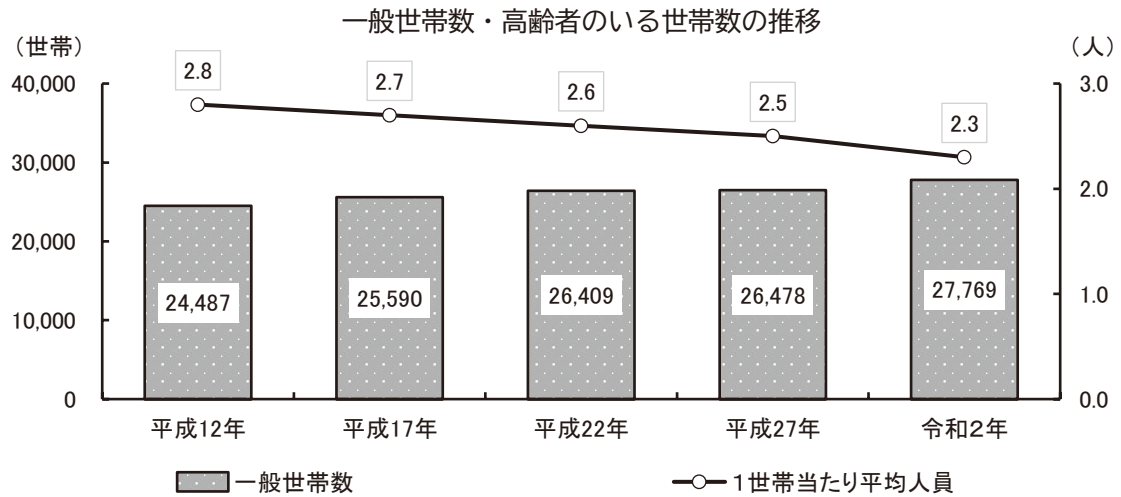
項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
敦賀市	18.6	20.9	23.1	26.0	29.2
福井県	20.5	22.6	25.2	28.6	30.6
全国	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

資料：国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の状況

① 一般世帯数・高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯数は年々増加しており、令和2年は27,769世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、令和2年は2.3人となっています。



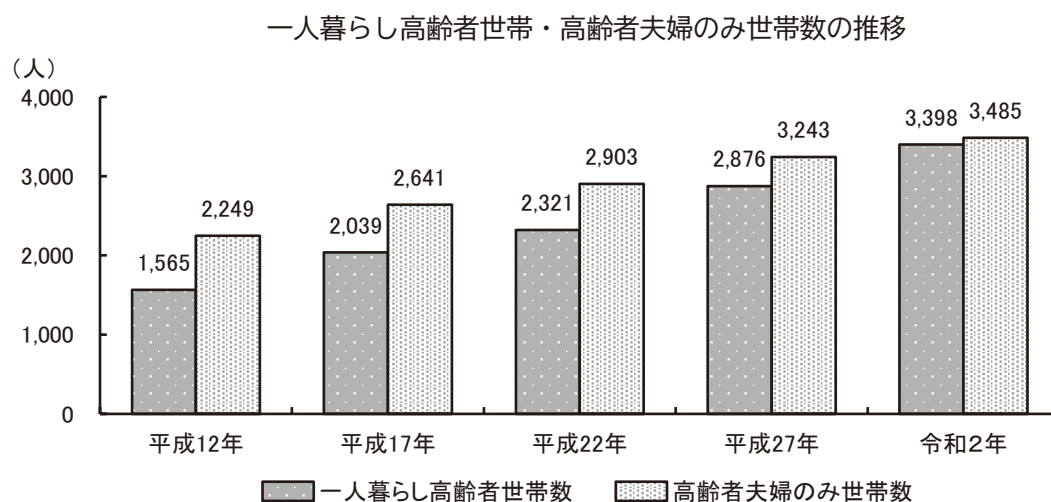
単位：世帯、人

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	24,487	25,590	26,409	26,478	27,769
1世帯あたり平均人員	2.8	2.7	2.6	2.5	2.3

資料：国勢調査

② 一人暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみ世帯数の推移

一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに年々増加しており、令和2年には、一人暮らし高齢者世帯は3,398世帯、高齢者夫婦のみ世帯は3,485世帯となっています。



単位：世帯、%

項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	24,487	25,590	26,409	26,478	27,769
一人暮らし高齢者世帯数	1,565	2,039	2,321	2,876	3,398
高齢者夫婦のみ世帯数	2,249	2,641	2,903	3,243	3,485
一人暮らし高齢者世帯数の割合	6.4	8.0	8.8	10.9	12.2
高齢者夫婦のみ世帯数の割合	9.2	10.3	11.0	12.2	12.5

資料：国勢調査

(3) 高齢者の就業状況

高齢者の労働力率は、65歳～74歳で年々増加しており、令和2年には65歳～69歳で51.7%、70歳～74歳で36.7%となっています。

年齢階層別労働力率

単位：%

区分	65～69歳	70～74歳	75歳以上
平成22年	43.4	26.5	10.2
平成27年	48.0	28.3	9.8
令和2年	51.7	36.7	10.9

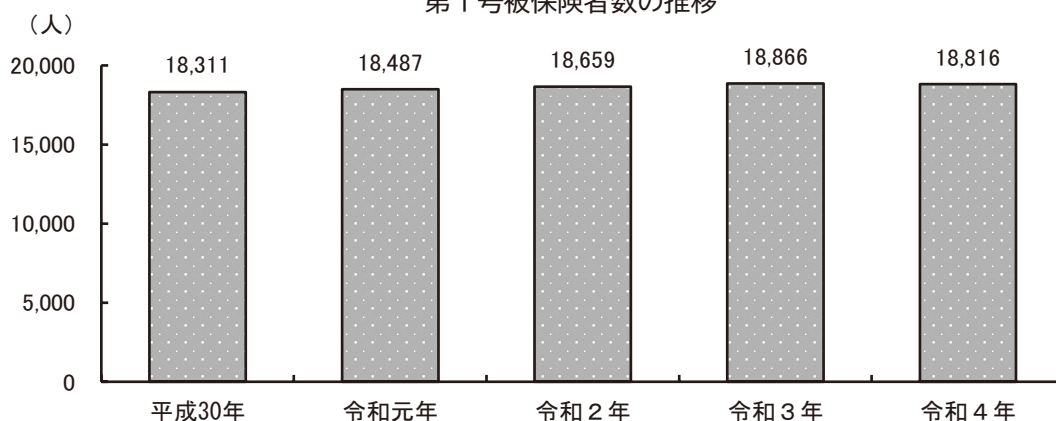
資料：国勢調査

2 介護保険被保険者数の現状

(1) 介護保険被保険者数の推移

第1号被保険者数は、年々増加しており、令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年には減少し、18,816人となっています。

第1号被保険者数の推移



単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号被保険者数	18,311	18,487	18,659	18,866	18,816

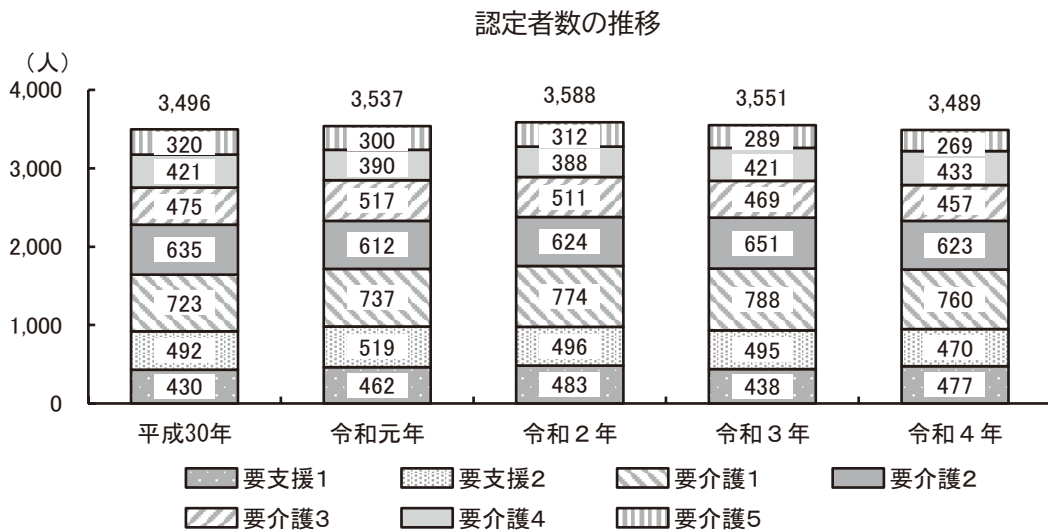
資料：介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

3 要介護（要支援）認定者数の現状

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

① 認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和2年までは増加していたものの、以降は減少し、令和4年では3,489人となっています。また、要介護度別でみると、平成30年から令和4年で要支援1が増加しており、令和4年では477人となっています。



※認定者数は、第2号被保険者数も含む

単位：人、%

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	3,496	3,537	3,588	3,551	3,489
要支援1	430	462	483	438	477
要支援2	492	519	496	495	470
要介護1	723	737	774	788	760
要介護2	635	612	624	651	623
要介護3	475	517	511	469	457
要介護4	421	390	388	421	433
要介護5	320	300	312	289	269
第1号被保険者の 要介護認定者	3,426	3,469	3,527	3,482	3,429
認定率	18.7	18.8	18.9	18.5	18.2

資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

※認定率は、第1号被保険者数に占める第1号被保険者の要介護認定者の割合

性別・要介護度別の認定者数（令和3年度）

単位：人

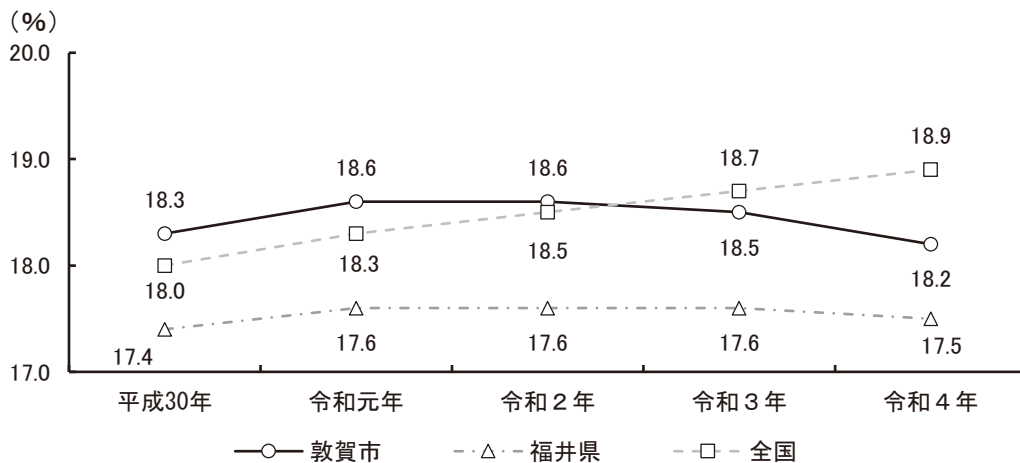
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男性	65～69歳	7	8	7	14	6	7	4
	70～74歳	13	19	30	25	21	13	14
	75～79歳	25	13	26	26	22	13	6
	80～84歳	25	23	53	37	27	20	16
	85～89歳	42	23	73	43	30	20	15
	90歳以上	31	22	65	46	37	28	21
女性	65～69歳	4	7	8	11	7	3	3
	70～74歳	23	25	23	19	12	8	12
	75～79歳	45	34	54	31	10	17	7
	80～84歳	69	65	113	65	41	40	20
	85～89歳	104	113	161	132	89	76	56
	90歳以上	63	105	176	176	149	158	96

資料：介護保険事業報告年報（令和3年度）

② 要介護認定率の比較（全国、県比較）

本市の要介護認定率は令和2年以降減少傾向にあり、令和4年で18.2%となっています。また、県・全国と比較すると、福井県より高い値で推移しているものの、令和4年度では全国より低くなっています。

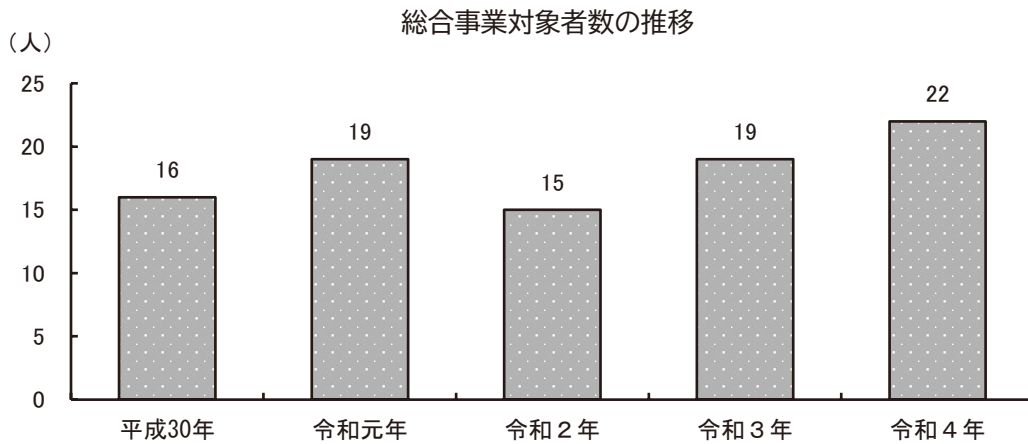
要介護認定率の比較（全国、県比較）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

(2) 総合事業対象者の推移

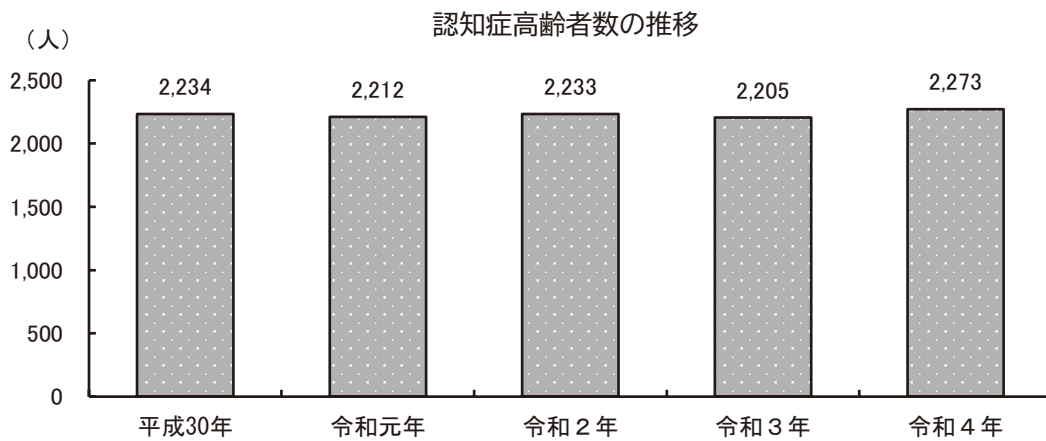
本市の総合事業対象者数は、令和4年で22人となっています。



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）

(3) 認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数は、令和4年で2,273人となっています。



資料：庁内調べ（各年10月1日現在）

(4) 65歳以上の新規要介護認定者の平均年齢

65歳以上の新規要介護認定者の平均年齢は横ばいで推移しており、令和5年度で83.0歳になると見込まれています。介護予防事業の効果等により健康寿命が伸びれば、要介護認定を受ける年齢も高くなることから、令和8年度には83.3歳を推定しています。

単位：％

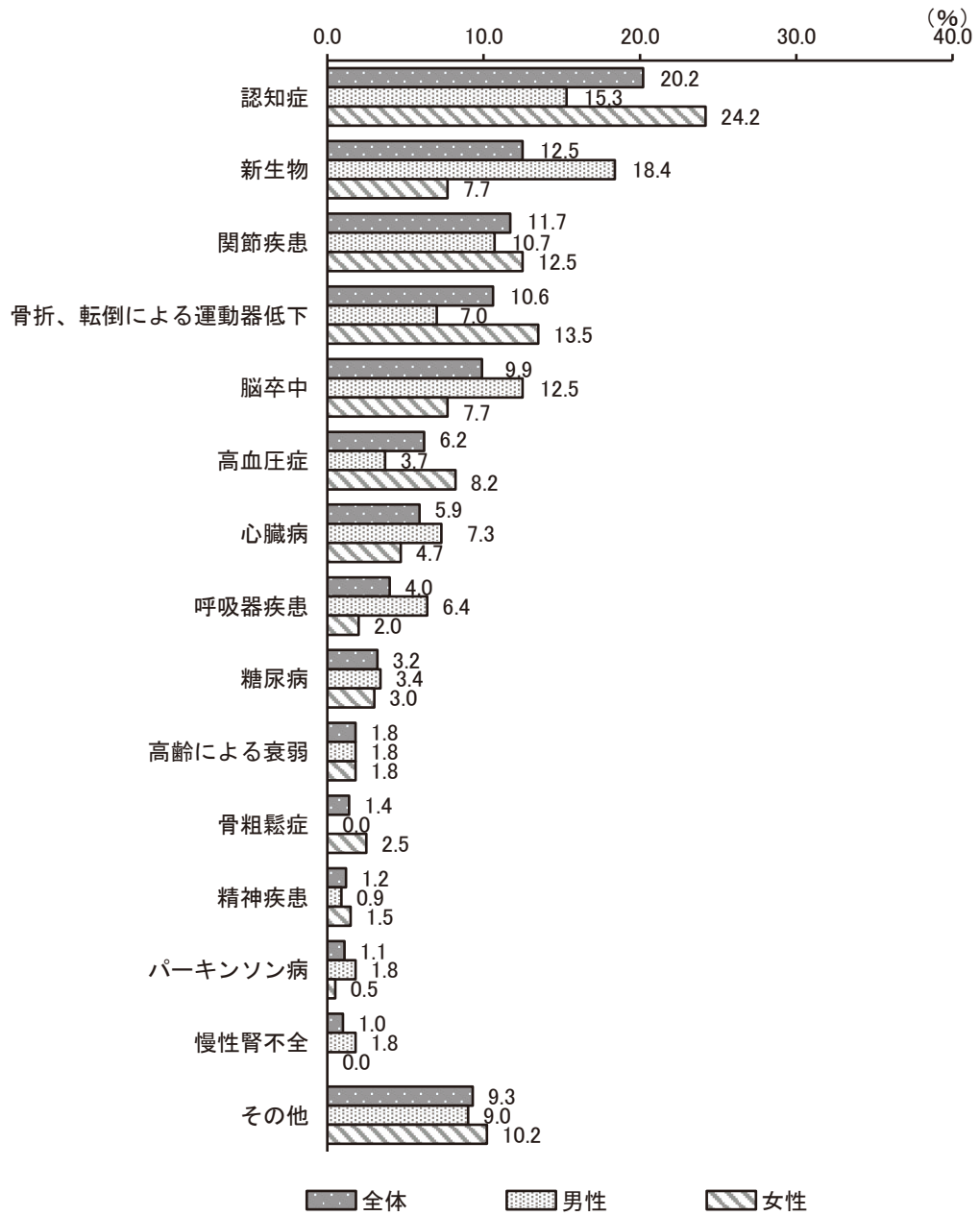
評価対象年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
評価時期	令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和9年 4月
65歳以上の新規要介護 認定者の平均年齢	83.1歳	83.0歳	83.0歳	83.1歳	83.2歳	83.3歳

資料：令和5年度介護保険運営協議会資料

(5) 新規認定者の介護要因（原因疾患）

新規認定者の要介護状態になった要因の構成割合をみると、男性では、悪性新生物が18.4%と最も高く、次いで認知症が15.3%、脳卒中が12.5%となっています。女性では、認知症が24.2%と最も高く、次いで骨折、転倒による運動器低下が13.5%、関節疾患が12.5%となっています。

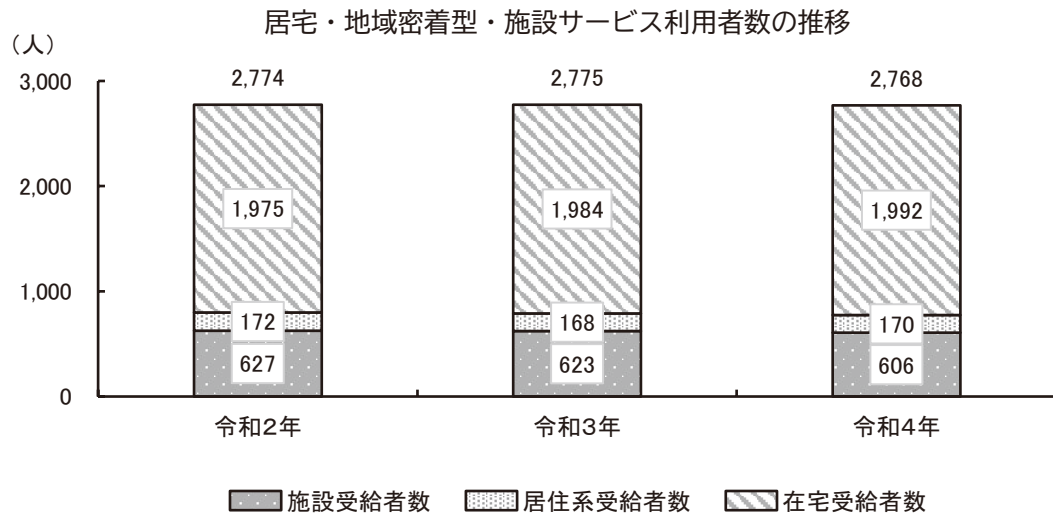
令和4年度 新規認定者 要介護要因



資料：令和5年度介護保険運営協議会第1回資料

(6) 介護保険サービス利用者の状況

介護保険サービス利用者数は2,700人台で推移しており、令和4年では2,768人となっています。サービス別にみると、在宅受給者数が増加、施設受給者数が減少しています。



単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年
施設受給者数	627	623	606
居住系受給者数	172	168	170
在宅受給者数	1,975	1,984	1,992

資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 アンケート調査結果からみた現状

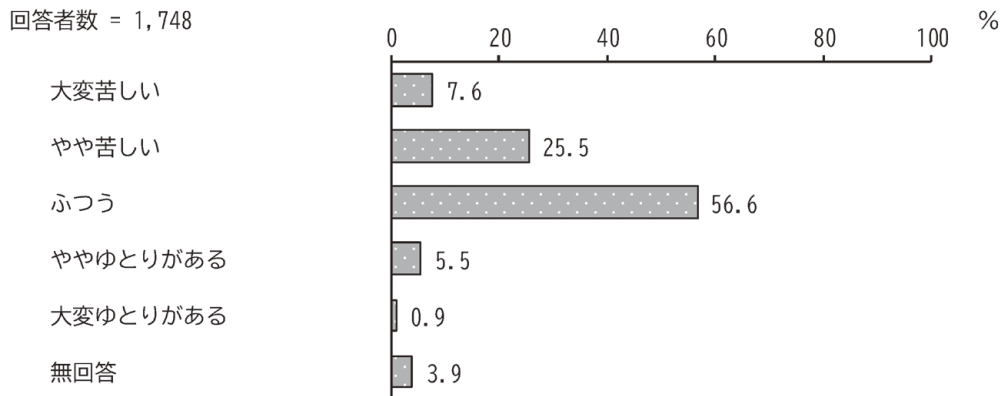
(1) 調査の結果

(2) - 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 回答者属性

ア 経済的にみた暮らしの状況

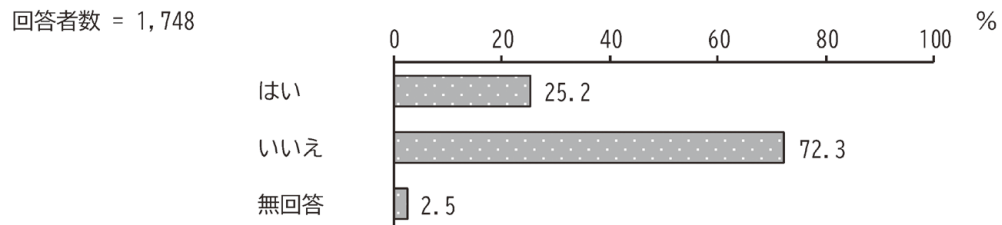
「ふつう」の割合が56.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が25.5%となっています。



② からだを動かすことについて

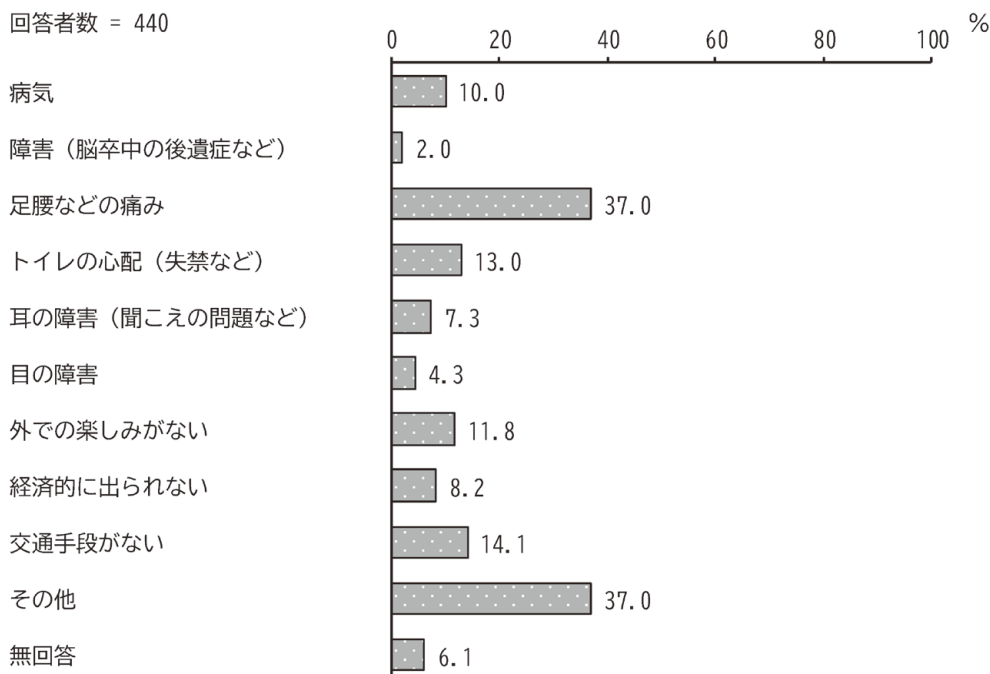
ア 外出を控えているか

「はい」の割合が25.2%、「いいえ」の割合が72.3%となっています。



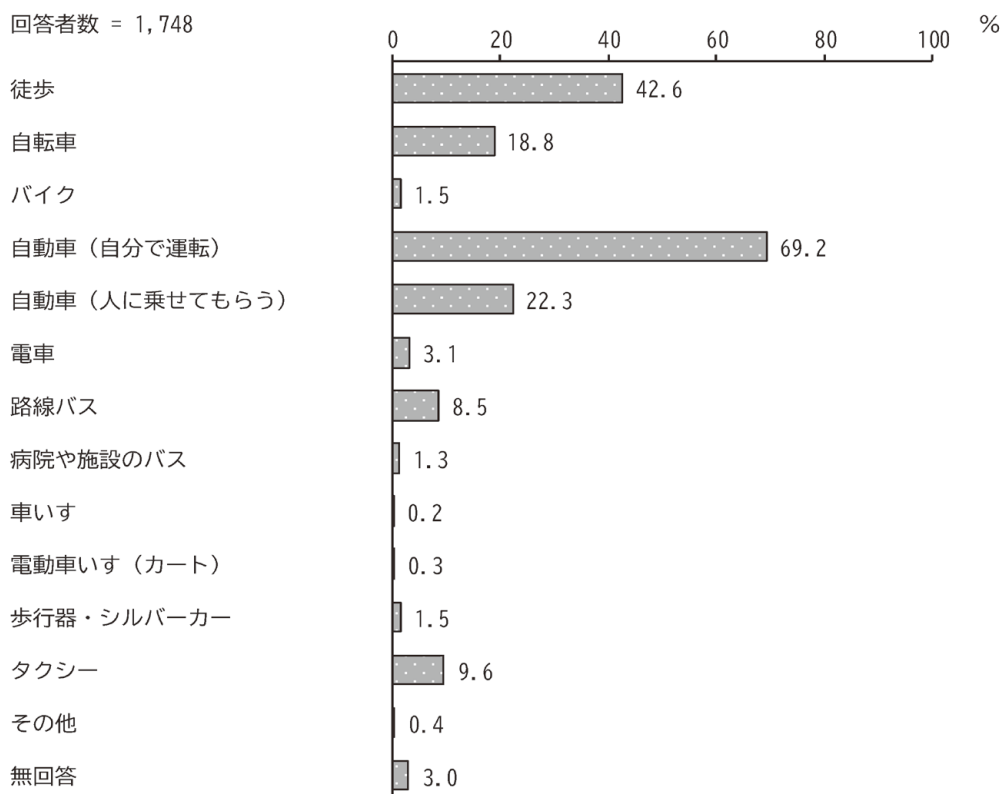
イ 外出を控えている理由

「足腰などの痛み」の割合が37.0%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が14.1%、「トイレの心配（失禁など）」の割合が13.0%となっています。



ウ 外出する際の移動手段

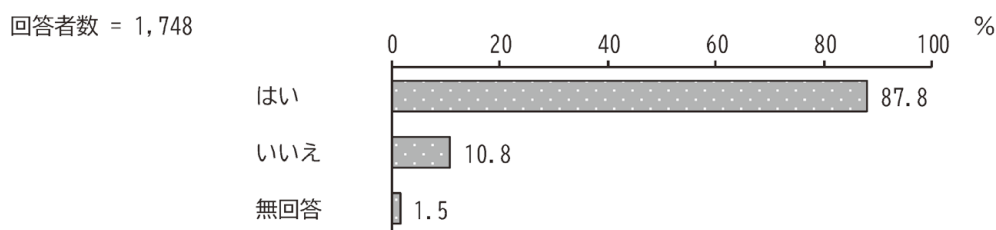
「自動車（自分で運転）」の割合が69.2%と最も高く、次いで「徒歩」の割合が42.6%、「自動車（人に乗せてもらう）」の割合が22.3%となっています。



③ 毎日の生活について

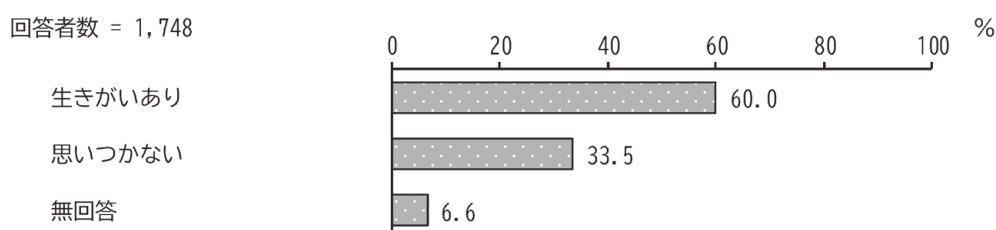
ア 健康に関する情報の関心の有無

「はい」の割合が87.8%、「いいえ」の割合が10.8%となっています。



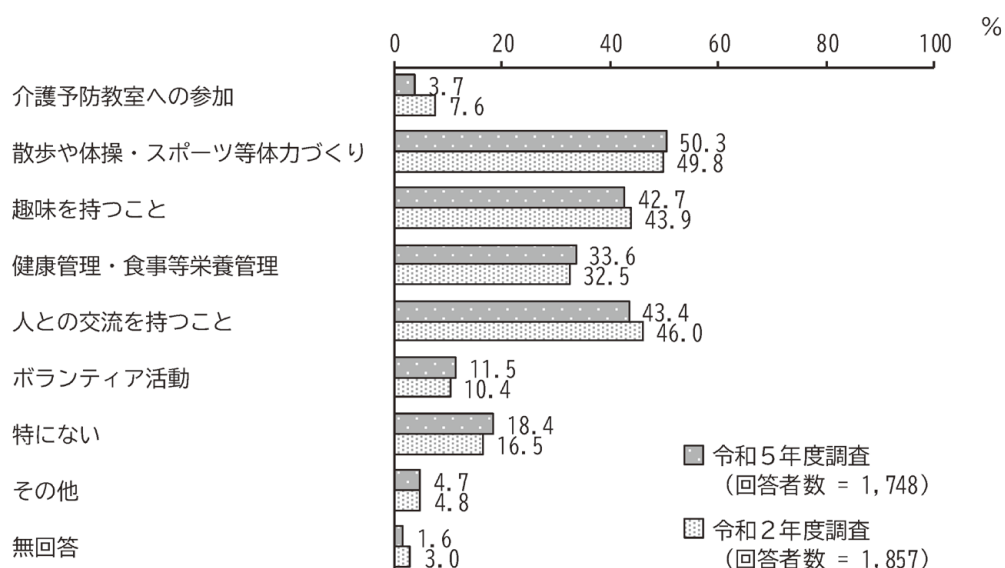
イ 生きがいの有無

「生きがいあり」の割合が60.0%、「思いつかない」の割合が33.5%となっています。



ウ 介護予防のために、意識して取り組んでいること

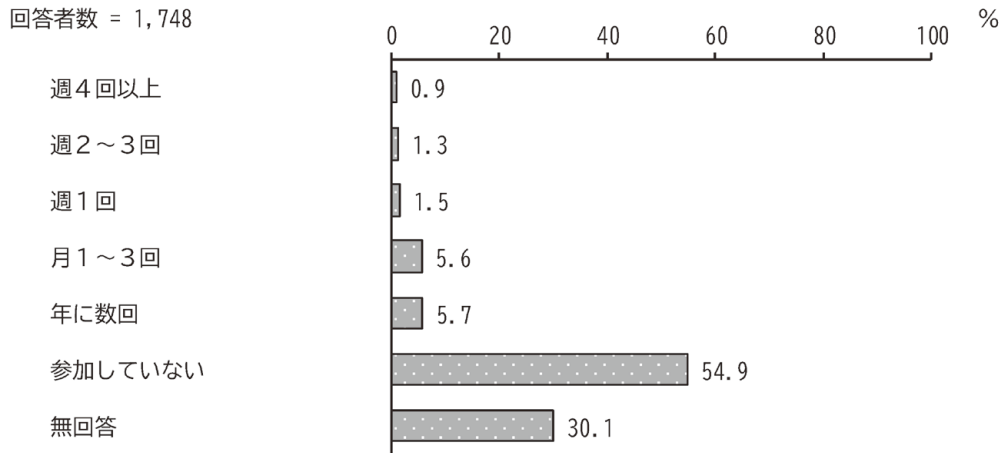
「散歩や体操・スポーツ等体力づくり」の割合が50.3%と最も高く、次いで「人との交流を持つこと」の割合が43.4%、「趣味を持つこと」の割合が42.7%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 地域での活動について

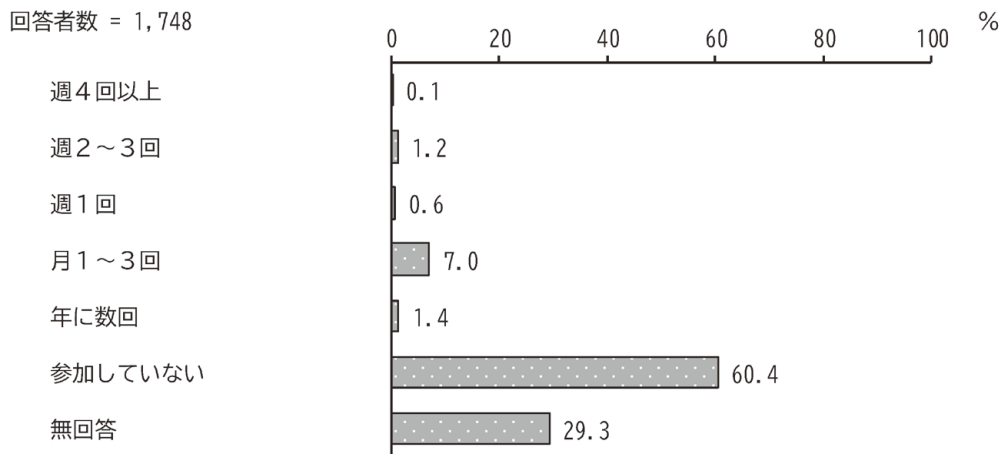
ア ボランティアのグループの参加頻度

「参加していない」の割合が54.9%と最も高くなっています。



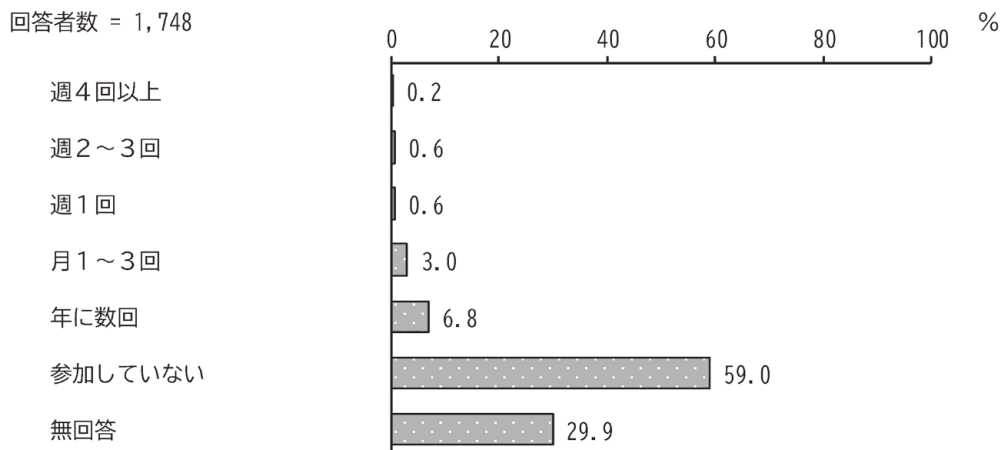
イ (ふれあいサロンなど) 介護予防のための通いの場の参加頻度

「参加していない」の割合が60.4%と最も高くなっています。



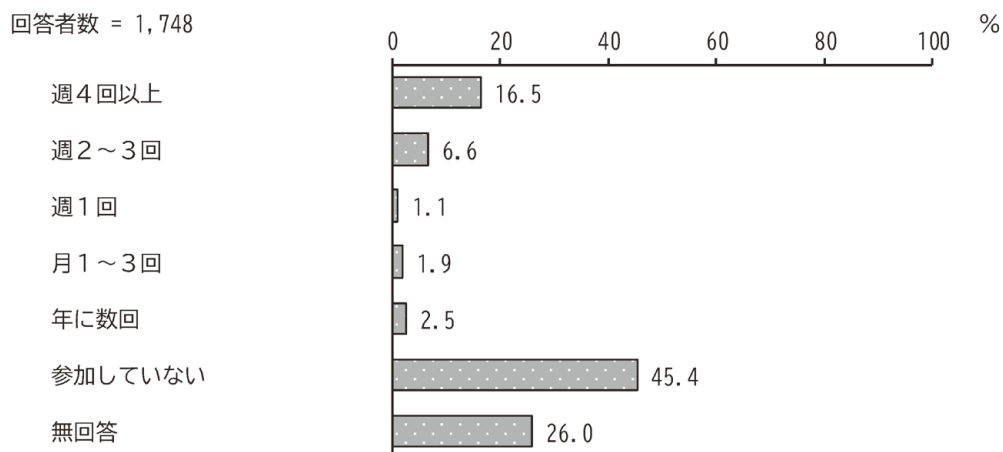
ウ 老人クラブの参加頻度

「参加していない」の割合が59.0%と最も高くなっています。



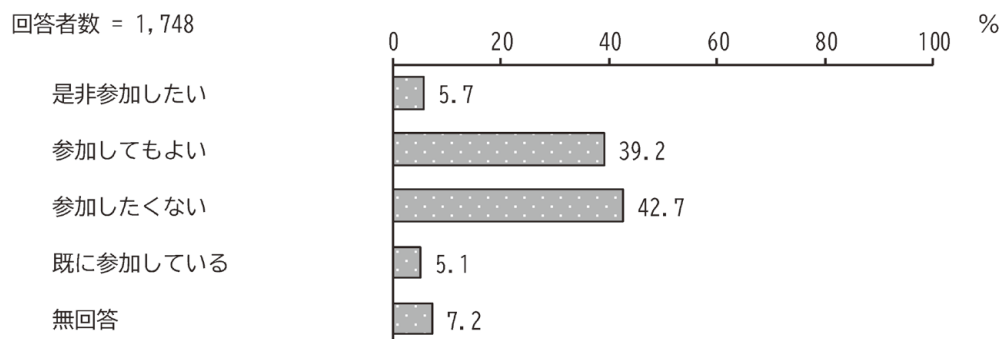
エ 収入のある仕事の頻度

「参加していない」の割合が45.4%と最も高く、次いで「週4回以上」の割合が16.5%となっています。



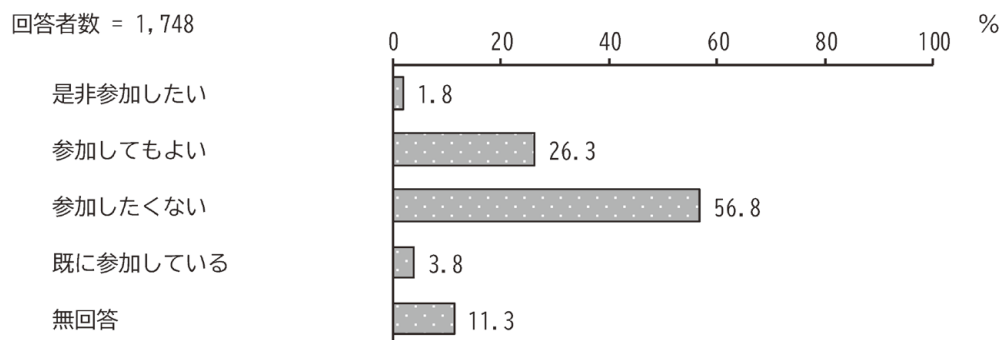
オ 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

「参加したくない」の割合が42.7%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が39.2%となっています。



カ 地域でのグループ活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向

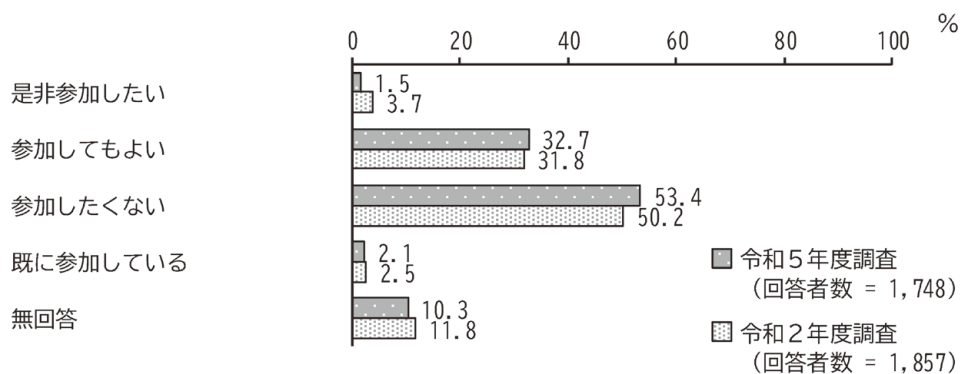
「参加したくない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が26.3%となっています。



キ 市が開催している介護予防教室の参加意向

「参加したくない」の割合が53.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が32.7%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

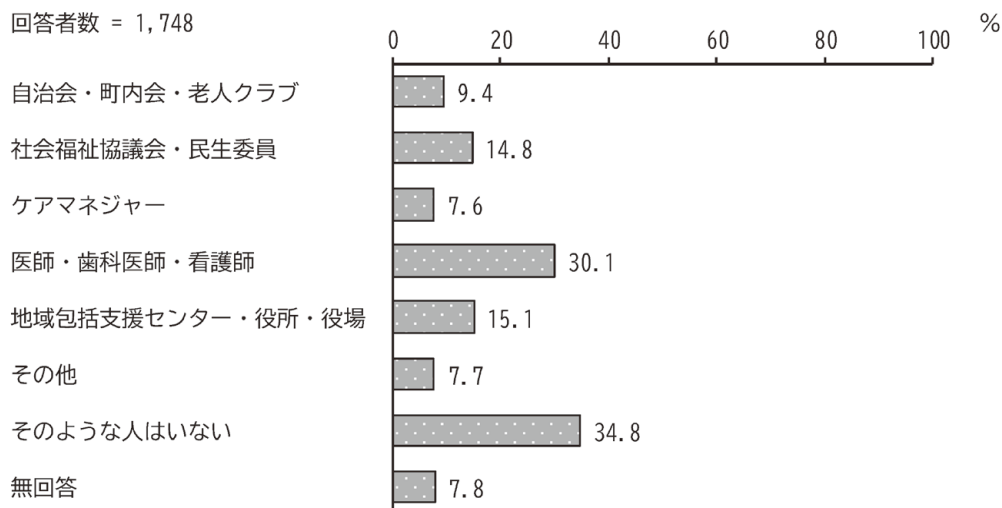


⑤ たすけあいについて

ア 家族や友人・知人以外の相談相手

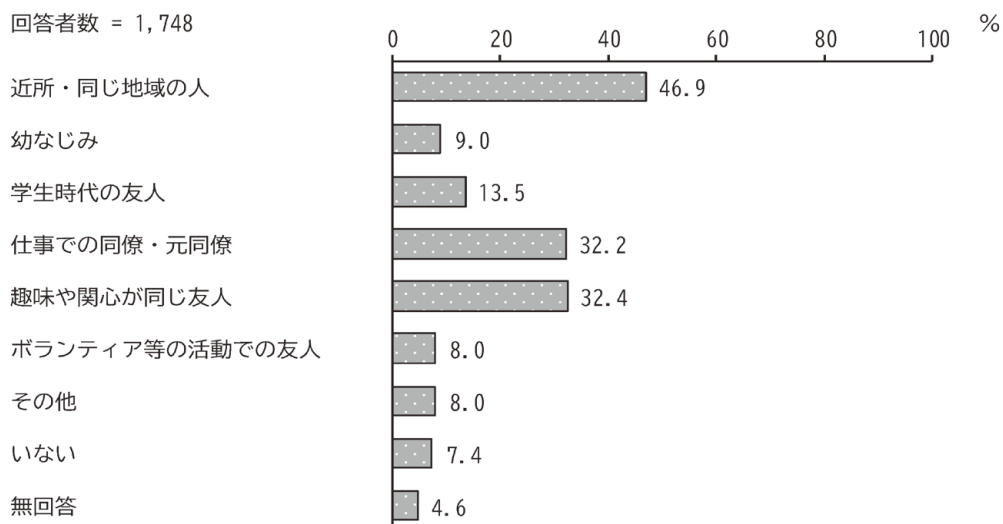
「そのような人はいない」の割合が34.8%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が30.1%、「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が15.1%となっています。

回答者数 = 1,748



イ よく会う友人・知人との関係

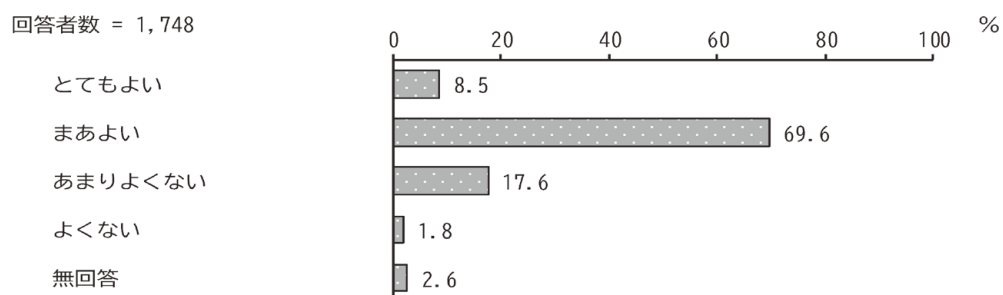
「近所・同じ地域の人」の割合が46.9%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」の割合が32.4%、「仕事での同僚・元同僚」の割合が32.2%となっています。



⑥ 健康について

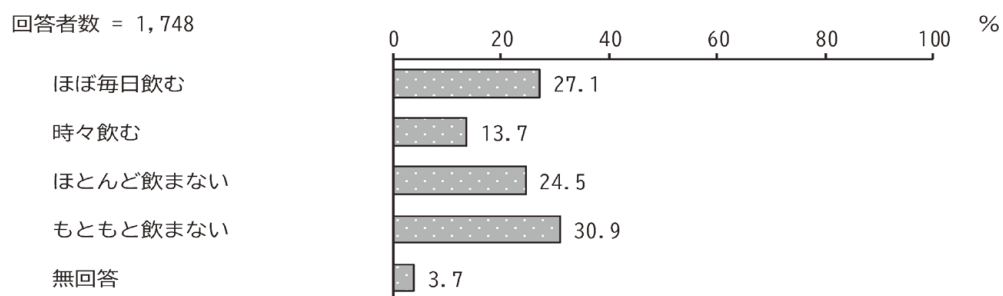
ア 健康状態

「まあよい」の割合が69.6%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が17.6%となっています。



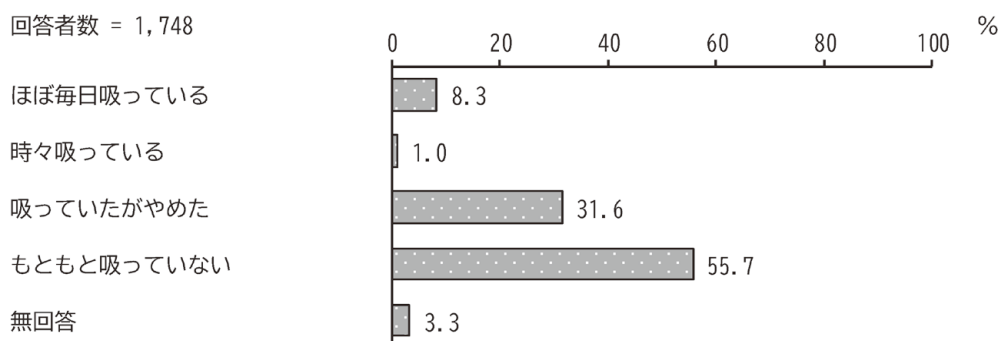
イ 飲酒頻度

「もともと飲まない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「ほぼ毎日飲む」の割合が27.1%、「ほとんど飲まない」の割合が24.5%となっています。



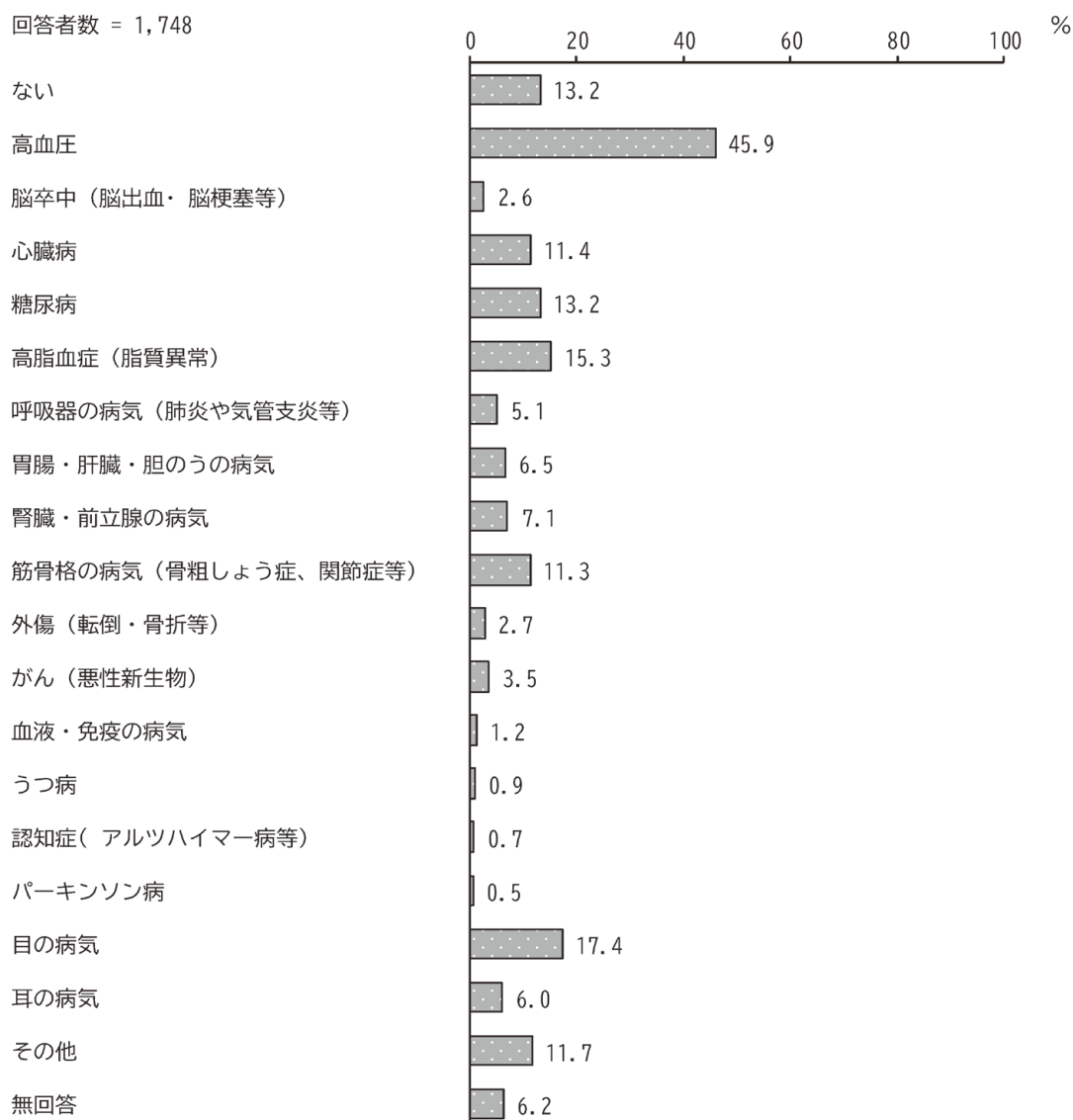
ウ 喫煙頻度

「もともと吸っていない」の割合が55.7%と最も高く、次いで「吸っていたがやめた」の割合が31.6%となっています。



エ 現在治療中、または後遺症のある病気

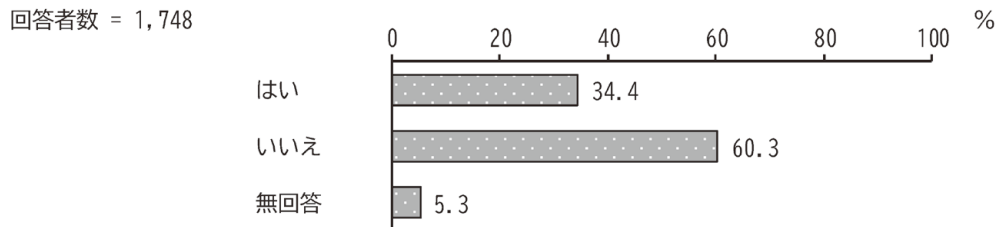
「高血圧」の割合が45.9%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が17.4%、「高脂血症（脂質異常）」の割合が15.3%となっています。



⑦ 認知症にかかる相談窓口の把握について

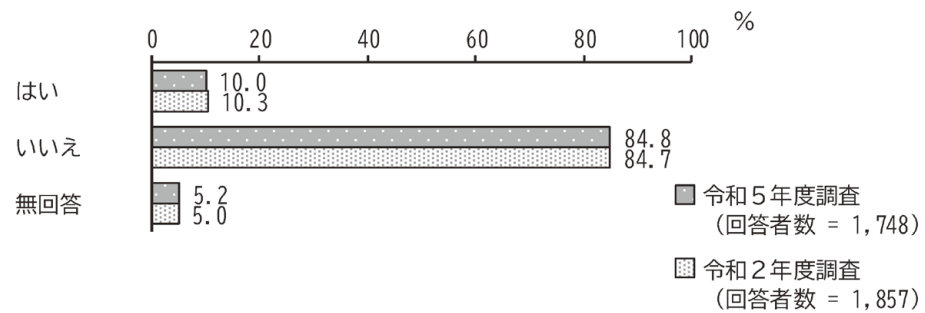
ア 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が34.4%、「いいえ」の割合が60.3%となっています。



イ 認知症に関する相談の有無

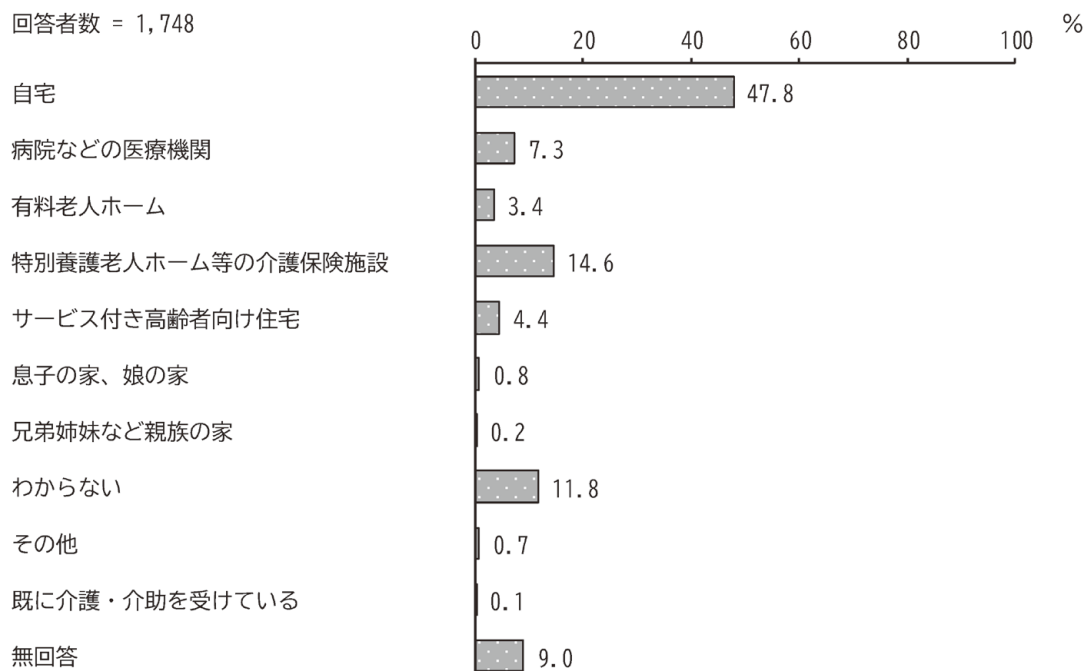
「はい」の割合が10.0%、「いいえ」の割合が84.8%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑧ あなたが、介護・介助が必要になった場合について

ア 介護・介助を受けたい場所

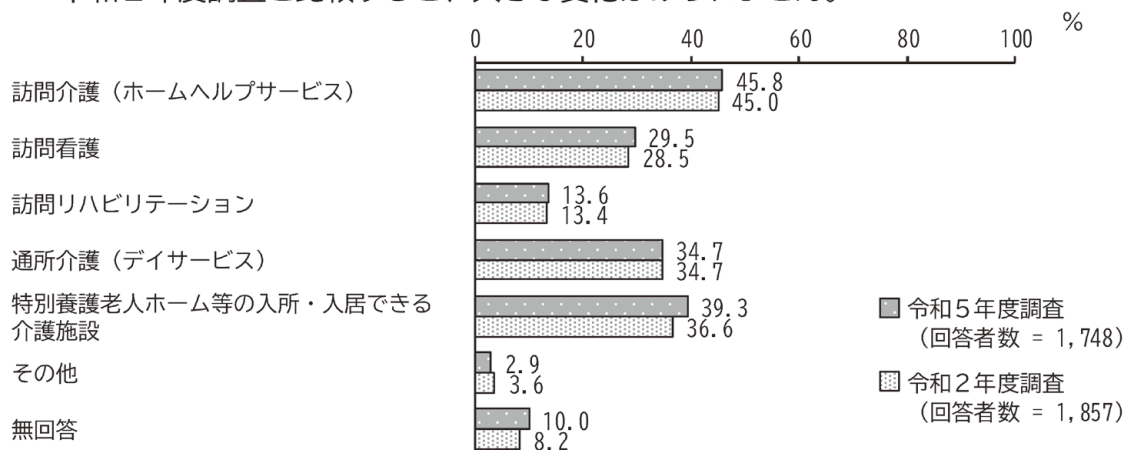
「自宅」の割合が47.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」の割合が14.6%、「わからない」の割合が11.8%となっています。



イ 介護や介助が必要になったら、利用したいサービス

「訪問介護（ホームヘルプサービス）」の割合が45.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の入所・入居できる介護施設」の割合が39.3%、「通所介護（デイサービス）」の割合が34.7%となっています。

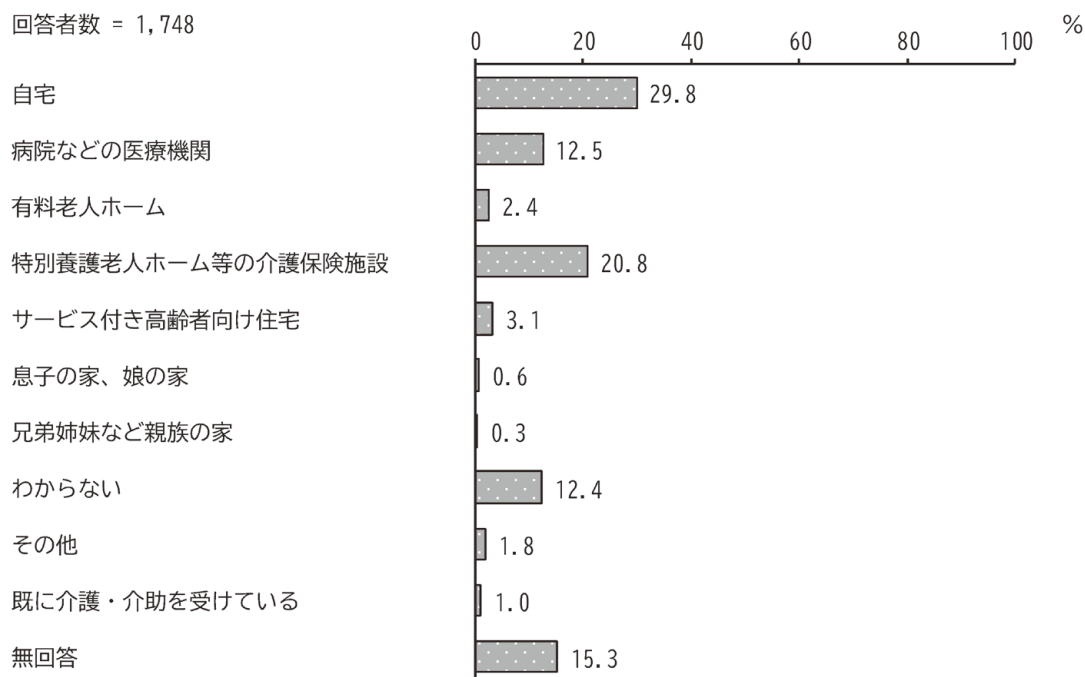
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑨ ご家族（配偶者や兄弟姉妹）が介護・介助が必要になった場合について

ア 希望する介護・介助の場

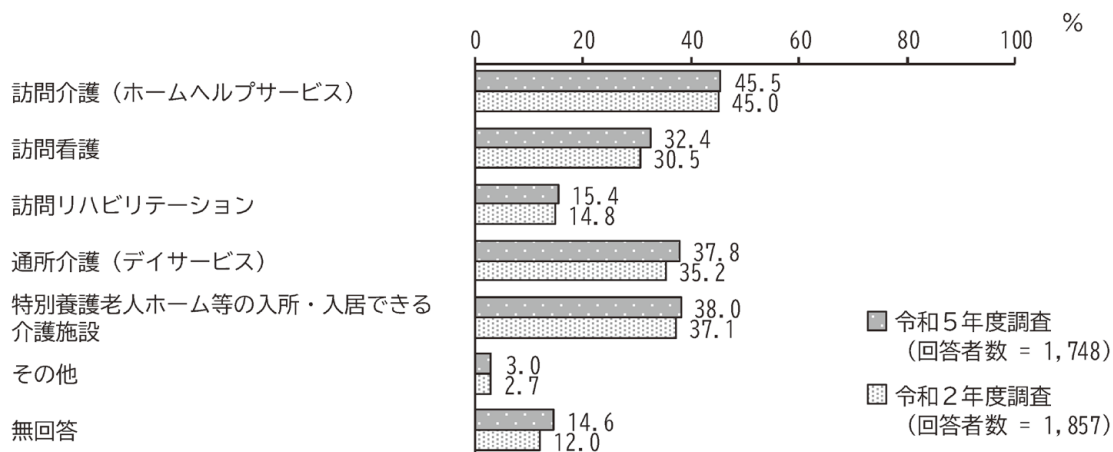
「自宅」の割合が29.8%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険施設」の割合が20.8%、「病院などの医療機関」の割合が12.5%となっています。



イ ご家族に介護や介助が必要になったら、利用したいサービス

「訪問介護（ホームヘルプサービス）」の割合が45.5%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム等の入所・入居できる介護施設」の割合が38.0%、「通所介護（デイサービス）」の割合が37.8%となっています。

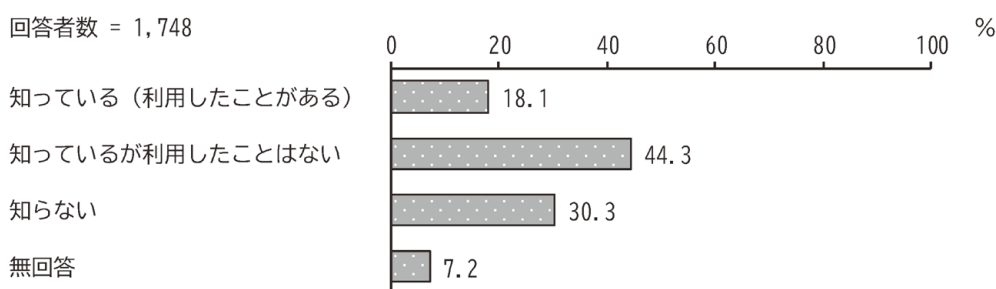
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑩ 行政の取組等について

ア 地域包括支援センター（長寿・あいあい・なごみ）の認知度

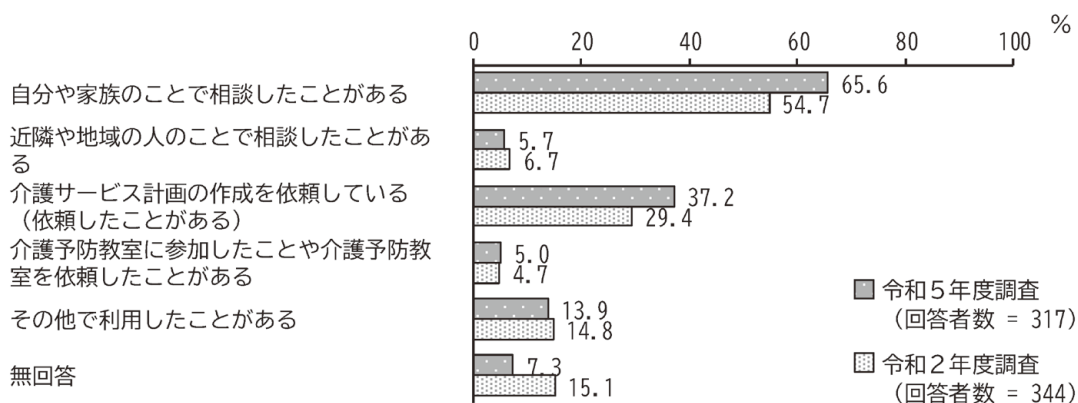
「知っているが利用したことはない」の割合が44.3%と最も高く、次いで「知らない」の割合が30.3%、「知っている（利用したことがある）」の割合が18.1%となっています。



イ 地域包括支援センターの利用内容

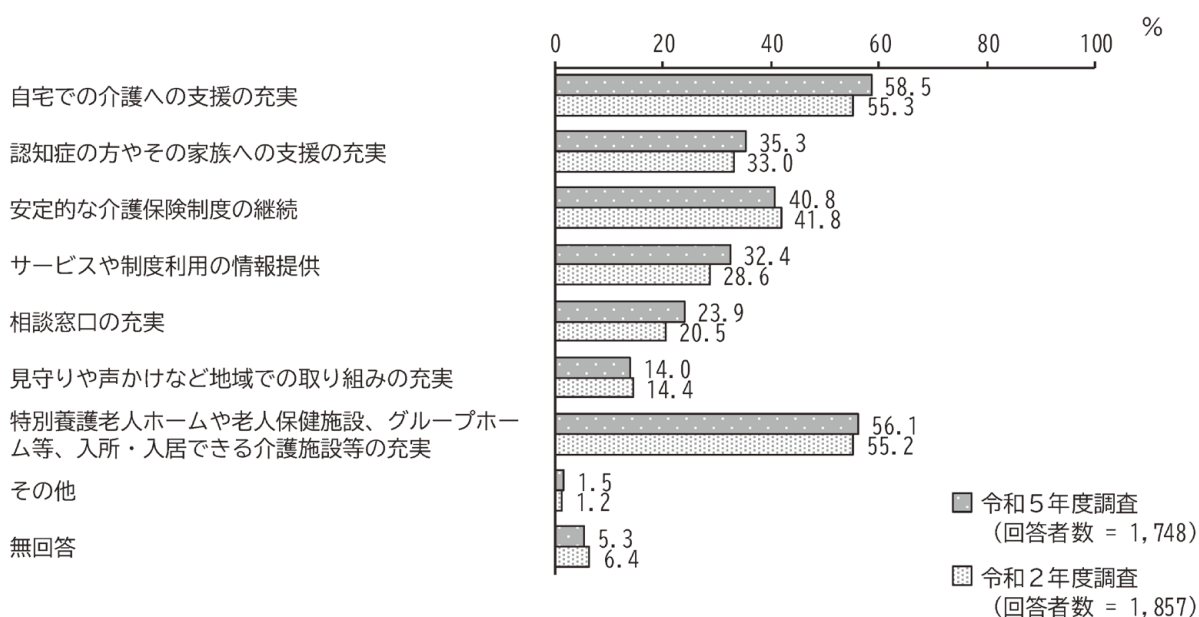
「自分や家族のことで相談したことがある」の割合が65.6%と最も高く、次いで「介護サービス計画の作成を依頼している（依頼したことがある）」の割合が37.2%、「その他で利用したことがある」の割合が13.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「自分や家族のことで相談したことがある」「介護サービス計画の作成を依頼している（依頼したことがある）」の割合が増加しています。



ウ 介護サービスに関して、敦賀市に期待すること

「自宅での介護への支援の充実」の割合が58.5%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、入所・入居できる介護施設等の充実」の割合が56.1%、「安定的な介護保険制度の継続」の割合が40.8%となっています。令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



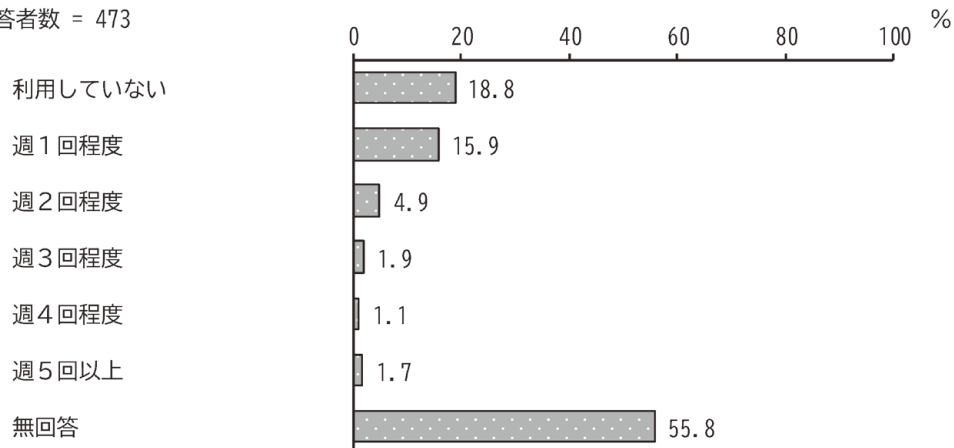
(2) - 2 在宅介護実態調査

① 調査対象者様ご本人について

ア 訪問看護の利用状況

「利用していない」の割合が18.8%と最も高く、次いで「週1回程度」の割合が15.9%となっています。

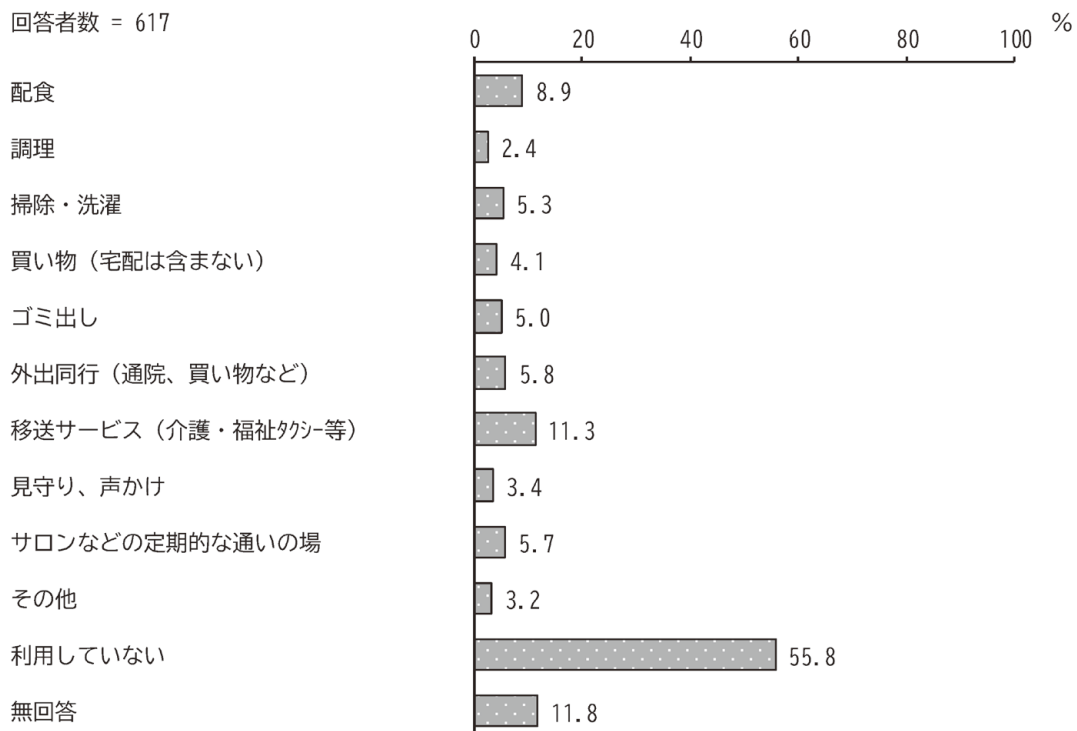
回答者数 = 473



イ 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス

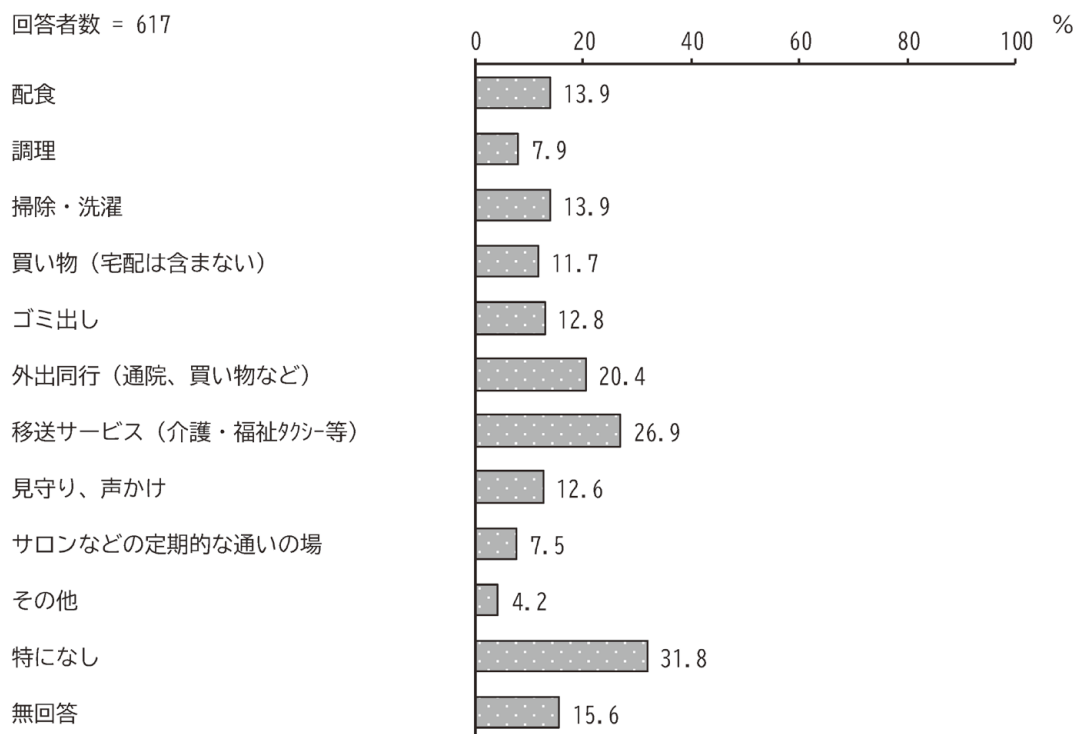
「利用していない」の割合が55.8%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が11.3%となっています。

回答者数 = 617



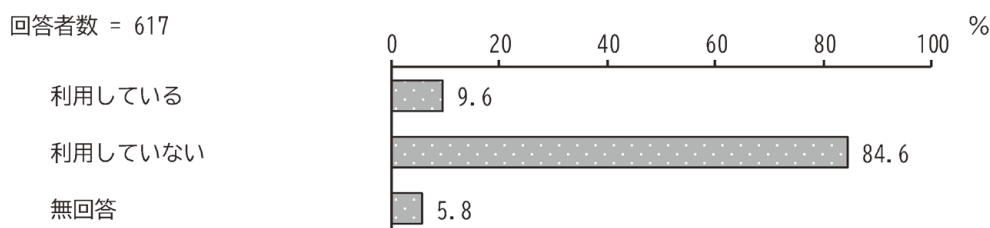
ウ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」の割合が31.8%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が26.9%、「外出同行（通院、買い物など）」の割合が20.4%となっています。



エ 訪問診療の利用状況

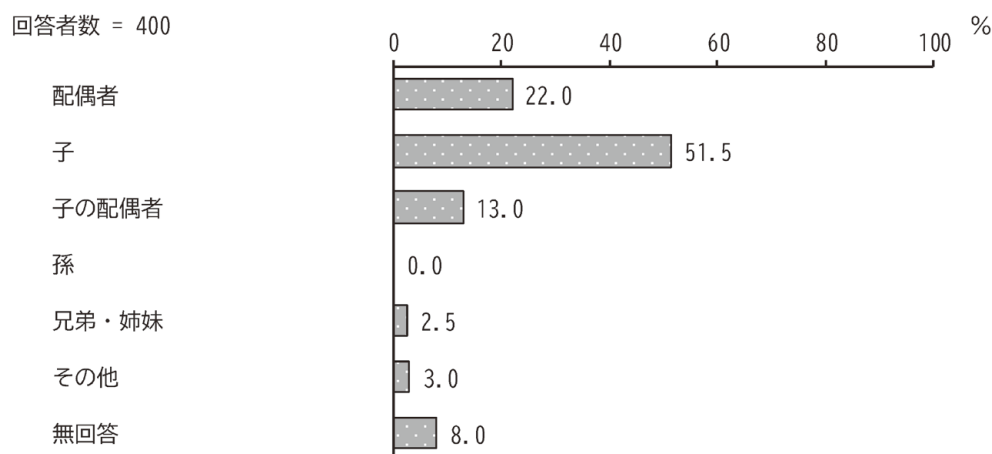
「利用している」の割合が9.6%、「利用していない」の割合が84.6%となっています。



② 主な介護者の方について

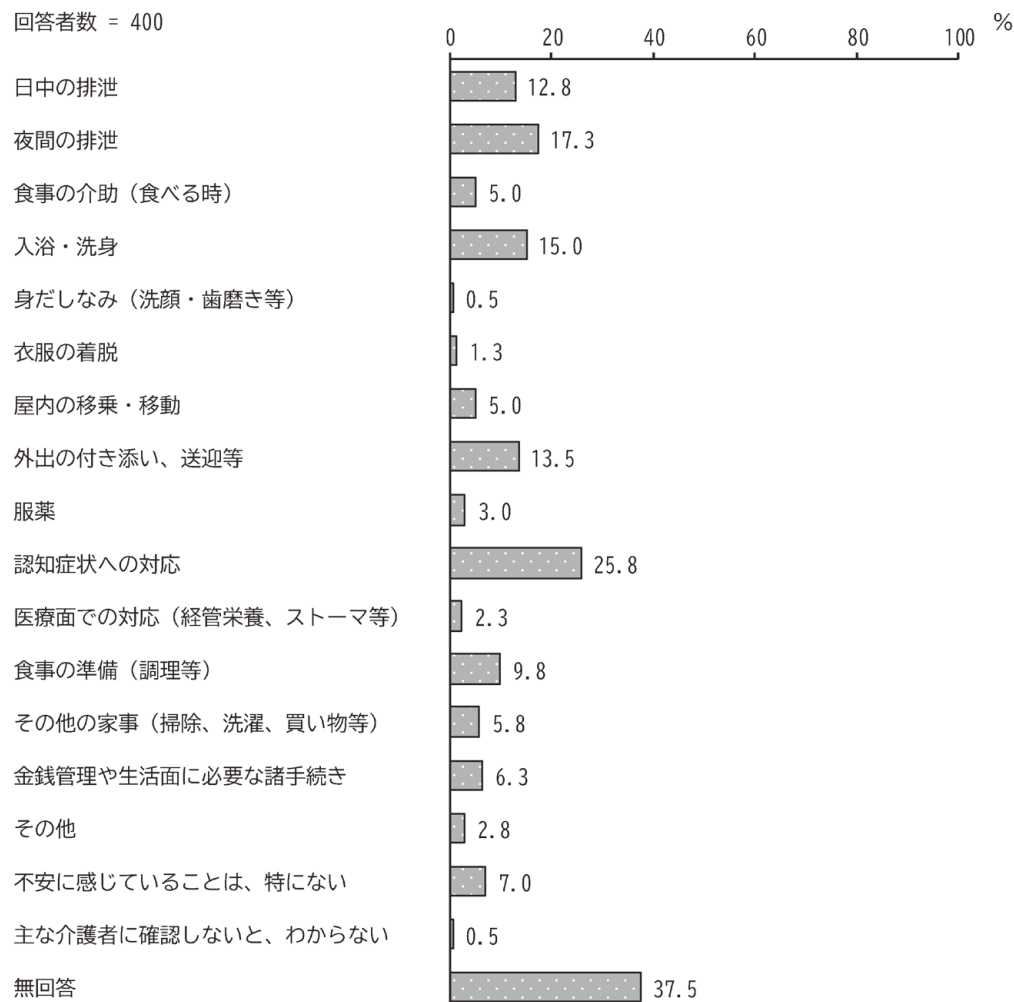
ア 主な介護者の方

「子」の割合が51.5%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が22.0%、「子の配偶者」の割合が13.0%となっています。



イ 現在の生活を継続していくにあたり、不安に感じる介護等について

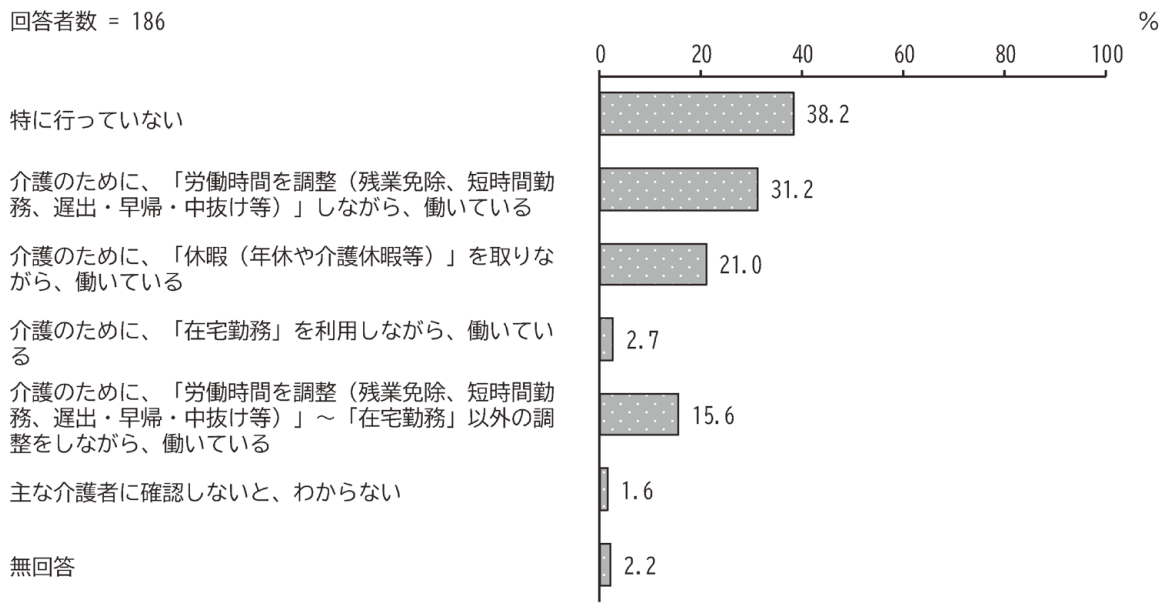
「認知症状への対応」の割合が25.8%と最も高く、次いで「夜間の排泄」の割合が17.3%、「入浴・洗身」の割合が15.0%となっています。



ウ 介護をするにあたって、働き方の調整等の有無

「特に行っていない」の割合が38.2%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」の割合が31.2%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」の割合が21.0%となっています。

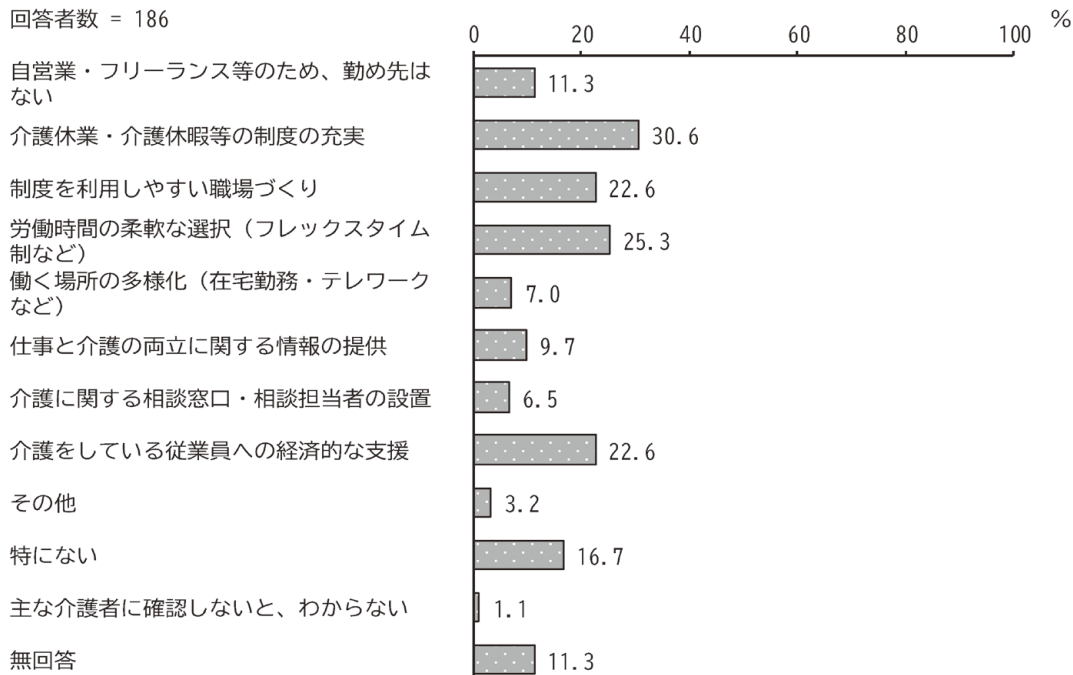
回答者数 = 186



エ 仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援

「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が30.6%と最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の割合が25.3%、「制度を利用しやすい職場づくり」、「介護をしている従業員への経済的な支援」の割合が22.6%となっています。

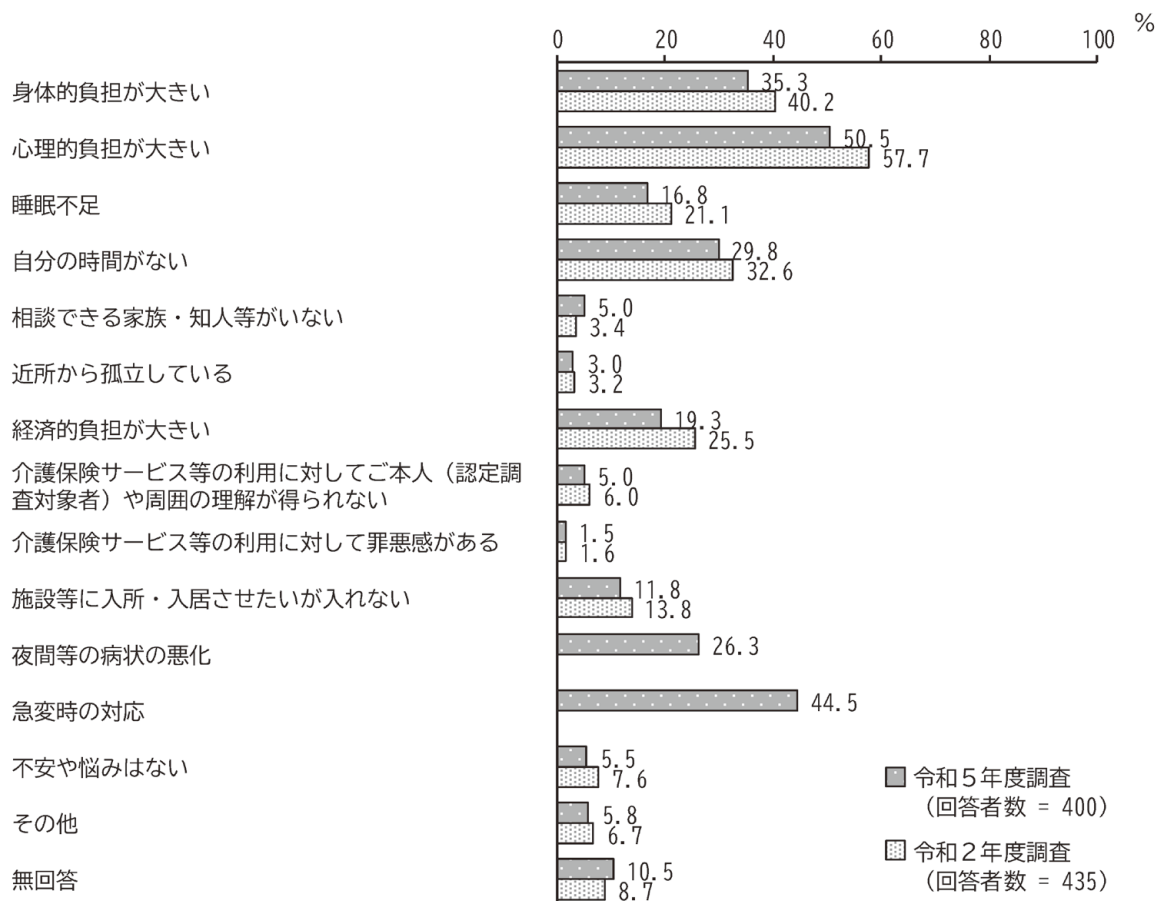
回答者数 = 186



オ 介護する上での不安や悩みについて

「心理的負担が大きい」の割合が50.5%と最も高く、次いで「急変時の対応」の割合が44.5%、「身体的負担が大きい」の割合が35.3%となっています。

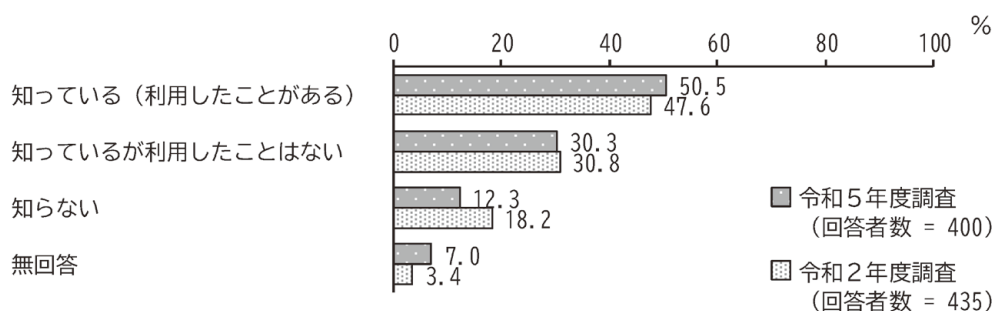
令和2年度調査と比較すると、「心理的負担が大きい」「経済的負担が大きい」の割合が減少しています。



カ 地域包括支援センター（長寿・あいあい・なごみ）の認知度

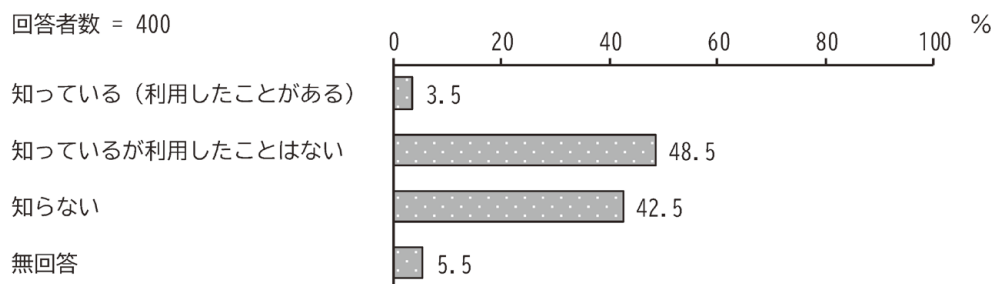
「知っている（利用したことがある）」の割合が50.5%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」の割合が30.3%、「知らない」の割合が12.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「知らない」の割合が減少しています。



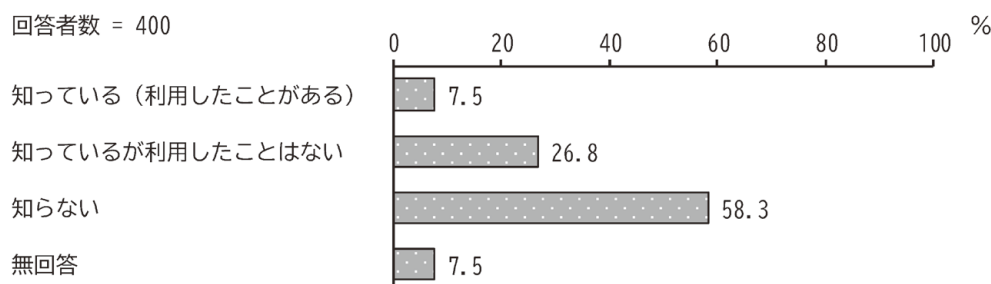
キ 介護者のつどいの場「介護やすらぎカフェ」の認知度

「知っているが利用したことはない」の割合が48.5%と最も高く、次いで「知らない」の割合が42.5%となっています。



ク 介護者のための訪問サービス「介護やすらぎ訪問」の認知度

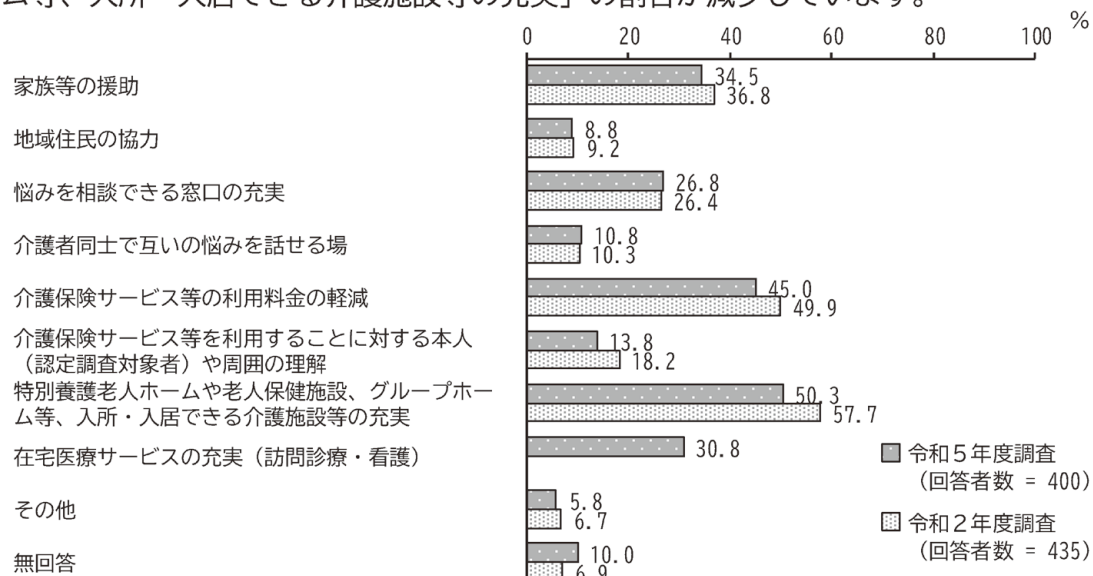
「知らない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」の割合が26.8%となっています。



ケ 介護の不安や悩みを軽減するために必要なこと

「特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、入所・入居できる介護施設等の充実」の割合が50.3%と最も高く、次いで「介護保険サービス等の利用料金の軽減」の割合が45.0%、「家族等の援助」の割合が34.5%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、入所・入居できる介護施設等の充実」の割合が減少しています。



5 第8期計画の評価および今後の課題

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

項目	内容	
地域包括ケア体制の整備	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議、地域ケア個別会議の開催回数は減少傾向にありますが、検討ケースの増加および課題解決に向けた地域包括ケア推進会議を開催しています。
	課題	⇒地域包括支援センターを拠点に、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく必要があります。
地域包括支援センター機能の充実強化	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける、総合相談延件数は増加傾向にあります。 ・家族や友人・知人以外の相談相手について、「地域包括支援センター・役所・役場」が15.1%となっています。 ・地域包括支援センターについて、ニーズ調査で「知っているが利用したことはない」が44.3%と最も高く、次いで「知らない」が30.3%となっています。一方、在宅介護調査では「知っている（利用したことがある）」が50.5%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が30.3%、「知らない」が12.3%となっています。
	課題	⇒地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要となってきます。 ⇒権利擁護の推進を図るためには、虐待の防止や早期発見、成年後見制度の利用促進など、必要とされる人を早期に発見・支援する体制の充実が必要です。
在宅医療・在宅介護の連携推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が介護・介助が必要になった場合に日常生活を送りたい場所について、「自宅」が5割近くと最も高く、利用したいサービスについて、「訪問看護」が約3割となっています。 ・在宅介護調査によると、訪問看護を週1回以上利用している人が25.5%います。 ・介護の不安や悩みを軽減するために必要だと思うことについて、「在宅医療サービスの充実（訪問診療・看護）」が3割を超えています。
	課題	⇒医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に推進する必要があります。 ⇒医療や介護に携わる多職種が連携、協働しながら、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制を構築することが重要です。また、地域住民に対して、在宅医療・在宅介護について普及啓発を図ることも重要です。

項目	内容	
「認知症ほっとけんまち敦賀」の推進 (認知症対策の推進)	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が6割を超えています。 ・認知症に関する相談をしたことがある人が1割となっており、どこに(誰に)相談したかについて、「認知症専門医」が56.9%と最も高く、次いで「ケアマネジャー」が48.3%、「かかりつけ医」が33.9%となっています。 ・介護サービスに関する事で、敦賀市に期待することは、「認知症の方やその家族への支援の充実」が3割半ばとなっています。 ・介護者の方が不安を感じる介護等について、「認知症状への対応」が2割半ばと最も高くなっています。
	課題	<p>⇒認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口や早期発見のためのしくみなど、当事者の不安の解消に向けた施策の充実が必要です。</p> <p>⇒認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症の人を含めた地域住民が相互に尊重し合い、支え合う共生社会を目指して、施策を推進していくことが重要です。認知症にやさしいまちづくりの推進に向け、市民の認知症に対する正しい知識と理解をさらに深める必要があります。</p>
介護に取り組む家族等への支援	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護する上での不安や悩みは、「心理的負担が大きい」が50.5%と最も高く、次いで「急変時の対応」が44.5%、「身体的負担が大きい」が35.3%となっています。 ・介護者のつどいの場「介護やすらぎカフェ」について、「知っているが利用したことはない」が5割近くと最も高く、次いで「知らない」が4割を超えています。 ・介護者のための訪問サービス「介護やすらぎ訪問」について、「知らない」が6割近くと最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が3割近くとなっています。 ・介護の不安や悩みを軽減するために必要だと思うことについて、「家族等の援助」が3割半ばとなっています。
	課題	<p>⇒介護に携わる介護者家族への負担は、身体的・精神的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。</p> <p>⇒家族介護者に対して、市や医療機関など関係機関が連携して支援していくとともに、自主的な活動や情報共有などを目的としたコミュニケーションの場づくりを検討していく必要があります。</p>

基本目標 2 健康づくりと生活習慣病予防の推進

項目	内容	
健康づくりの推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する記事や番組に関心がある人が9割近くいます。 ・現在の健康状態について、“よい”（「とてもよい」と「まあよい」の合計）が8割近く、“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）が約2割となっています。 ・現在治療中、または後遺症のある病気について、「高血圧」が45.9%と最も高く、次いで「目の病気」が17.4%、「高脂血症（脂質異常）」が15.3%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒虚血性心疾患などの生活習慣病の発症・重症化を予防するとともに、身体機能・認知機能の低下などフレイル状態を防ぐことが健康寿命の延伸につながるため、高齢期における心身機能の特性を理解し、適切な食事や運動など自分の状態にあった健康づくりに取り組む高齢者を増やしていくことが必要です。 ⇒高齢期を健康で過ごすことは、高齢者の生活の質の向上に不可欠であり、自分にあった健康づくりを行えるよう、生涯を通じた健康づくりを支援する環境整備が課題です。
疾病予防・健康管理の推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・お酒を“ほぼ毎日飲む”人が27.1%となっています。 ・タバコを“吸っている”（「ほぼ毎日吸っている」と「時々吸っている」の合計）人が9.3%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒生活習慣病の発症や重症化を予防するため、各種健（検）診を受診してもらい、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが必要です。 ⇒できるだけ多くの方に、健（検）診を受診してもらえるよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。

基本目標3 元気づくり（介護予防）の推進

項目	内容	
介護予防・生活支援サービス事業の推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のために意識して取り組んでいることについて、「散歩や体操・スポーツ等体力づくり」が50.3%と最も高く、次いで「人との交流を持つこと」が43.4%、「趣味を持つこと」が42.7%となっています。 ・介護サービスに関することで、敦賀市に期待することは、「安定的な介護保険制度の継続」が4割を超えています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒地域において、多様な主体によるサービス提供体制を構築していくために、その受け皿と担い手の確保に努めるとともに、住民主体による支え合い活動の創出に取り組み、高齢者の介護予防と社会参加を推進していく必要があります。
「T3元気づくりプロジェクト！」の推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のための通いの場へ年に数回以上参加している人は約1割と低くなっています。 ・市が開催している介護予防教室への参加について、「参加したくない」が5割を超えており、その理由は、「参加する必要性や意義を感じない」が37.3%と最も高く、次いで「興味がない」が35.2%、「時間がない」が25.2%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒高齢者が、身近な場所で気軽に「健康づくりや介護予防」に取り組める環境を整えること、また介護予防に関する知識の普及と意識の向上が必要となります。 ⇒介護予防に取り組む人が増えるよう、介護予防教室を継続して実施していくとともに、介護予防やフレイル予防の普及啓発に取り組むサポーターの養成を継続していく必要があります。 ⇒健康寿命の延伸に向け、高齢者の保健事業との連携を図り、介護予防・重症化予防を推進していく必要があります。

基本目標4 生きがいくりと安全・安心なまちづくりの推進

項目	内容	
生きがいくりの推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいの有無について、「生きがいあり」が6割、「思いつかない」が3割を超えています。 ・地域でのグループ活動への参加について、「参加したくない」が42.7%と最も高く、次いで「参加してもよい」が39.2%となっています。また、企画・運営としての参加について、「参加したくない」が56.8%と最も高く、次いで「参加してもよい」が26.3%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきいきと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた優れた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりが必要です。 ⇒感染症対策を引き続き講じながら、多様な生きがいくりに繋がる講座や活動の場への参画促進を図っていくことが必要です。
居場所づくりの推進と参加促進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・外出を控えている人は2割半ばとなっており、その理由は、「足腰などの痛み」が37.0%と最も高く、次いで「交通手段がない」が14.1%となっています。 ・外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が69.2%と最も高く、次いで「徒歩」が42.6%、「自動車（人に乗せてもらう）」が22.3%となっています。 ・地域での活動へ年に数回以上参加している人の割合について、「ボランティアのグループ」が15.0%、「老人クラブ」が11.2%、「収入のある仕事」が28.6%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒新たな居場所の開設を推進するとともに、一定の質を確保しながら持続することが可能な居場所となるよう支援することが必要です。 ⇒これまで様々な支援等を利用したことがない地域住民への情報提供や、利用促進のための周知啓発について検討することが必要です。
生活支援・福祉サービスの推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに関することで、敦賀市に期待することは、「自宅での介護への支援の充実」が6割近くと最も高くなっています。 ・現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて、「利用していない」が55.8%と最も高くなっています。 ・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が3割近く、「外出同行（通院、買い物など）」が2割を超えています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒支援が必要な高齢者の増加が予測されるなか、地域のボランティア活動や近隣住民による見守り・支え合い、生活支援サービスの提供等、高齢者を地域で支える体制を確立することが必要です。 ⇒高齢者が介護を必要とする状態になっても、その人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉サービスの充実が必要です。
人にやさしいまちづくりの推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が3割半ばと最も高くなっています。 ・よく会う友人・知人の関係について、「近所・同じ地域の人」が46.9%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」が32.4%、「仕事での同僚・元同僚」が32.2%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒地域における支え合い活動についての市民の理解は低いのが現状です。さらに支え合い活動の必要性を理解し、地域における支え合い活動が増えていくよう、普及啓発に努めていく必要があります。

項目	内容	
安全・安心なまちづくりの推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに関することで、敦賀市に期待することは、「見守りや声かけなど地域での取組の充実」が14.0%となっています。 ・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「見守り、声かけ」が12.6%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒安全・安心に暮らすという観点から、地震等の災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が必要です。 ⇒大規模災害発生時、避難行動要支援者の登録情報が安否確認等に役立つよう、情報の更新等を適宜行うことが必要です。

基本目標 5 介護給付等の適正化

項目	内容	
介護給付の適正化（介護給付適正化計画）	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに関することで、敦賀市に期待することは、「自宅での介護への支援の充実」が58.5%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、入所・入居できる介護施設等の充実」が56.1%、「安定的な介護保険制度の継続」が40.8%となっています。 ・介護の不安や悩みを軽減するために必要だと思うことについて、「特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、入所・入居できる介護施設等の充実」が50.3%と最も高く、次いで「介護保険サービス等の利用料金の軽減」が45.0%、「家族等の援助」が34.5%となっています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためには、必要なサービスを必要なタイミングで受けることが必要です。そのために、適切な情報提供や相談体制の充実が必要です。 ⇒介護サービスの提供体制の確保・拡充が求められる中、介護保険制度等の周知の徹底やケアプランの点検等を行い、サービス内容と費用の両面から捉えた介護給付費の適正化が必要です。
介護人材の確保	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の技能向上を支援するための「介護職員初任者研修受講料助成事業」と過去に介護職員としての実務経験のある方が再び介護の仕事に就労することを促進するための「潜在介護人材再就職支援助成事業」を実施していますが、申請件数は少ない状況です。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ⇒人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進や潜在介護人材の再就職支援についても取り組む必要があります。 ⇒外国人の介護人材の活用および介護ロボットの普及促進については、現場のニーズに配慮しながら継続して取り組んでいくことが必要です。

項目	内容	
費用負担の公平化と低所得者対策	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の暮らしの状況を経済的にみて“苦しい”（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と感じる人が3割を超えています。 ・介護の不安や悩みを軽減するために必要だと思うことについて、「介護保険サービス等の利用料金の軽減」が4割半ばとなっています。
	課題	⇒低所得者に対して、利用者負担の軽減や介護保険料の減免などにより、引き続き、介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。

1 基本理念

本市では「好循環が継続する、発展し続ける地域」を目指し、その中で市民の誰もが、安心して、楽しく住むことができるまちづくりに取り組みます。

この地域ビジョンの実現に向けて、高齢者福祉分野では、高齢者が地域社会の一員として、いきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取組との連続性、整合性から「つるが安心お達者プラン8」の理念「誰もが安心して住み続けたいくなるまち つるが」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、高齢者本人が「介護予防や多様な社会参加（自助）」を果たし、「住民同士の支え合い（互助）」、「地域全体での主体的な支え合いや助け合い（共助）」、「その取組を支援する（公助）」が一体となり、高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域共生社会の実現を目指していくまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

誰もが安心して住み続けたいくなるまち つるが

2 基本目標

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「支える側」「支えられる側」という従来を超えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、医療と介護の連携や関係機関との連携強化、生活支援体制の充実・強化を図ります。さらに、相談支援体制の強化やボランティア活動や近隣住民による見守り・支えあいなど、高齢者を地域全体で支える地域づくりを推進します。

(2) 健康づくりと生活習慣病予防の推進

平均寿命が長くなる中、高齢者がいつまでも自立し、いきいきと暮らしていけるよう、高齢者自身が健康への意識を高め、自ら健康づくりに取り組める環境を整備するとともに、認知症や骨折・転倒の予防、脳卒中・心臓病等の生活習慣病の発症および重症化予防に取り組めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を推進し、疾病の早期発見・早期治療へとつなげるため健康推進課との連携強化を図ります。

(3) 元気づくり（介護予防）の推進

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域における多様な主体の生活支援サービス体制の構築を目指し、住民主体の支え合い活動の創出に取り組むとともに、高齢者の介護予防と社会参加を推進します。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく自由で主体的に活動し、健康でいきいきとした豊かな生活を実現できるよう、「つるがで・つづける・つながる元気づくり(T3元気づくりプロジェクト!)」を展開し、介護予防・介護度の重度化防止や通いの場、健康づくり活動を支援します。

(4) 生きがいつくりと安全・安心なまちづくりの推進

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

また、高齢者同士の活動は健康づくり、社会参加の促進等につながるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して安全に暮らせるよう、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者等の避難行動要支援者に対する支援体制の整備を図ります。また、交通事故や犯罪の被害者にならないようにするための体制整備を充実します。

(5) 介護給付等の適正化

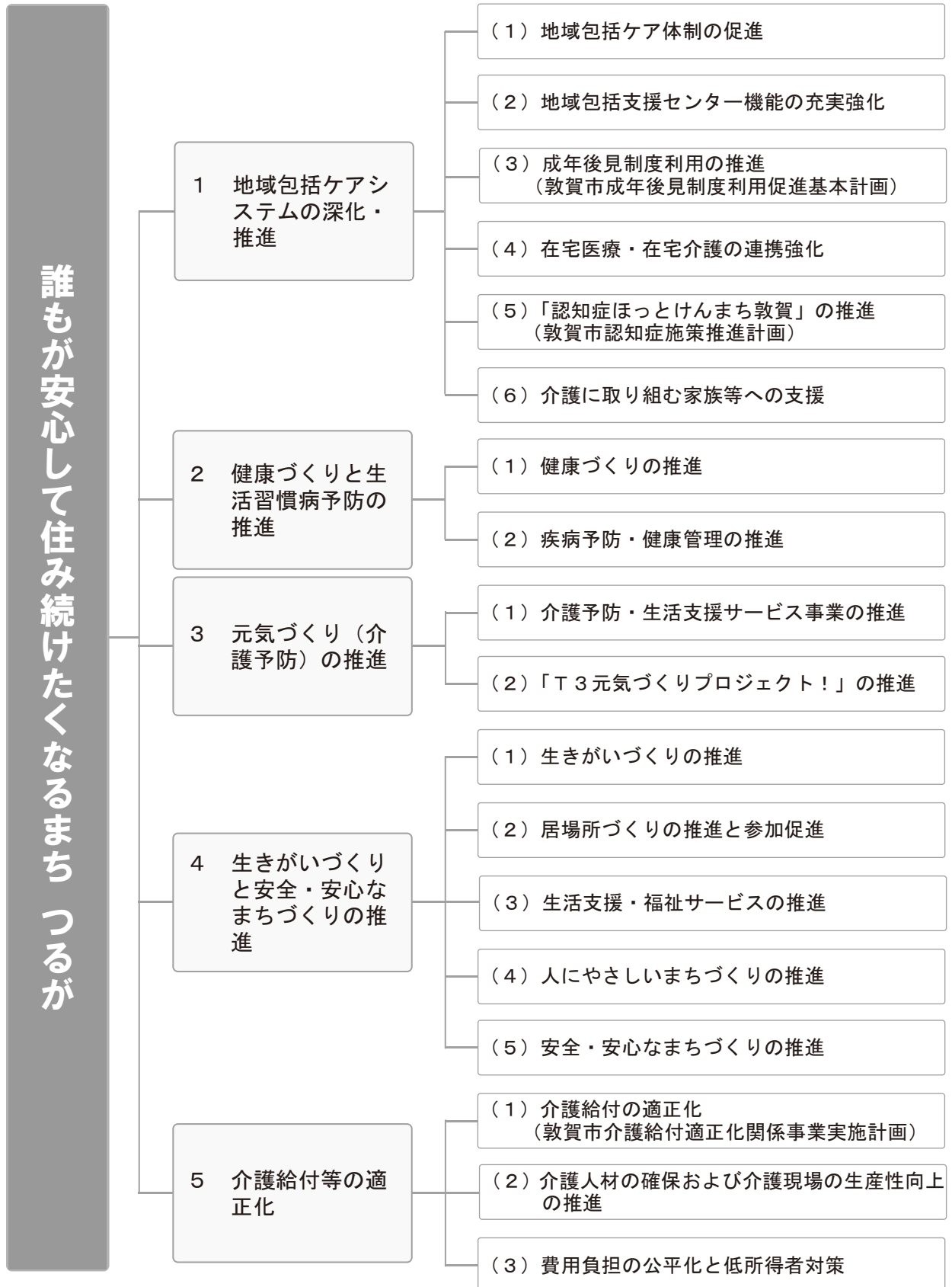
令和7（2025）年、令和22年（2040年）を見据え、地域のニーズや実情を踏まえた介護サービスの提供に向け、介護人材の確保および介護現場の負担軽減等に取り組めます。また、適正な要介護認定の実施、適切なケアマネジメントおよびサービス提供のため、介護給付の適正化に努めます。

3 計画の体系

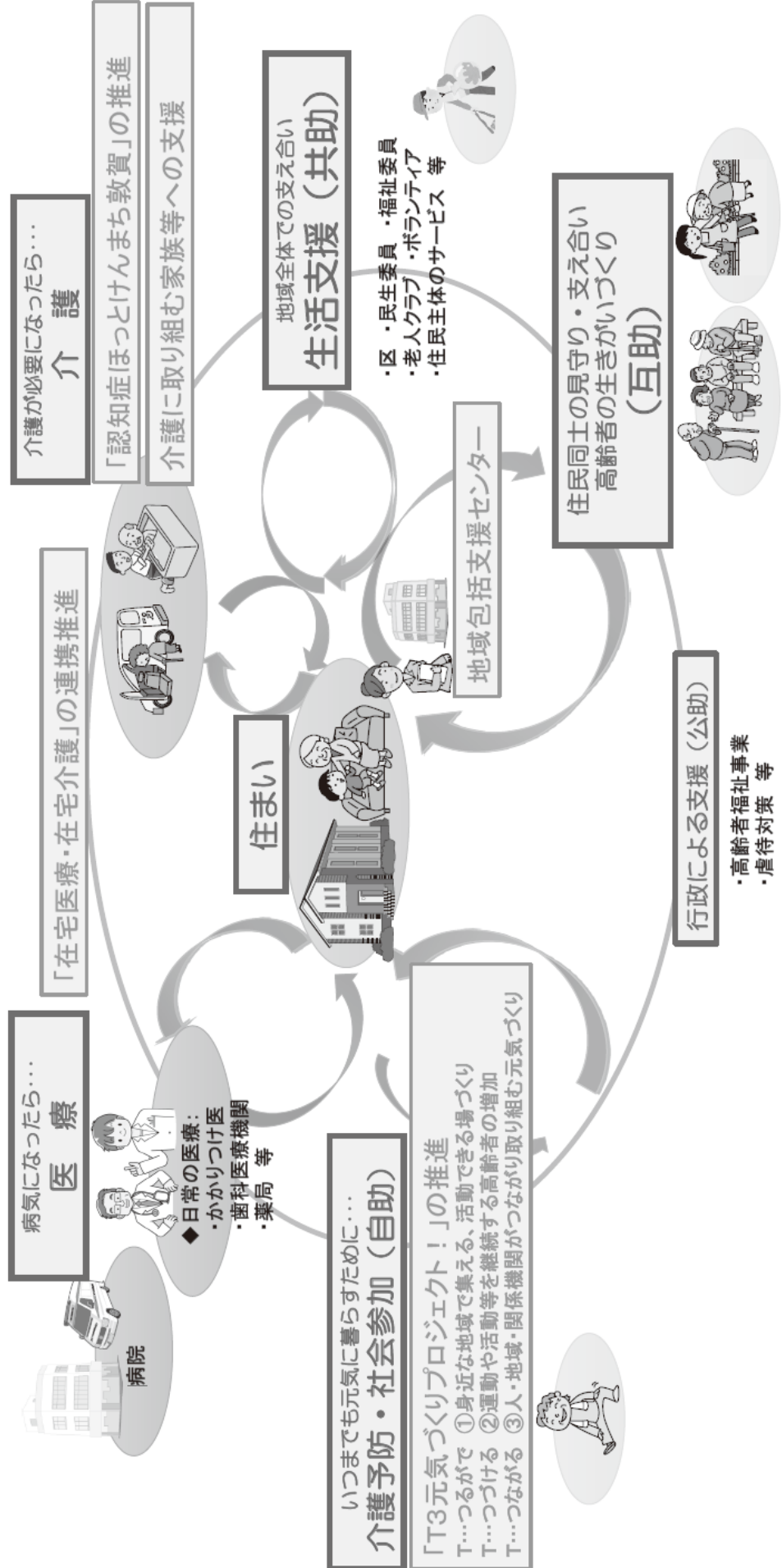
[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



誰もが安心して住み続けたいくなるまち づるが



第4章

施策の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケア体制の促進

地域包括ケアシステムを構築していくためには、地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関との連携、ネットワークを強化するとともに、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことが重要です。

そのための手法として地域ケア会議を充実し、地域資源の状況や不足しているサービス等の地域課題を抽出し、地域への施策の展開に向けて取り組みます。

高齢者相談の多様で複雑なニーズを解決するために、多機関との連携や地域で支え合う支援体制ができるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

【関連事業】

① 地域ケア会議の開催

現状
<ul style="list-style-type: none">・地域型地域包括支援センターが支援している困難ケースに対して、介護支援専門員等の関係機関が集まり、情報共有および今後の方針等を検討する地域ケア会議を開催しました。・自立支援型地域ケア個別会議を令和3年度で5回、令和4年度で4回開催し、1回の会議で検討する事例数を2事例にして取り組みました。・多職種協働による個別事例の検討等を行い、介護支援専門員のアセスメント能力の向上およびケアマネジメントの支援を行いました。・令和4年度には、地域包括ケア推進会議を開催し、地域ケア個別会議から抽出した地域課題を整理するとともに対応策について多職種間で検討しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・地域ケア個別会議から地域課題の抽出を行い、課題の解決に向け地域包括ケア推進会議を開催しましたが、今後、推進会議にて検討した対応策について各協議会と連携しながら検討を重ね、政策へとつなげることが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・地域ケア個別会議を継続して開催し、1回の会議で検討する事例数を2事例にして取り組み、自立支援に即したケアマネジメントができるよう、関係機関との連携強化、介護支援専門員のアセスメント能力向上に努めます。・地域ケア個別会議から課題を抽出・整理し、地域包括ケア推進会議にて対応策を検討し、各協議会と連携を図りながら課題解決に向けて取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
地域ケア会議開催回数 (困難事例数)	7回 (7事例)	2回 (2事例)	3回 (3事例)	5回 (5事例)	5回 (5事例)	5回 (5事例)
地域ケア個別 会議開催回数 (事例数)	5回 (5事例)	4回 (7事例)	4回 (8事例)	4回 (8事例)	4回 (8事例)	4回 (8事例)
地域包括ケア推 進会議開催回数	0回	1回	2回	2回	2回	2回

(2) 地域包括支援センター機能の充実強化

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの周知を十分に図り、高齢者の支援に総合的に取り組みます。

複雑化・複合化する相談に対応するため、地域や専門職、関係機関との連携強化を図ります。基幹型地域包括支援センターには専門の相談員を配置し、在宅医療と在宅介護、認知症に関する相談窓口としての機能強化を図ります。

また、高齢者の権利擁護推進のため、各地域包括支援センターが連携し、地域住民や関係機関への虐待防止等についての普及・啓発を行います。

【関連事業】

① 総合相談支援業務の機能強化

現状	<ul style="list-style-type: none"> 地域型地域包括支援センターが支援している高齢者に関する各種相談に対して、介護支援専門員や関係機関等と連携・協働し対応しています。 市内の高齢者状況の把握に努め、地域型地域包括支援センターへの情報提供や後方支援、職員研修会の開催等を実施し、地域包括支援センター機能の充実強化を図りました。 介護支援専門員からの相談内容を把握し、介護サービス事業所等関係機関との連携・協力により支援できるよう取り組みました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 事例が複雑化・複合化しているため1つの事例に対して複数回対応する割合が増えてきており、介護支援専門員をはじめ、関係機関との連携強化が必要です。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる相談支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業や介護支援専門員、警察等の各関係機関との連携に努め、相談対応します。 介護者支援の相談について、事業の活用や介護支援専門員等の関係機関との連携を図り、支援できるように努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
総合相談延件数	13,100件	12,182件	14,000件	14,500件	15,000件	15,500件

② 権利擁護支援の推進、協議会の運営

現状
・高齢者の権利擁護の推進を図るため、高齢者権利擁護連絡協議会を開催し、虐待防止等の権利擁護に関する課題について警察、民生委員等の関係機関と協議を行い、権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に取り組んでいます。
課題
・高齢分野と障がい分野に係る複雑化・複合化した事例の対応には、当該分野の関係機関と連携していく必要があります。
施策の方向性
・高齢者と障がい者の権利擁護を一体的に推進していくため、高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会（仮称）を設置し、関係機関との連携強化、課題の検討等を行い、虐待防止等の権利擁護推進に取り組めます。なお、より具体的で詳細な検討を行う必要がある場合は、実務担当者会議を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
権利擁護対応件数 (実件数)	130件	125件	150件	155件	160件	165件
(内) 虐待対応件数 (虐待相談実件数)	58件	60件	55件	57件	59件	61件
協議会開催回数 (協議会)	2回	2回	2回	2回	2回	2回
協議会開催回数 (実務担当者会議)	0回	0回	0回	1回	1回	1回

③ 高齢者虐待防止対策

現状
・高齢者権利擁護連絡協議会において、虐待事例の検討や課題を協議し、警察、民生委員等の関係機関との連携強化に努めています。 ・虐待通報シートを用いて介護支援専門員等の関係機関から連絡を受け、地域包括支援センターが再発防止に向けて取り組んでいます。 ・広報紙等で虐待の種類や虐待に関する相談先等を周知し、高齢者虐待防止に関する普及・啓発に努めました。
課題
・高齢者の虐待事例や虐待につながる可能性のある相談を受ける場所として、今後も地域包括支援センターを周知する必要があります。 ・地域の虐待防止に関する見守りの目が広がるよう、引き続き周知が必要です。
施策の方向性
・高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会（仮称）において、今後も継続して虐待事例の傾向を分析し、対応策等について関係機関と協議を行い、連携強化を図ります。 ・今後も、広報紙等により、高齢者虐待防止に関する普及・啓発に努めます。 ・民生委員等の地域関係者や警察等の関係機関と連携を図り、今後も虐待の早期発見・対応に取り組めます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の質の向上を支援するための研修会を毎年度継続して開催しました。 ・研修会の内容については、地域包括支援センターの主任介護支援専門員部会や市内の主任介護支援専門員連絡会で検討し、決定しました。研修会出席者からも内容について好評の意見がありました。 ・介護支援専門員同士や関係機関との連携体制の構築、意見交換等を行うことによりスキルアップを図り、介護支援専門員の共通理解と専門性の向上を目的に研修会を開催しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も介護支援専門員の質の向上を支援するため、研修会の内容について介護支援専門員に意見を聞き、現場で活用できる内容の研修会を毎年度継続して開催していく必要があります。 ・地域包括ケア体制の推進のため、今後も介護支援専門員と各関係機関が、より積極的に連携を図る必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の質の向上を支援するため、介護支援専門員の意見を聞きながら研修内容の検討を行い、継続して研修会を開催します。 ・地域包括ケア体制を推進するため、介護支援専門員と各関係機関がお互いに相談できる体制が継続できるよう支援します。 ・地域包括支援センターと市民の相談役である民生委員の連携が図れるよう、民生委員地区協議会等へ出席し、密に連携できる体制に取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
介護支援専門員 研修会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
介護支援専門員 研修会参加人数	37名	32名	50人	50人	50人	50人
各地区民生委員協議 会出席回数	23回	36回	36回	36回	36回	36回

⑤ 地域包括支援センター運営協議会の運営

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営協議会を年3回開催し、地域包括支援センターの活動報告および全国統一の地域包括支援センター事業評価の報告を行いました。 ・事業評価では全国平均との比較により、評価が低い部分について地域包括支援センター運営協議会にて協議し、改善に取り組みました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営協議会で事業報告するのみに留まっていることが多く、事業内容の協議、地域包括支援センターの評価を行い、次年度の運営方針等につなげる必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も全国統一の事業評価により、評価が低い部分については地域包括支援センター運営協議会で協議し、改善に努めます。 ・毎年度、地域包括支援センター運営方針等の見直しを行い、地域包括支援センターの運営強化、改善を図ります。

(3) 成年後見制度利用の推進（敦賀市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度利用促進基本計画は、本計画のほか、地域福祉計画および障がい者基本計画との一体的な計画として、制度の利用を推進していきます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を設置し、制度の普及啓発、相談対応などに取り組みます。

また、家族関係や経済的な事情等により制度の利用が困難になることを防ぐため、必要な方が利用につながるよう取り組みます。

【関連事業】

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

現状
<ul style="list-style-type: none">・高齢者の権利擁護の推進を図るため、高齢者権利擁護連絡協議会を開催し、成年後見制度等の権利擁護に関する課題について警察、民生委員等の関係機関と協議を行い、権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に取り組んでいます。・中核機関を地域包括支援センター「長寿」に設置しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・高齢分野と障がい分野に係る制度の利用促進等を図るためには、当該分野の関係機関と連携していく必要があります。・必要な方が制度の利用につながるよう、支援体制の充実などを検討する必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・高齢者と障がい者の権利擁護を一体的に推進していくため、高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会（仮称）を設置し、関係機関との連携強化、課題の検討等を行い、成年後見制度利用促進等の権利擁護推進に取り組みます。・地域包括支援センター「長寿」が権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会（仮称）等の関係機関と今後も継続して成年後見制度利用促進に関する協議を行います。

② 成年後見制度に関する相談支援

現状
<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターにおいて、制度利用に関する相談支援に取り組んでいます。・敦賀市ホームページや広報紙等で制度に関する相談窓口等の周知に取り組んでいます。
課題
<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見、支援する体制の充実が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターにおいて、制度利用に関する相談支援に今後も継続して取り組みます。・敦賀市ホームページや広報紙等で制度に関する相談窓口等の周知に今後も継続して取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
成年後見制度 相談案件数	36件	29件	46件	48件	50件	52件

③ 成年後見制度に関する普及啓発

現状
・研修会の開催や敦賀市ホームページ、広報紙等で制度に関する周知を行い、普及啓発に取り組んでいます。
課題
・本人や家族、介護サービス事業所関係者や地域福祉関係者等が、成年後見制度の基本的な理解や利用するための知識の習得が必要です。
施策の方向性
・研修会の開催や敦賀市ホームページ、広報紙等で制度に関する周知を行い、普及啓発に今後も継続して取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
研修会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
研修会参加人数	31人	55人	75人	100人	100人	100人

④ 成年後見制度利用事業の実施

現状
・制度の利用が必要な方で、裁判所への手続きを行う親族がない場合の申立等の支援を実施しています。 ・低所得者等を対象に、制度に係る審判申立費用および報酬費用の助成を実施しています。
課題
・家族関係や経済的な事情等により制度の利用が困難になることを防ぐ必要があります。
施策の方向性
・親族がない場合の申立等の支援や低所得者等への費用助成を今後も継続して実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
市長申立件数	1件	1件	2件	2件	2件	2件
申立費用助成件数	1件	1件	2件	3件	3件	3件
後見人報酬助成件数	1件	1件	2件	6件	6件	6件

(4) 在宅医療・在宅介護の連携強化

地域包括ケア体制の整備においては、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築が重要です。

そのため、「在宅医療・介護連携コーディネーター」を介し、各関係機関と連携、協働しながら、地域課題を共有するとともに、ライフサイクルの中で起こりうる節目となる場面（「入院・退院時」、「在宅での療養」、「急変時」、「看取り」）を意識した取組や医療・介護・福祉サービスの連携体制の強化に向けて取り組んでいきます。

また、市民が希望する人生の最終段階における医療・ケアについて、あらかじめ市民が主体的に考え、その意思を家族、医療・介護関係者で共有する取組である人生会議の周知に努め、望ましい在宅医療・在宅介護の実現を目指します。

【関連事業】

① 在宅医療在宅介護連携推進協議会の運営

現状	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護関係者の連携推進や市民への普及啓発に関するこの現状と課題や事業の実施等について協議を行い、在宅医療在宅介護連携推進協議会での協議のもと、医療・介護関係者の連携推進を目的とした研修会の開催や市民への普及啓発を目的とした市民講座の開催、行政チャンネル放映および情報誌の発行等を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業の内容についての協議が中心となっていますが、在宅医療・在宅介護の連携に関する現状や課題についても引き続き協議を行い、課題を明確化し、それに対する対応策を検討する必要があります。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護に携わる委員からの意見や、関係機関へのアンケート調査を行うことにより、医療・介護連携の現状を把握し、課題の検討に努めます。 抽出された課題は、具体的な対応・対策を検討し、在宅医療・在宅介護の連携推進に向けた事業に取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
協議会開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

② 在宅医療・介護連携コーディネーターの配置

現状
<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター「長寿」に、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、在宅医療・在宅介護に係る業務の実施や在宅医療・在宅介護の連携に関する相談に対応しています。・相談内容として、市外の医療・介護関係者より退院後の在宅サービス利用について、また市民からは緊急時の病院受診や介護認定申請に関する問合せがあり、市内の総合病院の地域医療連携室等と連携し対応しました。・市民や市内の医療・介護関係者からは、市内の総合病院の地域医療連携室や各地域包括支援センターに直接相談が入ることが多い状況です。・在宅医療・在宅介護に関する相談窓口を一覧にしたチラシを作成し、市民や関係機関に周知しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・市民や市内の関係者からの相談対応の多くは、市内の総合病院の地域医療連携室や地域包括支援センターが担っているため、情報の連携強化を進めていく必要があります。・相談窓口については、市民や関係機関に対し、必要な時に必要な情報が行き届くよう、継続した普及啓発を行う必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・市内の総合病院の地域医療連携室や地域包括支援センターと連携を図りながら、相談に対応します。・市民や関係機関に対して、ホームページやチラシ、出前講座等にて、相談窓口の周知を行います。

③ 在宅医療・在宅介護関係職種の連携推進

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・介護関係者のよりよい連携を実現するため、「多職種連携研修会」を開催し、多くの専門職が参加しています。 ・在宅医療・介護連携ツールとして「多職種連絡票」「医療と介護の連携シート」「あんしん連携ファイル」を作成し、運用しています。「あんしん連携ファイル」については、信頼できる人や医療・介護関係者と、自身の医療・介護に関する情報や意思を共有する取組であるACP（人生会議）の内容を盛り込み、配布先を拡大しました。また、「医療と介護の連携シート」について見直しを行い、すべてのツールを市民や関係機関へ広く周知しました。 ・関係機関での相談対応時に活用するため、市内の各施設における医療・看護処置が必要な場合の受入れ体制の調査を、年1回継続して行っています。調査結果は、関係機関に周知しています。 ・介護支援専門員を対象とした医療機関・歯科医療機関・保険薬局との連携状況に関する調査を基に、連携推進に必要な事業の実施を検討しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も研修会を継続して開催し、顔の見える関係づくりに努めていく必要があります。 ・「あんしん連携ファイル」は、普及が進んでいない現状があります。市民や関係機関への周知を継続して行うとともに、改良等を検討していく必要があります。 ・市内の各施設における医療・看護処置が必要な場合の受入れ体制の調査は、相談対応時の目安として役立っているとの意見があり、今後も継続して行う必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も「多職種連携研修会」を継続して開催します。 ・在宅医療・介護連携ツールは、市民や関係機関に説明する機会を設け、積極的に配布します。使用後の意見を聞く中で、ツールの改良や新たなツールの使用等について検討を行います。 ・各施設における医療・看護処置が必要な場合の受入れ体制の調査を継続して行い、関係機関へ周知するとともに、受入れ体制の変化について傾向や課題の分析に努めます。 ・介護支援専門員を対象とした医療機関・歯科医療機関・保険薬局との連携状況に関する調査を定期的に行い、意識の変化や連携強化が必要な機関を把握し、医療・介護関係者の連携推進に関する事業の参考にします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
多職種連携研修会 開催回数	1回	1回	1回	2回	2回	2回
研修会参加人数	111人	129人	124人	200人	200人	200人

④ 在宅医療・在宅介護関係者の研修

現状	<ul style="list-style-type: none"> 市医師会、地区歯科医師会、市薬剤師会等と在宅医療在宅介護連携推進協議会の共催により、地域の医療・介護関係者がともに専門知識を深めるための研修会や、在宅医療在宅介護連携推進協議会の主催により、介護サービス事業所職員を対象とした研修会を開催しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後も研修会を継続して開催し、関係職種の相互理解や質の向上に努めていく必要があります。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事業との兼合いや関係機関で独自に行っている研修会の実施状況等を把握し、必要に応じて、介護職に向けた医療関係研修会や医療職に向けた介護・福祉関係研修会等を関係機関と連携のもと実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
関係職種対象研修会 開催回数	1回 (web開催)	0回	0回	1回	1回	1回
研修会参加人数	28機関	0人	0人	100人	100人	100人

⑤ 在宅医療・在宅介護に関する普及啓発

現状	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした普及啓発として、在宅医療・在宅介護情報誌『「支えあい」～つるがで暮らそう～』を、年2回発行し、市民への全戸配布のほか、医療機関や薬局等にも配布しました。 依頼のあった地区や団体等の集まりに出向き、要望に応じて在宅医療・在宅介護の現状や医療・介護の相談先などの周知を兼ねた出前講座を開催しています。 市民が、在宅医療・在宅介護の現状を理解し、自分や家族の今後（将来）を考える機会となるよう、集合型研修や市民講座の代替として、専門職による在宅医療・在宅介護に関する情報番組をシリーズ化し、ケーブルテレビにて放映しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌やACP（人生会議）の認知度が低いことが課題となっています。より多くの市民が在宅医療・在宅介護について知る機会となるよう、継続して事業を行っていくとともに、内容や周知方法の検討を行っていく必要があります。 介護者だけでなく、親等の介護を意識し始める働き世代に対して、在宅医療・在宅介護の現状や介護サービス等を周知していく必要があります。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 情報誌の発行や出前講座の開催を継続して行うとともに、ケーブルテレビの利用等、発信方法を工夫し普及啓発を行います。 アンケート調査等により、関心のある内容を把握し、普及啓発内容を検討します。 地域の支援者の協力を得ながら、必要な方に情報が行き届くように努めます。 市民に在宅医療・在宅介護の現状や医療・介護等の関係職種の役割についての理解を促すため、市医師会、地区歯科医師会、市薬剤師会、市介護サービス事業者連携協議会等と在宅医療在宅介護連携推進協議会の共催により、市民講座等を開催します。

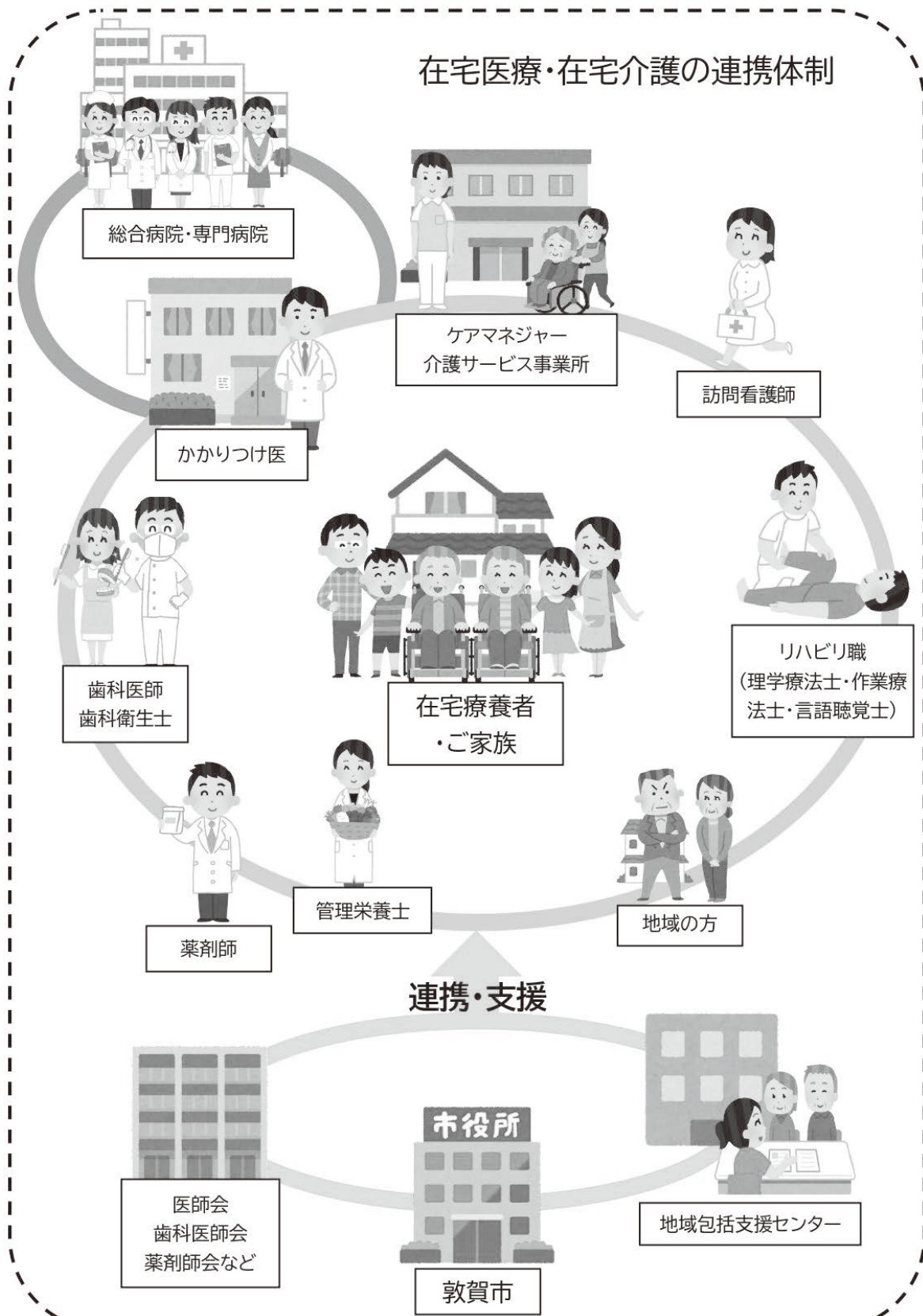
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
講座参加人数	15人	0人	30人	100人	100人	100人
情報誌発行回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

⑥ 24時間365日の在宅医療・在宅介護サービス提供体制の確保

現状
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に市民アンケート調査を実施し在宅医療・在宅介護に関するサービス等の認知度や提供状況等の実態を把握し、課題を明らかにするため、在宅医療在宅介護連携推進協議会において協議しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 市医師会、地区歯科医師会、市薬剤師会等と連携しながら、24時間の在宅医療対応体制づくりに継続して取り組み、在宅医療在宅介護連携推進協議会においても具体的に協議していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、在宅医療の提供状況に関する調査を行い、実態を把握するとともに、将来の見通しについても確認し、課題の抽出に努めます。調査結果については、関係機関への周知を行うとともに、市民に対して、わかりやすく周知を行います。 市医師会、地区歯科医師会、市薬剤師会等関係機関と連携し、体制づくりに取り組むとともに、在宅医療在宅介護連携推進協議会においても、医療と介護の両面から、サービスの提供について協議を行います。

⑦ 二次医療圏内関係市町との連携

現状
<ul style="list-style-type: none"> 病院からの退院時の連携ツールとして、「福井県退院支援ルール」が運用されています。市では、市独自の連携ツールを優先して使用していますが、活用状況等把握を行いながら市独自のツールの見直しも行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 各市町の状況を共有し、広域的な取組が必要な場合は、協力し取り組んでいく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 県や二州健康福祉センター等の支援のもと、二次医療圏内の関係市町を中心に、積極的な情報交換や課題の共有を行い、在宅医療・在宅介護の連携推進に努めます。



敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会の開催

(5) 「認知症ほっとけんまち敦賀」の推進（敦賀市認知症施策推進計画）

国において「認知症施策推進大綱」を基とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、敦賀市認知症施策推進計画を定めるものとします。

この計画に基づき、「認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、「認知症ほっとけんまち敦賀」をスローガンに掲げ、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」と、認知症になることを遅らせることや、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を両輪とする基本的な考えのもと、4つの基本施策（1）認知症に対する正しい理解の普及（2）認知症予防の推進（3）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（4）認知症バリアフリーの推進・社会参加支援に沿って認知症対策の推進に努めていきます。

さらに、予防に関する様々な情報の発信に努め、正しい理解の普及啓発に取り組んでいきます。

【関連事業】

① 認知症支援推進協議会の運営

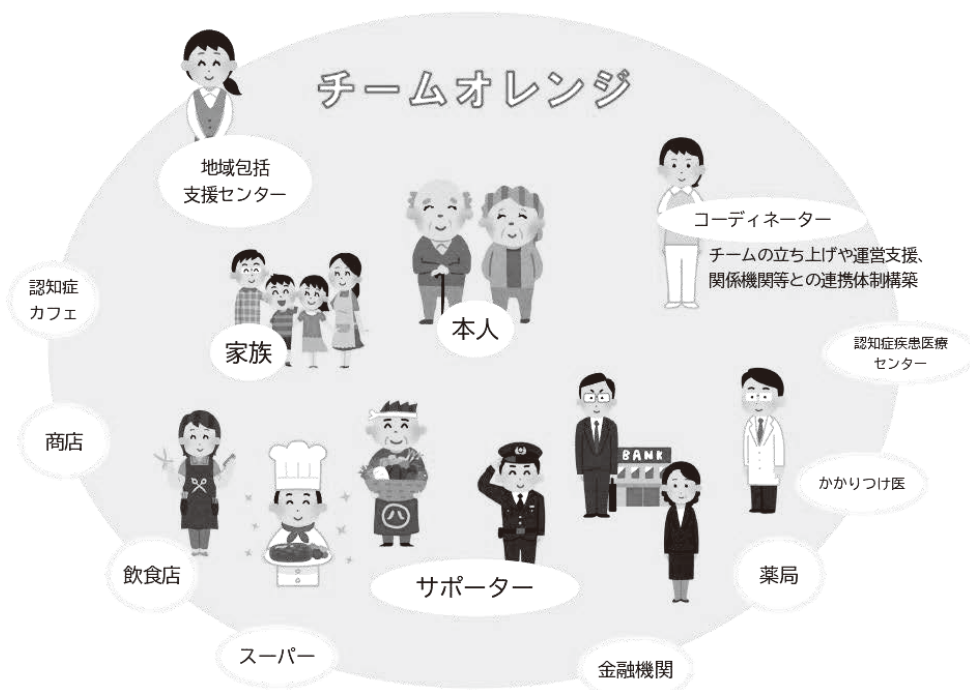
現状	・ 認知症支援推進協議会を年3回開催し、認知症に関する医療や福祉、介護等の関係機関が連携し、認知症の普及啓発、早期発見、早期対応、本人や家族への支援、地域での支援を総合的に協議しています。					
課題	・ 認知症の普及啓発、早期発見・予防、地域での見守りや社会参加支援について、各事業の課題や改善策を検討していく必要があります。					
施策の方向性	・ 今後も認知症支援推進協議会を適切に運営し、医療・福祉・介護等の関係機関が連携し、総合的な協議を行い、認知症の支援推進に取り組みます。 ・ より具体的で詳細な検討を行う必要がある場合は、実務担当者会議を実施します。					

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
協議会開催回数 (協議会)	3回	3回	3回	3回	3回	3回
協議会開催回数 (実務担当者会議)	0回	0回	0回	1回	1回	1回

② 認知症地域支援推進員の設置・チームオレンジの体制整備

現状
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から敦賀市地域包括支援センター「長寿」に認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所等支援機関との連携調整、認知症の方や家族からの相談・支援業務を実施しています。 認知症地域支援推進員は、窓口や認知症カフェ等で相談を受け、必要に応じて医療機関と連携し支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム員会議に参加し、定期的に情報連携を行っています。 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の普及啓発や認知症サポーター等を具体的な地域活動につなげる仕組みづくり「チームオレンジ」の整備に努め、令和4年度以降「敦賀市チームオレンジ」が3か所発足しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員を中心として、認知症サポーター等を具体的な地域活動につなげる仕組みづくり（チームオレンジ）や地域の支援体制を強化する必要があります。 嶺南認知症疾患医療センターと連携をとり、認知症の普及啓発、地域における支援体制の構築等に取り組む必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 今後も、認知症地域支援推進員を中心に、認知症に関する相談対応や認知症カフェの運営等を行います。 「チームオレンジ」のメンバー同士が情報交換できる機会をもち、「敦賀市チームオレンジ」の体制強化を目指します。 「チームオレンジ」としての登録団体を増やしていくため、活動内容を広く周知していきます。 嶺南認知症疾患医療センター等関係機関と連携をとり、認知症の普及啓発、地域における支援体制づくりに取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
チームオレンジ新規設置数	-	2	1	1	1	1



③ 認知症サポーター養成講座

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生・地域団体・職域等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に関する正しい知識をもち、家庭や地域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」を養成しています。令和4年度に14,475人（延人数）となりました。 ・小中学校のオープンスクール日に開催し、保護者や地域住民と一緒に受講してもらうことや、認知症の人や家族と関わる機会が多い小売業や金融機関等に周知を行う等、若い世代にも講座を受けてもらえるよう努めました。 ・認知症サポーターとして地域で継続的に支援する活動につなげるため、更なる学びの場である「認知症サポーターステップアップ講座」を開催しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での「認知症サポーター養成講座」は定着してきていますが、地域や企業での開催は少ない現状です。今後もさまざまな機会を活用し、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を拡大していくとともに、サポーター一人ひとりの力を活かし、ともに地域で活動していく体制を整備していく必要があります。 ・「認知症サポーターステップアップ講座」を受講したサポーターの力を活かし、地域での活動を推進していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・企業等に広く認知症サポーター養成講座について周知し、講座を開催します。特に地域住民と直接関わる機会の多い小売業や金融機関、公共交通機関等に働きかけ、認知症の方にやさしいお店等を増やし、認知症サポーター18,500人（延人数）を目指します。 ・「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、サポーターの地域での活躍を推進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
養成講座開催回数	33回	46回	40回	40回	40回	40回
養成講座受講者数	832人	1,079人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人
サポーター延人数	13,396人	14,475人	15,500人	16,500人	17,500人	18,500人
ステップアップ講座開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

④ 認知症についての正しい理解の普及啓発

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページや、広報紙、ケーブルテレビ等において認知症に関する普及啓発を継続するとともに、認知症の相談窓口として地域包括支援センターの周知を行い相談等に対応しています。 ・ 市民が認知症への理解を深めていけるように、「認知症ほっとけんまちハンドブック」を毎年2回発行し、市民への全戸配布のほか、医療機関や薬局等にも配布しました。 ・ 令和5年度には、認知症の症状に合わせ具体的な相談先や利用できるサービス等を掲載した認知症ケアパス（「認知症相談ガイドブック」）の見直しを行い、改訂版を発行し、関係機関等に周知および配布しました。 ・ 若年性認知症についても、ハンドブック等に情報を掲載し、相談窓口の周知等を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な市民に届くように周知方法等を工夫し、相談窓口が市民に身近に感じられるように、さまざまな機会を活用し情報発信をしていく必要があります。 ・ 「認知症ほっとけんまちハンドブック」・「認知症相談ガイドブック」の効果的な活用を推進し、認知症についての正しい理解や相談窓口の普及啓発に取り組んでいく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「認知症ほっとけんまちハンドブック」・「認知症相談ガイドブック」の効果的な活用を推進するため、相談を受ける関係機関を通じ、支援が必要な方に届けられるよう工夫して配布します。 ・ 認知症についての正しい理解について、SNS等も活用し、幅広い世代に向けて普及啓発に取り組んでいきます。 ・ 若年性認知症に関する予防や治療などの情報についても随時発信し、普及啓発に努めます。 ・ 嶺南認知症疾患医療センターをはじめ、各関係機関と連携し、認知症に関する相談体制を整備するとともに、市民が集う公共の場を活用し、認知症に関する情報や相談窓口を積極的に発信するように努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
ハンドブック 発行回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

⑤ 認知症早期発見チェックリストの普及啓発

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・市医師会および嶺南認知症疾患医療センターとの連携のもと、「認知症早期発見チェックリスト」を作成し、認知症の早期発見、早期対応、相談のきっかけづくりとして活用しています。 ・令和3年度から令和5年度にかけては、71歳、74歳（年度末年齢）に、生活機能チェックリストとあわせて郵送し、実施者に対しては、結果と共に介護予防教室の案内や認知症予防のポイントを送付しています。実施率は7割弱、認知症・認知症疑い該当率は1割前後となっており、該当者に対しては訪問による状況の確認・生活指導・必要に応じて受診勧奨を実施しています。 ・送付以外の対象者については、医療機関、薬局、公民館等への設置の他、地域の情報誌への掲載等により、認知症の早期発見・早期対応の普及啓発を図りました。 ・チェックリスト未実施者に対しては、再勧奨を行うとともに、専門職による家庭訪問や電話等で状況把握や実施勧奨等を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、認知症の早期発見、早期対応、相談のきっかけづくりとして活用していくため、チェックリストの項目や基準の見直し、実施方法の検討を行っていく必要があります。 ・チェックリストの実施を自主的な介護予防活動へとつなげられるよう、市が実施する介護予防教室や他事業とさらに連携していく必要があります。 ・引き続き、未実施者に対するアプローチを継続し、実施率の上昇を図るとともに、未実施者の状況把握に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・対象を74歳、77歳（年度末年齢）とし、積極的な実施を呼びかけていきます。 ・身近な場所へのチェックリストの設置等、普及啓発の機会や方法を工夫し、認知症の早期発見、早期対応、相談のきっかけづくりとなるよう、チェックリストを活用していきます。 ・チェックリストの項目や基準の見直しを行い、認知症予備群およびその傾向がみられる方を訪問により広く把握し、生活習慣の改善や早期治療等、必要な支援へ結びつけるため介護予防事業や地域資源の活用等により、予防への取り組みを強化します。 ・各関係機関と連携しながら、初期集中支援事業等の他事業や、医療や介護サービスの利用等必要な支援につなげ、より早期からの対応に努めます。 ・未実施者に対しても、効果的な方法を検討しながら、チェックリストの実施につながるよう勧奨を行うとともに、未実施者の状況把握に努めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
チェックリスト実施者数	1,252人	1,303人	1,350人	1,372人	1,381人	1,416人
チェックリスト実施率	65.4%	68.3%	70.0%	72.0%	74.0%	76.0%
認知症・認知症疑い該当者のフォロー率	86.9%	87.1%	88%	90%	90%	90%

⑥ 認知症予防教室

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の正しい知識や効果的な予防方法を学ぶことを目的とし、認知症早期発見チェックリストのフォロー対象者に対する支援の場として位置付け、継続的に実施しています。 ・ 参加者には認知症スクリーニングテストを教室内で実施し、フォローが必要な方に対して、医療機関への受診を勧める等、個別的な支援を行っています。 ・ 参加者からは、教室内で行った運動等について「今後自宅でも行っていきたい」等の意見もあり、参加者自身の認知症予防に向けてのきっかけづくりにもなっています。 ・ 平成 30 年度より、認知症サポーター養成講座も実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者数が減少し、コロナ禍以前の参加者数水準まで回復が見込めていません。特に新規参加者や認知症早期発見チェックリストのフォロー対象者からの参加が少ないため、周知方法や情報発信の強化が必要です。 ・ 教室内で把握した支援が必要な方に対しての継続的な支援体制づくりも必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規参加者や認知症早期発見チェックリストのフォロー対象者の参加の拡大を目指し、実施内容等をわかりやすく明記する等、周知方法等を工夫します。 ・ 委託先と内容の検討等を行い、教室の内容の充実を図るとともに、動画配信等の集合形態以外の教室の在り方についても検討します。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (計画)	令和 7 年度 (計画)	令和 8 年度 (計画)
コース数 (回数)	3 (15 回)	4 (20 回)	4 (20 回)	3 (15 回)	3 (15 回)	3 (15 回)
参加延人数	185 人	283 人	290 人	300 人	345 人	390 人

⑦ 認知症初期集中支援事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターに、認知症の方やその家族に対して早期に集中的に支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症や認知症疑いの方への早期対応に努めました。 ・令和4年度の支援開始時の総合アセスメント結果（重症度）は7割以上が「認知症疑い」または「軽度」の方であり、多くのケースで早期から関わりを持つことができます。一方で支援期間が長期化するケースも多く見られました。 ・情報共有やアセスメント方法・支援評価方法等の確認のため、チーム員連絡会を開催しています。 ・必要な方に支援がつながるよう、広報紙等で市民に周知を行うとともに、介護支援専門員への周知も強化し、利用促進に努めました。 ・医療機関や嶺南認知症疾患医療センターとの連携体制が整備でき、介護支援専門員等と連携しながら支援を進めることで、関係機関との連携が図れています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、認知症に関する相談窓口を市民や関係機関に周知し、あらゆる機会を利用し「認知症初期集中支援チーム」について周知を強化していく必要があります。 ・1ケースにかかるチーム員の支援期間が長期化しており、支援内容が複雑化・困難化していると考えられるため、早期に相談を受け支援を開始できるための体制の維持が重要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市民や関係機関に対して、ホームページやチラシ、出前講座等にて事業の内容をわかりやすく伝え、必要な方に支援ができるよう、周知を図ります。 ・チーム員は、医療機関や嶺南認知症疾患医療センターと連携を図りながら、早期に相談を受け、早期に支援を開始できる体制維持に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
支援者実件数	28件	30件	30件	35件	40件	45件
支援実施延回数	1,077回	997回	1,000回	1,155回	1,320回	1,485回
支援開始時重症度が「軽度」以下の割合	69.2%	76.5%	80%	80%	80%	80%
チーム員連絡会	1回	1回	1回	1回	1回	1回

⑧ 敦賀つながりカフェ（認知症カフェ）

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方と家族、地域住民、専門職が気軽に集い、認知症の方を支えるつながりを支援し、認知症の方の不安や家族の介護負担の軽減等を図るために敦賀つながりカフェを開催しています。 ・ 参加者同士の情報交換の場の設定や希望者への専門スタッフによる個別相談等を実施しました。また、令和元年度より、嶺南認知症疾患医療センター職員によるミニ講話や認知症教育映画の上映も実施し、参加人数が増加しました。 ・ 令和4年度に敦賀つながりカフェを拠点としたチームオレンジが発足され、認知症サポーターを中心に、開催内容の企画や運営の協力等を担っています。 ・ 世界アルツハイマー月間（9月）には敦賀つながりカフェにおいて、市の認知症支援の取り組みの紹介やオレンジ色の小物制作等を実施し、啓発を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係職種と連携し、参加者数がさらに増加するよう、開催内容、周知方法等について今後も検討しながら実施していく必要があります。 ・ 認知症カフェを通じて、認知症の方の意見を把握し、本人視点での施策の企画・立案、評価に反映していく必要があります。 ・ チームオレンジの拠点として、関係機関、他事業とも協働、連動しながら、支援体制の強化を図ることが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、新規および継続参加者数がともに増加するよう、参加者の意見を参考にしながらカフェの在り方や開催内容、周知方法等について検討し、実施します。 ・ 市内で開催している他の認知症カフェや関係職種等とも情報共有し、連携しながら実施していきます。 ・ 認知症カフェを通じて、認知症の方や家族の意見を把握する等、本人の発信機会を増やし、事業に反映していきます。 ・ チームオレンジの拠点の一つとして、関係機関と協働し、他事業とも連動しながら、支援体制の強化を図っていきます。 ・ 毎年9月のアルツハイマー月間にあわせて、認知症カフェをはじめとした普及啓発イベントを開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
認知症カフェ 開催回数	7回	9回	9回	9回	9回	9回
参加延人数	114人	189人	200人	220人	240人	260人

⑨ 敦賀みまもりネットワーク

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症や障がいのある方等が行方不明になった際、本人の早期発見と安全確保、家族等への支援に役立てるため、関係機関との協力体制を整備し、運営しています。 ・ 関係機関（介護支援専門員、民生委員、認知症サポーター養成講座受講団体等）に働きかけ、制度の周知を図っています。 ・ 登録時には安全確保および行方不明時の早期発見のため、反射シールを配布しています。 ・ 認知症の方と接するときの心構えや具体的な対応方法等を学ぶことを目的として、毎年地域包括支援センター主催で認知症対応模擬訓練を開催しています。 ・ 行方不明情報配信の際のメール受信状況および情報連携の確認のための訓練を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も介護支援専門員や民生委員等への周知を強化し、新規登録者の増加に努めていくとともに、協力機関の増加につながるよう認知症サポーター養成講座受講団体や関係機関への働きかけを強化する必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も新規登録者および協力機関の増加につながるよう関係機関等への周知や働きかけを強化していきます。 ・ 認知症対応模擬訓練を今後も地域で実施し、認知症や認知症の方のひとり歩きに対する地域の理解促進に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
ネットワーク新規登録者数	20人	27人	40人	45人	50人	55人
協力機関数	168機関	177機関	190機関	193機関	196機関	199機関
模擬訓練実施回数	2回	3回	4回	3回	3回	3回



認知症ほっとけんまち敦賀 (敦賀市認知症施策推進計画)

敦賀市は、地域住民が認知症の方をほうっておかず、認知症になっても安心して暮らせるまち（共生）を目指しています。

【基本施策と関連事業】

①認知症支援推進協議会の運営

みんなで学び、
偏見なくして
ほっとけん！

- ・地域住民が認知症への理解を深めていけるような活動



(1) 認知症に対する正しい理解の普及

- ②認知症地域支援推進員の設置
・チームオレンジの体制整備
- ③認知症サポーター養成講座
- ④認知症についての正しい理解の普及啓発

みんなで通い(予防)
・つながり(連携)
ほっとけん！

- ・地域住民が交流し、認知症予防に取り組めるような活動
- ・認知症への早期の「気づき」、医療・介護の連携により、早期に対応できる体制づくり



(2) 認知症予防の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ⑤認知症早期発見チェックリストの普及啓発
- ⑥認知症予防教室
- ⑦認知症初期集中支援事業

気軽に相談ほっとけん！
～ほっとけない
場所づくり～

- ・認知症の相談、困りごとに対応できる環境づくり



- ②認知症地域支援推進員の設置
・チームオレンジの体制整備 [再掲]
- ⑦認知症初期集中支援事業 [再掲]
- ⑧敦賀つながりカフェ(認知症カフェ)

みんなで見守り
ほっとけん！

- ・認知症の人とその家族を見守り、支え合うネットワークづくり



(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

- ②認知症地域支援推進員の設置
・チームオレンジの体制整備 [再掲]
- ③認知症サポーター養成講座 [再掲]
- ⑨敦賀みまもりネットワーク

認知症 ほっとけんパス

★「認知症ほっとけんパス」は、認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、どのようなサービスを利用できるかについて症状の進行に合わせてまとめたものです。まずは、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談することから始めましょう。

認知症の進行状況	軽度認知障害 (MCI)	軽度	中等度	やや高度	非常に高度
日常生活	日常生活は自立	見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	日常生活に手助け・介護が多く必要	常に介護が必要
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●「あれ」「それ」「あの人」などという代名詞が以前より多く出る ●日にちが曖昧になる ●何かヒントがあれば思い出す ●うっかりミスが増えた ●趣味などに関心がなくなってきた ●もの忘れがあり、その自覚もある 	<ul style="list-style-type: none"> ●日にちが分からなくなる ●同じことを何度も聞く ●置き場所が分からなくなる ●約束したことを忘れる ●金銭管理にミスがみられる ●計画を立てるのが、苦手になってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ●月が分からなくなる ●体験したことを忘れる ●買い物の際、小銭が払えない ●服薬管理ができない ●不安、いらいら、抑うつ、混乱など感情が不安定になる 	<ul style="list-style-type: none"> ●季節、年次がわからなくなる ●いつ、どこで何をしたかなどの出来事を忘れる ●外出先から家に帰れない ●着替え、入浴、排泄など身の回りのことがうまくできない 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族が認識できなくなる ●意志の疎通が難しくなる ●表情が乏しくなる ●自分で食事ができない ●尿意、便意が乏しくなる 
本人の心構え	<ul style="list-style-type: none"> ◆悩みを打ち明けられず、一人で悩んでしまいがち抱え込まずに相談することが大事 ◆閉じこもりにならないように、積極的に外出し、友人や地域とのつながりを大切にしましょう ◆脳の活性化に努めましょう 趣味・家事、地域の活動、ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大事なことや出来事は書きとめましょう ◆できることもたくさん残っているので、趣味や仕事で養ったことを生かしましょう ◆今までどおり外出の機会を持ち、多くの人と会話しましょう ◆一人でこなすのが難しいことはまわりの人に手伝ってもらいましょう 	<p>◆必要な介護サービスを利用し、今ある能力の維持に努めましょう</p> 		
家族がやっておきたいこと	<p>「地域包括支援センター」 「嶺南認知症疾患医療センター」 「かかりつけ医」に まずは、相談を!!</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ゆっくり短い言葉で1つずつ伝えましょう ◆時間の見当がつく工夫をしましょう ◆道に迷わないように、外出の際は目印を決めましょう ◆家族の集いの場などに参加してみましょう ◆今後の見通しを立て、医療や介護、金銭管理について本人と一緒に考えておきましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ◆本人の気持ちを受け止め、本人が納得できる対応を。 ◆本人の「得意」を利用し、その人らしい生活を。 ◆施設での生活を希望する場合は、見学しておきましょう 	<p>介護サービスなどを利用し、お互いにリラックスできる時間を持ちましょう</p>
相談	<p>居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー) 嶺南認知症疾患医療センター 福井県若年性認知症相談窓口 認知症地域支援推進員 (認知症支援のコーディネーター) 認知症初期集中支援チーム (医療と福祉のスタッフで構成された専門職チーム)</p> <p>チームオレンジ 認知症カフェ (本人・家族の集いの場) 認知症の人と家族の会</p>				
予防	<p>ふれあい「いきいき」サロン (町内会単位の集いの場) 認知症早期発見チェックリスト 自主的な介護予防活動 (地区・町内会単位) 介護 (認知症) 予防のための教室 (本人・家族がチェックできる認知症早期発見のためのシート) 敦賀いきいき生涯大学 (生きがいづくり・社会参加) 老人クラブ</p> 				
医療	<p>かかりつけ医 認知症専門医療機関 認知症サポート医 医療デイケア (病院などで認知症の進行予防、生活機能改善のための介護や機能訓練を日帰りで受けられる)</p> <p>訪問診療 訪問歯科診療 訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導 (薬剤師が自宅を訪問し、薬剤管理などの指導を受けられる)</p>				
介護	<p>まずは、相談を!!</p> <p>○地域包括支援センター 「あいあい」【担当】粟野地区以外 ☎22-7272 「なごみ」【担当】粟野地区 ☎21-7530 「長寿」【担当】敦賀市全体 ☎22-8181 ○嶺南認知症疾患医療センター ☎23-9800 (敦賀温泉病院内) (センター直通) ○かかりつけ医</p> <p>デイサービス・デイケア (介護や機能訓練が日帰りで受けられる) 小規模多機能型居宅介護 (通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを受けることができる)</p> <p>訪問介護・訪問看護 (ヘルパー、看護師などが自宅を訪問し、介護や看護が受けられる) 看護小規模多機能型居宅介護 (通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービス) ショートステイ (短期間入所して日常を同じような生活を送ることができる) 認知症対応型デイサービス (食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられる)</p>				
住まい	<p>住宅改修 (生活環境を整えるための小規模なリフォームに対して、住宅改修費が支給される) 福祉用具貸与・購入 (自立した生活を送るための福祉用具のレンタルや購入時に費用が支給される) サービス付き高齢者向け住宅 (介護・医療と連携して支援するサービスを提供する住宅) 軽費老人ホーム 有料老人ホーム</p> <p>グループホーム (共同生活しながら、食事・入浴などの介護などが受けられる) 介護老人保健施設・特別養護老人ホーム (施設に入所して介護や機能訓練を受けられる)</p>				
生活支援	<p>寝具洗濯サービス事業 介護タクシー (通院などに介護が必要な場合に利用するタクシー) 介護用品 (紙おむつ) 支給</p> <p>配食サービス 買い物支援 (移動販売など)</p>				
見守り	<p>地域での見守り (警察・民生委員・区長・近隣 など) 認知症サポーター (認知症の方と家族を見守る応援者) 緊急通報システム</p> <p>敦賀みまもりネットワーク (所在がわからなくなったときに団体や地域の方々の協力を得て、早期発見に役立てるネットワーク)</p>				
権利を守る	<p>消費生活センター (契約トラブルなど消費生活における相談窓口) 法律相談</p> <p>しあわせねっと (福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理の支援) 成年後見制度 (判断能力が十分でない人の財産管理などを支援)</p>				

認知症の人や家族を支援する体制

(6) 介護に取り組む家族等への支援

家族介護者の身体的・経済的・精神的な負担を軽減するための支援の充実に取り組めます。

また、介護保険制度や高齢者福祉サービス、相談窓口等の情報提供について、家族介護者にとってのわかりやすさ・入手しやすさを重視し、情報内容や提供方法を改善し、必要な支援が必要な時に活用できるように努めます。

【関連事業】

① 家族介護者負担軽減事業（多重介護、老老介護等）

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の負担を軽減するため、介護者がつどえる場（介護やすらぎカフェ）、多重介護世帯や老老介護世帯を対象とした訪問型サービス（介護やすらぎ訪問）を組み合わせた事業を行っています。 ・介護者本人や、介護者と関わりのある周囲の方が、介護者の心身の疲れや異変に気づくことができる「こころの“気づき”シート」を作成し、市民、関係機関に対して周知しています。 ・介護支援専門員等が、必要に応じて介護負担尺度を図るためのツールを使用し、アセスメントを行い、相談や必要なサービスにつなげる等の対応を行っています。 ・介護者負担の相談場所として、地域包括支援センターの周知を強化しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の実態について把握し、介護保険サービス等との調整を図りながら介護者の負担軽減につながる事業の運営が必要です。 ・事業の更なる周知と男性介護者が参加しやすいような環境づくりが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・委託している実施事業者と事業の効果を確認し、事業内容の充実を図り、今後も継続して実施します。 ・家族介護者の相談場所として、地域包括支援センターの周知を継続し、介護支援専門員等、関係機関との連携を図り、認知症高齢者の家族やヤングケアラー等の介護者の相談・支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
やすらぎカフェ (開催回数)	15回	15回	15回	15回	15回	15回
やすらぎカフェ (参加延人数)	159人	95人	100人	150人	150人	150人
やすらぎ訪問 (利用延人数)	113人	110人	140人	150人	150人	150人

② 家族介護継続支援事業（介護用品支給）

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の経済的負担を軽減するため、在宅で生活する要介護1～5の方に介護用品（紙おむつ）支給券を支給しています。 ・事業継続のため、令和3年度から支給要件を一部変更し、実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も必要な対象者に利用していただき、介護者の負担軽減となるよう事業の継続が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の支給要件に沿って、支給対象者の見直しを行い、今後も事業の継続により介護者の負担軽減を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
助成延件数 (月平均)	554件	502件	440件	440件	440件	440件

③ ねたきり老人等介護福祉手当

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護4または要介護5の高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減のため、対象者に対し、ねたきり老人等介護福祉手当を支給しています。 ・案内を送付するほか、市のホームページへの掲載、ケアマネジャーに対し対象者への周知を依頼する等、制度の内容について積極的に周知を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする介護者に必要な情報が行き届くよう、今後も周知方法について継続して見直しを行っていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護4または要介護5の高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減につながる事業であり、関係機関と連携を取ることで対象者への制度の周知を図りながら、今後も引き続き、介護者を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
支給人数	13人	17人	22人	24人	26人	28人

④（再掲）敦賀つながりカフェ（認知症カフェ）

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方と家族、地域住民、専門職が気軽に集い、認知症の方を支えるつながりを支援し、認知症の方の不安や家族の介護負担の軽減等を図るために敦賀つながりカフェを開催しています。 ・ 参加者同士の情報交換の場の設定や希望者への専門スタッフによる個別相談等を実施しました。また、令和元年度より、嶺南認知症疾患医療センター職員によるミニ講話や認知症教育映画の上映も実施し、参加人数が増加しました。 ・ 令和4年度に敦賀つながりカフェを拠点としたチームオレンジが発足され、認知症サポーターを中心に、開催内容の企画や運営の協力等を担っています。 ・ 世界アルツハイマー月間（9月）には敦賀つながりカフェにおいて、市の認知症支援の取り組みの紹介やオレンジ色の小物制作等を実施し、啓発を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係職種と連携し、参加者数がさらに増加するよう、開催内容、周知方法等について今後も検討しながら実施していく必要があります。 ・ 認知症カフェを通じて、認知症の方の意見を把握し、本人視点での施策の企画・立案、評価に反映していく必要があります。 ・ チームオレンジの拠点として、関係機関、他事業とも協働、連動しながら、支援体制の強化を図ることが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、新規および継続参加者数がともに増加するよう、参加者の意見を参考にしながらカフェの在り方や開催内容、周知方法等について検討し、実施します。 ・ 市内で開催している他の認知症カフェや関係職種等とも情報共有し、連携しながら実施していきます。 ・ 認知症カフェを通じて、認知症の方や家族の意見を把握する等、本人の発信機会を増やし、事業に反映していきます。 ・ チームオレンジの拠点の一つとして、関係機関と協働し、他事業とも連動しながら、支援体制の強化を図っていきます。 ・ 毎年9月のアルツハイマー月間にあわせて、認知症カフェをはじめとした普及啓発イベントを開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
認知症カフェ 開催回数	7回	9回	9回	9回	9回	9回
参加延人数	114人	189人	200人	220人	240人	260人

2 健康づくりと生活習慣病予防の推進

(1) 健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図るため、運動習慣の確立や食生活の見直し等に向けた取組を行い、生活習慣病の予防を進めていきます。また、「イキイキ健活！プラス1」運動の周知を図り、自らの身体や健康に関心を持ち、健康づくりを実践する市民が増えるよう、個人や地域における健康づくりへの支援を行います。

【関連事業】

① 生涯を通じた健康づくり事業の推進（第3次健康つるが21）

現状
<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病を予防するために必要な7つの健康行動「健康7アクション」をさまざまな場で、幅広い年代層に周知しました。・健康推進課が運用する健康アプリ「敦とんあるこ」（以下「健康アプリ」という。）とインセンティブの提供を組み合わせ、より多くの市民が楽しんで健康づくりに取り組むことができるよう支援しました。・健康情報の発信・周知啓発の場として、体組成や血圧等の測定や健康相談等を行う「健康ステーション」を設置するとともに、市役所や公共施設、企業等において出張健康ステーションを開催しました。・健康意識の向上と「イキイキ健活！プラス1」の啓発強化のため、健康に関するパネル展示を行いました。・野菜摂取量を増やすため、健康推進課におけるプラス1レシピの掲示・配布、市ホームページへのレシピ動画の掲載、野菜摂取推進とレシピPRのための啓発活動を実施しました。・広報紙や各団体の会報等で健康情報を発信しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病の予防として、自分に合った健康習慣を身につけ、継続して取り組めるよう、年代や性別に応じた健康づくりの周知・啓発を行うとともに、若い世代や働き盛り世代にも健康づくりを実践してもらえるような取組や環境づくりが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・市民の主体的な健康づくりを支援するため、市民が健康づくりに取り組むきっかけをつくり、健康づくり活動の実践が継続できるよう、健康アプリ等を活用した取組を継続して実施します。・日常生活に1つでも多く健康習慣を取り入れてもらえるよう、さまざまな機会を利用し、幅広い年代に対して「イキイキ健活！プラス1」および「健康7アクション」の周知を継続して行います。・ライフステージごとに変化する身体の特性を踏まえ、それぞれの世代に応じた健康情報を積極的に発信するとともに、生涯を通じた継続的な取組を推進します。・健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めるとともに、企業や関係団体等とも連携・協働しながら、健康づくり事業を推進します。

② 健康づくり活動を支援する団体や人材の育成

現状
<ul style="list-style-type: none">・市内の企業や飲食店等の協賛により、健康アプリのインセンティブイベントを実施しました。・食を通じて市民の健康増進を図るため、食生活改善推進員を養成するとともに育成のための研修を実施しました。・継続的な健康づくりの支援のため、健活サポーターと協働して、ウォーキングイベントの企画やウォーキングマップの作成を行い、定期的なウォーキングイベントを開催しました。・冬場も運動を継続できるように、きらめきみなと館でもウォーキングイベントを実施し、参加者を拡大するため、併せて出張健康ステーションも実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・健康づくりの普及と定着のため、市民や民間企業と協働した取組を推進する活動が必要です。・生涯を通じて市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、実践していけるよう働きかけていくことが重要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・地域で健康づくりを実践する人材を育成し、市民や民間企業、つるが元気体操の会等と連携・協働しながら、健康づくりを推進します。

(2) 疾病予防・健康管理の推進

高齢になるにしたがって、認知症、骨折、脳卒中等による心身機能の低下が、生活の質（QOL）の維持・向上の大きな妨げになるため、健康寿命の延伸のための疾病予防の対策においては、生涯を通じた取組を進めるとともに、高齢者のQOLを高めるよう配慮することが重要です。

高齢期には、生活習慣病の重症化予防に加え、フレイルの予防等への取組も必要となってきます。

市民一人ひとりが、自分の健康管理に主体的に取り組めるような環境づくりに努めます。

【関連事業】

① 特定健診・後期高齢者健診・がん検診

現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入者を対象に特定健診、後期高齢者医療制度加入者を対象に後期高齢者健診を実施するとともに、特定健診については、未受診者に対する受診勧奨に積極的に取り組み、健診の受診率は緩やかに上昇しています。 ・がんの早期発見、早期治療につながるよう、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診を実施するとともに、大腸がん検診、乳がん検診については、未受診者に対する受診勧奨も積極的に行いました。また、精密検査未受診者に対する受診勧奨も実施しました。 	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規要介護認定申請者のうち、認知症および生活習慣病関連の疾病が原因となっている方が約6割を占めている現状からも、生活習慣病の重症化予防は重要な課題であり、引き続き健診、がん検診の受診勧奨を行うとともに、受診結果をもとに生活習慣の改善や早期治療につなげるのが重要です。 ・また併せて、高齢者の低栄養改善やロコモティブシンドロームの予防、社会参加の促進等フレイル予防のための取組も必要です。 	
施策の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に自分の身体の状態を確認する機会となるよう、特定健診および後期高齢者健診、がん検診を実施するとともに、周知啓発に努めます。特に、特定健診や若い世代のがん検診については、効果的な受診勧奨方法を検討し、受診率の向上に努めます。 ・受診結果に合わせて、生活習慣の改善や必要な治療等につながるよう、保健指導や受療勧奨を行い、重症化予防につなげます。 ・健診結果や質問票、国保データベースシステム等を活用し、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握し、健康状態の評価と生活習慣病の重症化やフレイル等を予防するための取組を実施します。 	

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
特定健診	受診率	31.4%	33.5%	35.0%	38.0%	42.5%	47.0%
特定保健指導	実施率	33.6%	45.4%	47.0%	49.0%	51.0%	53.0%
大腸がん検診	受診率	22.1%	20.9%	23.0%	25.0%	27.0%	29.0%

② 感染症の予防

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発症および重症化予防のため、予防接種法定期接種B類である高齢者肺炎球菌および高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を行いました。 ・介護予防教室で管理栄養士による栄養指導や、歯科衛生士による口腔機能の向上や口腔ケアに関する健康教育を実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・肺炎は、高齢者の入院や死亡原因の上位に位置しています。高齢者の肺炎を予防するため、インフルエンザおよび肺炎球菌予防接種の継続が必要です。 ・高齢者の口腔ケアは、「食べる」「話す」といった口腔機能を維持・向上させ、生活機能を維持するほか、免疫機能を高めるなど、感染症予防の観点からも重要なため、保健事業と介護予防事業との連携を図りながら、その重要性について周知・啓発することが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も予防接種の推進と感染症予防に関する知識の普及啓発に努めます。 ・保健事業と介護予防事業との連携を継続し、低栄養予防や口腔機能向上、口腔ケアに関する取組を進めます。

③ 感染症対策に係る体制整備

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の制定を受け、平成25年3月に「敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定しました。また、同法第8条の規定により、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること、市民生活および市民経済におよぼす影響を最小限に抑えることを目的として、平成26年5月に「敦賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画に基づき、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という）への対応を念頭に置きつつ弾力的な運用ができるよう、関係部局との連携強化を図り、全庁的な取組を推進する体制整備が必要です。 ・介護事業所が感染症発生時においても介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、日ごろから介護事業所と連携した体制整備が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県・関係機関との連携を図り、市行動計画の見直しや、訓練の実施、人材の育成等、平時からの準備を推進します。 ・また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県の動向を注視し、感染症に関する正しい情報を提供し感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じて、ワクチン接種や市民の生活支援、要援護者への支援等について、県や近隣市町、関係機関と連携し、対策を実施します。 ・さらに、介護事業所等に対しては、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築に努め、感染症に適切に対応できるよう、県や保健所、関係機関と連携し、研修会の実施や情報提供、助言等の感染症対策に係る体制整備を推進します。

3 元気づくり（介護予防）の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域のニーズにあった多様な生活支援サービス提供体制を構築していくため、市民が、地域や暮らしの中で役割を持ち「支える側」「支えられる側」という関係を超えて「地域共生」のまちづくりを目指します。

また、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心に、地域の実情や課題を把握し、地域に必要な住民主体の支え合い活動の創出に取り組み、高齢者の介護予防と社会参加を推進します。

【関連事業】

① 訪問型サービス

現状
<ul style="list-style-type: none">平成29年1月から、要支援者・総合事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者・総合事業対象者宅を訪問し、身体介護や掃除・洗濯等の家事援助を行う、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA（基準緩和）、訪問型サービスC（短期集中予防）の各サービスを提供しています。令和4年度より、住民主体の活動（訪問型サービスB）を推進するため、サービス立ち上げに要する経費と事業運営にかかる経費に対し、助成事業を開始しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">訪問介護相当サービスが年々増加する一方、訪問型サービスA、Cがほとんど増加していない状況であり、市民へのわかりやすい周知と関係機関への働きかけが必要です。住民主体の活動の創出に向け、地域支え合い推進員が中心となって、チラシや住民主体サービス補助事業の手引きを活用しながら、必要性をわかりやすく説明していくとともに、サービスが提供可能な団体の把握等を行い、訪問型サービスBの創出に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">必要な方が訪問型サービスA、Cを利用できるよう、市民にわかりやすく周知していきます。特に、訪問型サービスCについては、自宅での生活行為向上を目指し、サービスの利用が増えるよう、サービスの目的についても周知していきます。また、訪問型サービスBの創出に向け、地域支え合い推進員が中心となって話し合いの場を持ち、具体的な住民主体の活動の創出に取り組むとともに、助成事業についての周知を行っていきます。

【訪問型サービスの種類】

サービス種別	サービス内容	サービス提供者
訪問介護（従前）相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助サービス	訪問介護事業者 基準緩和サービス従事者研修修了者
訪問型サービスA （基準緩和サービス）	緩和した基準による生活援助サービス等	訪問介護事業者 基準緩和サービス従事者研修修了者
訪問型サービスB （住民主体サービス）	住民主体による自主活動として行う生活援助等	住民ボランティア等
訪問型サービスC	短期集中予防サービス。専門職等による居宅での相談指導等	保健・医療の専門職

② 通所型サービス

現状
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月から、要支援者・総合事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントに基づき、事業所等に通所し、食事・入浴等の介護や機能訓練、つどいの場の提供等日常生活上の支援を受ける、通所介護相当サービス、通所型サービスA、通所型サービスCの各サービスを提供しています。 通所型サービスAの増加はありませんが、通所型サービスCの利用者は徐々に増加傾向にあります。 令和4年度より、住民主体の活動（通所型サービスB）を推進するため、サービス立ち上げに要する経費と事業運営にかかる経費に対し、助成事業を開始しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 通所型サービスA・Cの利用促進のため、引き続き市民へのわかりやすい周知と関係機関への働きかけが必要です。 住民主体の活動の創出に向け、地域支え合い推進員が中心となり、チラシや住民主体サービス補助事業の手引きを活用しながら、必要性をわかりやすく説明していくとともに、活動が提供可能な団体の把握等を行い、通所型サービスBの創出に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 必要な方が通所型サービスA、Cを利用できるよう、事業所の状況を把握するとともに必要な対策を講じながら、市民にわかりやすく周知していきます。 特に、通所型サービスCについては、退院時に必要な方がサービスにつながるよう医療機関等にも積極的に働きかけていきます。 また、通所型サービスBの創出に向け、地域支え合い推進員が中心となって話し合いの場を持ち、具体的な住民主体の活動の創出に取り組んでいきます。

【通所型サービスの種類】

サービス種別	サービス内容	サービス提供者
通所介護（従前）相当サービス	通所介護施設で日常生活上の援助を日帰りで行うサービス	通所介護事業者
通所型サービスA （基準緩和サービス）	緩和した基準によるサービスミニデイサービス運動、レクリエーション等	通所介護事業者 基準緩和サービス従事者研修修了者
通所型サービスB （住民主体サービス）	住民主体による体操や運動等の活動の場	住民ボランティア等
通所型サービスC	短期集中予防サービス。生活機能を改善するための運動機能向上、栄養改善プログラム	保健・医療の専門職

③ その他の生活支援サービス

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合い推進員が中心となって、地域の現状および課題、必要と思われるサービスおよび現在地域にある資源の把握等を行いました。 ・平成29年度より、高齢者に必要な介護予防・生活支援サービスの情報が行き届くよう、市内の情報をまとめた敦賀市情報マップ「食事・お買い物編」「元気づくり運動編」「ちよっとサポート編」「通いの場・集いの場編」を作成し、定期的に内容を見直し更新をかねながら、市民や関係機関等に配布しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報更新のため、資源の把握ができてタイムリーに情報提供ができないなど課題があります。掲載店や事業所とも連携し、住民にとって必要な情報を正確に提供していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、地域支え合い推進員が中心となって、地域の現状および課題、資源の把握等を行いながら、地域住民に必要としている情報が行き届くよう、敦賀市情報マップの作成および更新を行っていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度 （計画）	令和7年度 （計画）	令和8年度 （計画）
情報マップ（改訂含）発行回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

④ 介護予防ケアマネジメント

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者に対して、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が、介護予防ケアマネジメントを実施しており、対応件数は年々増加傾向にあります。 ・介護予防ケアマネジメントを行う際には、「アセスメントシート」「興味・関心チェックシート」等を用いて適切に課題分析を行うとともに、モニタリングや評価を行い、自立支援型地域ケア会議への個々の参加を呼びかけるなど、適正な介護予防ケアマネジメントになるよう努めています。 ・介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成し、自立支援や重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を定め、地域包括支援センター等に配布するとともに、市民に対しても周知を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメントを実施していく上での個々の評価は行っていますが、事業全体の評価を行っていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者に対して、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が、今後も適切にアセスメントを行い、スムーズに総合事業が利用できるよう努めます。 ・今後も、「アセスメントシート」「興味・関心チェックシート」等を用いての適切な課題分析、モニタリングや評価を行い、自立支援型地域ケア会議などの機会を通じ、適正な介護予防ケアマネジメントになるよう努めます。 ・個々の評価のみでなく、全体の実施状況の分析等事業全体の評価も行っていきます。

⑤ 介護予防・生活支援サービス協議会の運営

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・生活支援サービス協議会」を年3回開催し、介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に向けて、多様な主体間の情報共有、連携および協働による資源開発等を推進するための協議を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会では、多様な主体間の情報共有や実施事業に関する協議等を行っていますが、多様な主体間の連携および協働による資源開発等をより推進していけるよう協議の充実を図っていく必要があります。 ・協議会で検討した課題や対策を踏まえ、課題解決に向けた市関係部署および関係機関との連携体制の強化に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も協議会を適切に運営し、多様な主体間の情報共有、連携および協働による資源開発等を推進するための協議を行っていきます。 ・協議会で検討した課題や対策を踏まえ、課題解決に向けた市関係部署および関係機関との連携体制の強化に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
協議会開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

⑥ 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動

現状
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援・介護予防サービス提供の基盤を整備するため、平成28年12月に市全体（第1層）を担当する地域支え合い推進員を設置、平成31年4月には日常生活圏域ごと（第2層）に地域支え合い推進員を設置し、関係機関等と連携しながら、市内各地区の現状や課題および資源の把握等を行っています。 令和3年度は、西地区、松原地区において第2層協議体「支え合いを考える会」を開催し、地区の課題やニーズ把握を行いました。 令和4年度には、北地区において、「支え合い地域づくりフォーラム」、「支え合い井戸端会議（ワークショップ）」を開催し、第2層協議体である「きた ささえ愛ひろば」を定期的に開催しています。 市民に広く支え合い活動の必要性を理解してもらえるよう、広報紙への掲載や「支え合いなないろ通信（地域支え合い推進員通信）」を作成・発行しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 市内全圏域での「支え合い地域づくりフォーラム」の開催、全地区で「支え合い井戸端会議」等を行い、地域住民との話し合いの場を持つとともに、全地区に第2層協議体が立ち上がるよう働きかけていく必要があります。 地域における支え合い活動の必要性を理解してもらえるよう、さらに普及啓発に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 第1層および第2層地域支え合い推進員を中心に、地域課題やニーズの把握を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に努めます。 広報紙や「支え合いなないろ通信」等で、支え合い活動についての普及啓発を継続して行います。 市内全圏域で「支え合い地域づくりフォーラム」や「支え合い井戸端会議」等を行うとともに、地域住民との話し合いの場を持ち、第2層協議体の立ち上げを目指します。 第2層協議体を中心となって、地域住民と一緒に地域に必要な活動について考え、活動の創出に向け取り組んでいきます。 住民主体の活動の立ち上げのための勉強会を開催する等立ち上げ準備に向けた支援を行い、住民主体の活動（訪問型サービスB、通所型サービスB）の創出を目指します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
フォーラム 開催回数	0回	1回	0回	1回	1回	1回
ワークショップ 開催回数	0回	3回	0回	3回	3回	3回
第2層協議体数	2協議体	3協議体	3協議体	4協議体	5協議体	6協議体

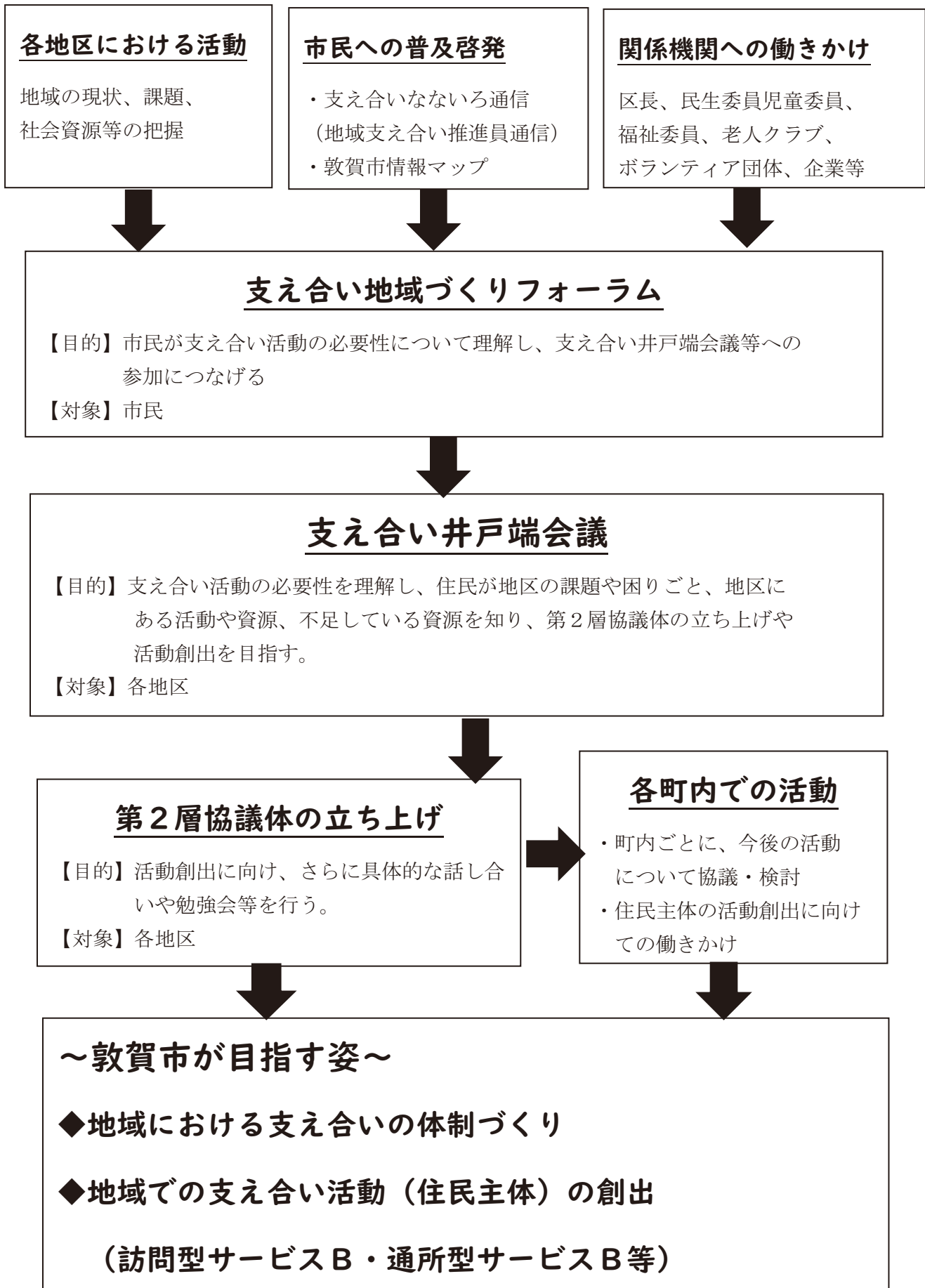
⑦ 基準緩和サービス従事者（生活サポーター）研修

現状
・ 訪問型サービスAおよび通所型サービスAの担い手となる生活サポーターの養成研修を実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準緩和サービス従事者研修の受講者は数が伸びない現状から、受講者の増加につながるよう周知を強化していく必要があります。 ・ 生活サポーターの養成研修を引き続き実施し、受講後は、訪問型サービスAおよび通所型サービスAに加え、住民主体サービスB（訪問型・通所型）の担い手となるよう働きかけていく必要があります。
施策の方向性
・ 地域活動の担い手となる方の発掘に努め、今後も研修を継続して実施し、訪問型サービスAおよび通所型サービスA、住民主体サービスB（訪問型・通所型）の担い手となる生活サポーターの増加に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
研修会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
研修会修了者数	30人	11人	15人	15人	15人	15人

支え合い地域共生のまちづくり

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動



(2) 「T3元気づくりプロジェクト！」の推進

一般介護予防事業を「T3元気づくりプロジェクト！」とし、「つるがで・つづける・つながる元気づくり」として展開しており、第9期においても「T3元気づくりプロジェクト！」を推進します。

また、高齢者の介護予防や社会参加のため、身近な場所で継続して行える元気づくりの機会や方法を広く提供するとともに、介護予防やフレイル予防の普及啓発に取り組むサポーターを養成し、誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう支援します。

【関連事業】

① 介護予防普及啓発事業

現状
<ul style="list-style-type: none">・新規要介護認定要因に男女の違いがあることに着目し、男性限定の元気づくり教室では「生活習慣病予防」、女性限定の元気づくり教室では「ロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態）の予防」に焦点をあて、講義・実技を実施しました。・認知症予防教室は、認知症の正しい知識や効果的な予防方法を学ぶことを目的とし、認知症早期発見チェックリストのフォロー対象者に対する支援の場として位置付け、継続的に実施しました。・転倒予防や、認知症予防等介護予防に関する知識や実技の普及啓発を目的に、元気づくり出前講座を開催しており、令和3年度より、地域の要望に応じてリハビリテーション専門職を派遣し、より専門的な内容を追加し介護予防の普及啓発に取り組んだ結果、令和4年度には、参加者延人数は約870人と倍増しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・どの教室も新規参加者や生活機能チェックリスト・認知症早期発見チェックリストのフォロー対象者からの参加が少なく、リピーターが多いのが現状です。新規参加者の発掘のため、教室開催方法の工夫や情報発信の強化が必要です。・出前講座の講師依頼団体と適宜打ち合わせを行い、対象者に合った内容を提示する工夫が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・要介護認定者の介護要因を今後も継続して把握し、性別に特化した介護予防教室を実施します。・介護予防の効果を高め、参加者が教室終了後も介護予防に継続して取り組めるよう、内容を検討しながら実施していきます。・より効果的な教室が開催できるよう、評価項目の見直しを図りながら、参加者の体力測定やアンケートを継続して実施します。・委託先と内容の検討等を行い、教室の内容の充実を図るとともに、動画配信等の集合形態以外の教室の在り方についても検討します。・出前講座内容の見直し等を行いながら、対象者に合った講座を継続して開催していくとともに、周知方法や開催方法等の工夫に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
女性限定教室 参加延人数 (開催回数)	124人 (4回)	156人 (5回)	150人 (5回)	160人 (5回)	170人 (5回)	180人 (5回)
男性限定教室 参加延人数 (開催回数)	55人 (5回)	74人 (5回)	100人 (5回)	110人 (5回)	120人 (5回)	130人 (5回)
認知症予防教室 参加延人数 (開催回数)	185人 (15回)	283人 (20回)	290人 (20回)	300人 (15回)	345人 (15回)	390人 (15回)
元気づくり出前 講座参加延人数 (開催回数)	371人 (19回)	873人 (30回)	900人 (40回)	910人 (40回)	920人 (40回)	930人 (40回)

② ふれあい“いきいき”サロン

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な場所で、閉じこもりがちな高齢者が気軽に集まり、介護予防および心身の健康や生きがいづくりを行っています。 ・地域での自主的な元気づくり活動の拠点となっており、福祉委員、民生委員、区役員等地域住民が積極的に関わっている地区もあります。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・サロンの実施は定着していますが、男性参加者や新規参加者は少なく、参加者の増加につながるよう周知方法等の見直しが必要です。 ・体力測定等による評価を継続し、効果を確認していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、身近な地域で住民が主体となって実施していけるよう、働きかけを行います。 ・地域住民と協力しながら活動方法や周知方法を見直し、工夫して実施します。 ・体力測定やアンケート等の実施を継続し、介護予防の効果の確認や内容の検討等を行い、よりよい介護予防活動の場となるよう取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
開催か所	109か所	106か所	105か所	105か所	105か所	105か所
延回数	1,457回	1,787回	2,040回	2,040回	2,040回	2,040回
参加延人数	10,287人	11,806人	12,000人	12,200人	12,400人	12,600人

③ 介護予防活動支援事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・主なものとして、介護予防自主組織（自主グループ）や地域において介護予防を主体的、積極的に普及するサポーター養成に取り組みました。 ・元気づくり教室終了後に結成された「元気づくりグループ」に対して、講師派遣やグループ運営の助言等の継続支援を実施し、自主グループ活動の活性化や会員の介護予防活動への意欲向上を目的に、会員一同が集まり、講演会等で交流を持ちました。 ・また、自らが介護予防活動に取り組み、さらに地域の介護予防活動のサポートを行う「元気づくりサポーター」の養成を目的に、平成27年度から「元気づくりサポーター養成講座」を実施していますが、令和3年度の修了者は15人、令和4年度は10人と減少傾向です。 ・「元気づくりサポーター」で結成したボランティア団体「つるが元気体操の会」の会員が、転倒予防や腰痛、肩こりの改善、認知症予防に効果の高い敦賀市独自の「つるが元気体操」の普及啓発に取り組んでおり、定例の講習会を行っています。また、多くの高齢者が体操に取り組めるよう、公民館での講習会の実施、地区や町内単位の集まりや出前講座等、多くの場に出向きました。 ・令和4年度には、自宅や地域において、いつでも自主的に「つるが元気体操」に取り組めるよう、より分かりやすい内容に再収録し、ケーブルテレビにて定期的に放映やDVDやCDを無料配布するなど、元気づくりに関する情報発信を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・各自主グループが今後も自主的な活動を継続でき、より良い活動となるよう支援を継続していく必要があります。特に、参加者が少ない自主グループに対しては、参加者増加のための支援も必要です。 ・現在、養成講座受講者数は減少傾向にあり、受講者が増加するよう、実施場所や実施方法の検討、周知の強化が必要です。また、より多くの受講者がサポーターとしての活動につながるような働きかけが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・自主グループ活動が継続的・活発に実施できるよう、各自主グループ代表者や講師等との情報共有や交流会等を行い、実施内容や横のつながりの強化を支援します。 ・今後も、統一した体力測定やアンケートを実施し、継続的な評価を行います。 ・元気づくりサポーターの養成方法や実施内容等の検討を行い、今後も継続してサポーター養成に取り組むとともに、他事業と連携しながらサポーターの活躍できる場を検討し、地域で活動する元気づくりサポーターの拡大を図ります。 ・「つるが元気体操」については、「つるが元気体操の会」の活動者の増加や活動の活発化を目指して支援を継続していくとともに、さまざまな機会や広報紙等を活用して周知を継続し、元気づくりのツールの一つとして、DVDやCDを積極的に配布します。 ・今後も、広報紙やケーブルテレビ等さまざまな媒体を活用し、元気づくりに関する情報発信を継続し、自主的・継続的な元気づくりにつながるよう、内容の工夫や仕掛けづくりに努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
自主グループ数	10 グループ	9 グループ	9 グループ	9 グループ	9 グループ	9 グループ
自主グループ支援回数	33回	41回	45回	45回	45回	45回
交流会開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
元気づくりサポーター養成講座修了者人数	15人	10人	8人	15人	15人	15人

④ フレイル予防普及啓発事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より、心身の健康状態、社会参加状況を把握し、栄養、運動、社会参加の視点から自発的に元気づくりに取り組む高齢者を増やすことを目的に、フレイル予防の普及啓発、フレイル予防サポーター養成講座、フレイルチェックに取り組みました。 ・令和4年度においては、サポーターが実施するフレイルチェックを、4つの公民館にて計8回開催し、参加者数が延96人、サポーターが延70人の計166人が参加し、参加者は増加傾向です。 ・また、フレイルチェックを実施するフレイル予防サポーターの養成講座を実施し、令和3年度は20人、令和4年度は14人の計34人のサポーターが誕生しました。 ・フレイル予防の普及啓発では、広報紙やケーブルテレビ、出前講座等にて予防の必要性や方法について伝えました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防の必要性を知り、予防活動に取り組める高齢者を増やすため、さまざまな機会を通し簡易チェックができる場を増やし、普及啓発を継続する必要があります。 ・住民同士で互いに予防に取り組む輪を広げていけるよう、サポーターの育成を継続する必要があります。 ・フレイルチェックを通して自主的に予防活動に取り組める高齢者を増やすため、新規参加者や継続参加者を増やすこと、他の介護予防事業や高齢者の保健事業等と連携を図り、効果的な予防活動につなげる工夫が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・予防活動に取り組める高齢者を増やすため、出前講座や地域での集まり等さまざまな機会の利用や他事業との連携を通して、積極的な普及啓発に取り組みます。 ・養成講座を継続して行うとともに、活動場所の情報提供や研修の機会を設け、サポーターの育成に取り組みます。 ・自主的な予防活動に取り組めるよう、フレイル予防や地域資源等の情報提供を行います。 ・健康寿命の延伸に向け、高齢者の保健事業との連携を図り、フレイル予防および生活習慣病の重症化予防を推進していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
養成講座コース数	1	1	1	1	1	1
フレイル予防サポーター養成講座 修了者数	20人	14人	10人	15人	15人	15人
フレイルチェック 回数	2回	8回	8回	4回	4回	4回
フレイルチェック 参加延人数	67人	96人	100人	100人	100人	100人

⑤ 介護予防把握事業

現状	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和5年度においては、元気づくり（介護予防）に関心を持ち、自ら介護予防活動を行うことができる方を増やすことを目的に、市内の71歳、74歳（年度末年齢）に対して「生活機能チェックリスト」および「認知症早期発見チェックリスト」を郵送し、生活機能や認知機能が低下している方を把握しました。 ・実施者に対しては、元気づくりの普及啓発の機会としてとらえて、全員に結果を通知すると共に、予防のポイントや元気づくりにつながる教室等の情報提供を行いました。 ・各チェックリストの実施率に大きな変化はなく、横ばいの状況です。 ・チェックリストの結果、機能低下が疑われる方に対しては、担当の地域包括支援センターの保健師等が訪問や電話で状況を把握し、介護予防につながるフォローを行っています。 ・送付以外の対象者については、医療機関、薬局、公民館等への設置の他、地域の情報誌への掲載等により、チェックリストの普及啓発を図りました。 ・チェックリスト未実施者に対しては、再勧奨を行うとともに、専門職による家庭訪問や電話等で状況把握や実施勧奨等を行いました。
課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを元気づくりの普及啓発の機会とし、周知や活用方法を再検討しながら取組を継続する必要があります。 ・チェックリストの結果に応じ、他事業とも連携しながら、早期対応、予防への取組を積極的に行う必要があります。 ・引き続き、未実施者に対するアプローチを継続し、実施率の上昇を図るとともに、未実施者の状況把握や元気づくりの普及啓発に努めていく必要があります。
施策の方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・若いうちから元気づくりに関心が持てるよう、70歳の方に生活機能チェックリストと元気づくりに関する情報提供等を郵送し、セルフチェックを呼びかけると共に、介護予防事業等の周知を図ります。 ・身近な場所へのチェックリストの設置等、普及啓発の機会や方法を工夫し、認知症予防や元気づくりのきっかけとなるよう、チェックリストを活用していきます。また、チェックリストを活用し、健康状態不明者の状況把握に努めていきます。 ・74歳と77歳の方に認知症早期発見チェックリストを郵送し、実施した方には結果を通知するとともに、認知症予防や元気づくりの実践につながるよう普及啓発を行います。 ・認知症早期発見チェックリストは、項目や基準の見直しを行い、認知機能の低下がみられる方を広く把握し、対象者の状態に応じて、より早期からの対応、予防行動へとつなげていけるよう取り組みます。 ・機能の低下がみられる方については、元気づくりにつながるような情報提供、保健師等の訪問や電話による状況把握、予防や受診等の必要な支援につなげていきます。 ・未実施者に対しても、効果的な方法を検討しながら、チェックリストの実施につながるよう勧奨を行うとともに、未実施者の状況把握に努めていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
生活機能チェックリスト送付数	1,913人	1,908人	1,490人	1,000人	900人	850人
認知症早期発見チェックリスト実施者数	1,252人	1,303人	1,350人	1,372人	1,381人	1,416人
認知症早期発見チェックリスト実施率	65.4%	68.3%	70.0%	72.0%	74.0%	76.0%
認知症・認知症疑い該当者のフォロー率	86.9%	87.1%	88%	90%	90%	90%

⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業

現状
<ul style="list-style-type: none">・平成30年度より、自立支援のための地域ケア個別会議に、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士）が助言者として毎回参加し、専門職の立場から助言をもらうことにより、介護支援専門員の資質の向上につながっています。・市内の9つの元気づくり自主グループにおいて、リハビリテーション専門職が定期的に運動指導や体力測定を実施することにより、効果的なグループ活動の継続につながっています。・出前講座や市内の通いの場等において、リハビリテーションに関する助言・指導を実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・地域における介護予防の取り組みを強化するために、今後も地域ケア会議や住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後もリハビリテーション専門職に自立支援のための地域ケア個別会議等で専門職の立場から助言をもらうことにより、介護支援専門員の資質の向上に努めます。・市内の住民主体の通いの場において、定期的に運動指導や体力測定等を実施し、効果的な活動の継続を目指します。

⑦ 一般介護予防事業評価事業

現状
<ul style="list-style-type: none">・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行っています。・各事業終了後に評価した結果については、介護保険運営協議会への報告等を行い、今後に向けた協議を行っています。・教室参加者の変化を確認し、一般介護予防事業の効果を評価するため、教室参加者への経年的なアンケート調査や介護予防自主組織参加者に体力測定等を実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・一般介護予防事業の評価指標について、事業の効果をみていくため、引き続き評価方法や評価指標の検討を行っていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も、介護保険事業計画に定める一般介護予防事業の目標値の達成状況の検証を行い、事業評価を行います。・また、65歳以上新規認定者の平均年齢に加え、健康寿命延伸の実現状況を確認するため、重度要介護認定率（要介護2～5）をアウトカム評価指標として追加し、一般介護予防事業の効果を確認していきます。・評価した結果については、介護保険運営協議会への報告等を行い、今後に向けた協議を行い適正な事業運営に努めます。

評価対象年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
評価時期	令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和9年 4月
65歳以上の新規要介護認定者の平均年齢	83.1歳	83.0歳	83.0歳	83.1歳	83.2歳	83.3歳
新規要介護認定者の介護要因 (原因疾患)の調査	介護予防事業を実施する中で、各事業の内容を検討する際の参考とする。					
重度要介護認定率 (要介護2～5)	8.6%	9.0%	9.0%	8.9%	8.9%	8.9%

4 生きがいづくりと安全・安心なまちづくりの推進

(1) 生きがいづくりの推進

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、ボランティア活動の充実等、高齢者の知識や経験を生かした活動の支援を行います。

さらに、高齢者同士の活動は、お互いの親睦や健康づくり、社会参加の促進等につながるため、高齢者同士が交流できる場の確保・充実を図ります。

【関連事業】

① 敦賀いきいき生涯大学

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の学習意欲を高め、生きがいや社会参画の意識を持って自立した生活を送ることができるよう実施しています。 ・公開講座では、大学での学習内容や講義を受講した感想等について学生発表を行い、学生の情報発信力の強化を図るとともに、大学のPRを行いました。 ・大学のPRの1つとして、学生がケーブルテレビに出演し、自らの体験、感想を発信しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ、公開講座等で大学の活動内容についてPRするほか、オープンスクールを実施し、実際に活動内容を体験できる場を設けていますが、参加者数は少なく、また、入学者数もほぼ横ばいです。入学者数の増加のため、周知方法やオープンスクールの内容について見直しが必要です。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きがいづくりの推進」「仲間づくり・健康づくりの推進」「積極的な地域活動への参加」をテーマに、地域の活動へつなげることを目指し、継続して実施します。 ・オープンスクールや公開講座を継続して開催する等、市民が大学の活動内容を知る機会を提供します。 ・今後も広報紙やホームページ等で周知を継続して行うほか、新たな周知方法を検討する等、入学者数の増加に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
学生数	46人	42人	53人	68人	75人	80人

② 敦賀いきいき生涯大学卒業後の活動の推進

現状
<ul style="list-style-type: none">・地域活動への参加を促進するため、市内で活動する企業や団体等の活動内容に関する講義や実地研修を通して、活動内容等の情報の提供に努めています。・令和5年度に、卒業生を対象に、卒業後の活動に関するアンケートを実施し、卒業後の学生の地域活動への参加状況を把握しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・地域活動等の例をより具体的に示す講義・実地研修を設ける等、さまざまな活動に対する学生の意識を高め、卒業後に学生が地域活動等に取り組みやすくなるよう、カリキュラムのさらなる充実を含めた見直しが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も、地域活動への参加を促進するため、生涯大学の講義や実地研修を通して、活動内容等の情報提供に努めます。・講義内容に対する学生の意見や、卒業後の学生の地域活動への参加状況を把握した上で、カリキュラムのさらなる充実を含めた見直しを図ります。

③ 老人クラブの活動支援

現状
<ul style="list-style-type: none">・市老人クラブ連合会では、各種研修会やスポーツ大会等を実施することにより、仲間づくり、生きがい・健康づくりに取り組んでいます。・若手会員を対象とした研修会を実施し、次期役員等の担い手の育成に取り組んでいます。
課題
<ul style="list-style-type: none">・事業内容を見直したり、新規事業を行う等、事業内容を充実させ、会員数増加に向け積極的に取り組んでいますが、会員数は減少傾向にあります。・次期役員等の担い手が年々減少している状況です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・減少傾向にあるクラブ数や会員数を維持、または増加させるよう、市老人クラブ連合会と協議を行いながら、今後も継続して支援を行います。・適切な補助金の利用および補助対象の検討を図るため、老人クラブの活動状況の把握に努めます。・若手会員を対象とした研修会等の内容や方法等について、市老人クラブ連合会と協議し、次期役員等の担い手の育成に努めます。

④ ボランティア推進事業

現状
<ul style="list-style-type: none">・市ボランティアセンターでは、ボランティア養成講座等の開催を通じて、ボランティアの育成、仲間づくりをはじめ、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの育成に積極的に取り組みました。・令和5年6月末現在で、145団体がボランティアセンターに登録されており、市ボランティアセンターでは、ボランティアを希望される方のニーズに応じて、ボランティアとの調整および活動支援を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ボランティアセンター登録数は横ばいで推移しています。ボランティアセンターを直接的に担う人材等の養成、ボランティアの活動の拠点の充実、認知度の向上等を図っていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ボランティアの養成には、継続した取り組みが必要なため、引き続きボランティア養成講座等を通じて市民のボランティア活動への参加促進を図っていきます。・市民のボランティア活動に対する理解や関心をさらに高めるため、広報活動等による情報発信に取り組みます。・市ボランティアセンターが中心となって、一般市民・関係機関・各団体等の連携を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

⑤ 就労機会の確保

現状
<ul style="list-style-type: none">・高齢者の就労の場ともなる介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和サービス従事者（生活サポーター）研修を、平成28年度から実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・基準緩和サービス従事者（生活サポーター）研修受講者が増えるよう、就労事業所の周知等も併せ、よりわかりやすく周知していく必要があります。・事業所の研修修了者受入れ状況を確認し、希望者の就労につなげていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も基準緩和サービス従事者（生活サポーター）研修を実施し、研修修了者が希望する事業所に就労できるよう、情報連携に努めます。

(2) 居場所づくりの推進と参加促進

住民組織や老人クラブ、ボランティア団体、社会福祉法人、民間事業者等による多様な社会参加の機会や地域に住む子どもから高齢者までが、身近で気軽に集まれる、交流やふれあいの場となる居場所づくりを推進します。

【関連事業】

① 世代間交流活動

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの活動行事の中で、老人クラブ会員と保育園児との世代間交流に努めています。 ・令和3年度および令和4年度は、老人クラブ会員と園児が花の苗植え等を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流を目的とした事業内容を検討し、継続して実施していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、老人クラブの活動行事の中で、世代間交流に努めていきます。 ・交流の幅を広めるため、活動内容や交流対象者について市老人クラブ連合会と協議を行いながら見直しを図ります。

② 老人福祉バス事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの活動を支援し、地区の会員同士の交流機会の増加を図るため、市内や市外で実施される老人クラブの行事等の際に、バスを配車したり、老人クラブが手配した借上げバスに対する助成を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の老人クラブにのみ利用があるため、周知方法について見直し、各老人クラブに対して広く周知を行う必要があります。 ・老人クラブが利用しやすくなるよう、利用条件や対象について継続して見直していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の会員同士の交流機会の増加等を目的とし、今後も継続して事業を実施します。 ・利用条件や対象等について検討し、見直しを図ります。 ・事業の利用を促進するため、各老人クラブへの周知を継続して実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
大型バス利用	5台	12台	15台	18台	20台	25台
小型バス利用	10台	36台	40台	43台	47台	50台
市外バス助成件数	2件	4件	17件	20件	25件	30件

③ 高齢者外出支援事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出機会の拡大、生きがい活動や交流活動等への参加を支援するため、バス、タクシー、リラポート等で利用できる外出支援券を80歳以上の方に交付しています。 ・事業内容を周知するため、広報紙やケーブルテレビ等だけでなく、ホームページやデジタルサイネージでも広報を行っています。 ・令和4年度に事業内容を見直し、ムゼウム、赤レンガ倉庫ジオラマ、博物館およびみなとつるが山車会館でも外出支援券を利用できるよう整備しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、対象者の増加が見込まれる中、事業継続のため、対象者の範囲を変更する等、事業内容を見直すための検討が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を含めた外出機会の拡大、生きがい活動や交流活動等への参加を支援するため、外出の機会が少なくなる80歳以上の高齢者を対象に今後も継続して実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
対象者数	5,713人	5,867人	5,844人	6,200人	6,600人	7,000人
使用者数	2,450人	2,641人	2,700人	3,000人	3,300人	3,500人

(3) 生活支援・福祉サービスの推進

高齢者の在宅介護を支援するための施策についての周知と利用者ニーズの把握に努め、サービス提供体制の充実を図ります。

また、一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するための支援を充実します。

【関連事業】

① (再掲) 家族介護継続支援事業 (介護用品支給)

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の経済的負担を軽減するため、在宅で生活する要介護1～5の方に介護用品（紙おむつ）支給券を支給しています。 ・事業継続のため、令和3年度から支給要件を一部変更し、実施しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も必要な対象者に利用していただき、介護者の負担軽減となるよう事業の継続が必要です。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の支給要件に沿って、支給対象者の見直しを行い、今後も事業の継続により介護者の負担軽減を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
助成延件数 (月平均)	554件	502件	440件	440件	440件	440件

② (再掲) ねたきり老人等介護福祉手当

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護4または要介護5の高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減のため、対象者に対し、ねたきり老人等介護福祉手当を支給しています。 ・案内を送付するほか、市のホームページへの掲載、ケアマネジャーに対し対象者への周知を依頼する等、制度の内容について積極的に周知を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする介護者に必要な情報が行き届くよう、今後も周知方法について継続して見直しを行っていく必要があります。
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護4または要介護5の高齢者を常に介護している家族の慰労と経済的負担の軽減につながる事業であり、関係機関と連携を取ることで対象者への制度の周知を図りながら、今後も引き続き、介護者を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
支給人数	13人	17人	22人	24人	26人	28人

③ 屋根雪下ろし支援事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・自力で屋根雪下ろしが困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、屋根雪下ろしにかかる費用の一部を助成しています。 ・令和3年度および令和4年度は、実績はありませんでした。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする一人暮らし高齢者等が制度を利用できるよう、継続して広く周知を図る必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・積雪による一人暮らし高齢者等の不安を解消し、住みなれた地域での安全で安心な生活が継続できるよう、制度の積極的な周知を図りながら、今後も支援を継続します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
支援延件数	0件	0件	5件	5件	7件	10件

④ 寝具洗濯サービス事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅での寝具の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して、寝具洗濯サービスを実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・自分では寝具の衛生管理ができない一人暮らし高齢者等にとって、衛生面からも必要なサービスであり、支援を必要とする高齢者が制度を利用できるよう継続して広く周知を図る必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・自分では寝具の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者等には、清潔で安楽な生活を保持するためにも必要なサービスであり、制度の周知を図りながら、今後も継続して実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
利用者数	233人	235人	280人	310人	350人	380人

⑤ 訪問理美容サービス助成事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で生活している外出困難な要介護者等を対象に、自宅で訪問理美容サービスを受けられる際の出張費を助成しています。 ・ 広報紙、ケーブルテレビ、市のホームページ等で事業内容について周知を行うほか、関係機関にチラシを配布する等、積極的に周知を図っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に登録している事業者が少ないため、事業者募集に関する積極的な周知が必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で生活している外出困難な要介護者等を支援するため、制度の周知を図りながら、今後も継続して実施します。 ・ 利用件数の増加につなげるためにも、事業者募集に関する周知を継続して実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
利用件数	30件	31件	35件	40件	45件	50件

⑥ 養護老人ホーム入所措置

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境上の理由や経済的理由で、居宅での生活が困難になった高齢者を養護老人ホームに措置し、安心して健全な生活の場を確保しています。 ・ 施設と定期的に連絡を取り、入所者の状況について確認しています。また、毎年、入所者と面談し、直接状況を聞き取っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済状況の悪化や、家族形態の変化等により、養護老人ホームの入所に関する相談および新規で措置入所する高齢者は増加傾向にあります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の養護老人ホームの入所者数等、状況を定期的に把握しながら、環境上の理由や経済的理由で居宅での生活が困難になった高齢者を養護老人ホームに措置し、安心して健全な生活の場を確保します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
新規入所者数	4人	2人	5人	4人	5人	4人
退所者数	3人	5人	3人	3人	4人	3人
措置人数	38人	35人	37人	38人	39人	40人

⑦ 軽費老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

現状
・高齢者の住まいに関する相談の際には、相談者の身体状況等を勘案し、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を選択肢に含めた適切な住まいの紹介を行っています。
課題
・高齢者の住まいの場である、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が市内に計7施設ありますが、高齢化が進む中で需要は高くなっています。
施策の方向性
・高齢者の住まいに関する相談の際には、相談内容に応じて施設と連携を図り、対応を行います。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、どのような場合でも安心して暮らせるよう、「人にやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者等の要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

【関連事業】

① 緊急通報システム整備事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、不安解消を図り、安定した日常生活を維持できるよう支援しています。 緊急時に迅速に自宅内で対応できるよう、委託事業者への合鍵預託を推奨しています。 緊急時に迅速に対応できるよう、3年ごとに協力員の登録情報について調査を行い、情報を更新しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 固定電話を持たない等の理由により装置を設置することができない一人暮らし高齢者等に対する支援が必要です。 合鍵預託者は装置設置者の半分程度まで増加していますが、緊急時に迅速に対応するため、今後も継続して合鍵預託を推奨していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 対象者や関係機関、関係者に対して制度の周知を図り、一人暮らし高齢者等の制度利用を促進し、安全で安心な生活の継続を支援します。 固定電話を持たない等の理由により装置を設置することができない一人暮らし高齢者等への支援について、積極的に検討を行い、整備します。 緊急時に迅速な対応ができるよう、今後も継続して合鍵預託を推奨します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
設置件数	351件	340件	310件	350件	370件	400件

② ひとり暮らし高齢者等安否訪問事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が一人暮らし高齢者宅を定期的に訪問し、在宅生活の見守りや相談対応等の支援を行っています。 ・民生委員から、生活の現状に不安がみられると情報提供があった高齢者について、必要に応じて関係機関に連絡しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に対する意識や制度の変化により、対象者の把握が困難な現状にあります。 ・一人暮らし高齢者の状況や相談内容等は多種多様であるため、地域包括支援センターやケアマネジャー等、関係機関との緊密な連携が必要です。 ・一人暮らしに限らず、見守りが必要な高齢者のみの世帯が増加しています。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が一人暮らし高齢者宅を定期的に訪問し、在宅生活の見守りや相談対応等の支援を行いますが、事業の継続と見守り活動の強化を図るため、訪問対象者や訪問回数等の検討を継続して実施します。 ・地域包括支援センターが民生委員地区協議会等に積極的に出席することで、民生委員との連携を図り、また、ケアマネジャーと民生委員との連携体制の構築に取り組みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
訪問人数	1,419件	1,332件	1,250件	1,260件	1,280件	1,300件

③（再掲）家族介護者負担軽減事業（多重介護、老老介護等）

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者の負担を軽減するため、介護者がつどえる場（介護やすらぎカフェ）、多重介護世帯や老老介護世帯を対象とした訪問型サービス（介護やすらぎ訪問）を組み合わせた事業を行っています。 ・介護者本人や、介護者と関わりのある周囲の方が、介護者の心身の疲れや異変に気づくことができる「こころの“気づき”シート」を作成し、市民、関係機関に対して周知しています。 ・介護支援専門員等が、必要に応じて介護負担尺度を図るためのツールを使用し、アセスメントを行い、相談や必要なサービスにつなげる等の対応を行っています。 ・介護者負担の相談場所として、地域包括支援センターの周知を強化しています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の実態について把握し、介護保険サービス等との調整を図りながら介護者の負担軽減につながる事業の運営が必要です。 ・事業の更なる周知と男性介護者が参加しやすいような環境づくりが必要です。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・委託している実施事業者と事業の効果を確認し、事業内容の充実を図り、今後も継続して実施します。 ・家族介護者の相談場所として、地域包括支援センターの周知を継続し、介護支援専門員等、関係機関との連携を図り、認知症高齢者の家族やヤングケアラー等の介護者の相談・支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
やすらぎカフェ (開催回数)	15回	15回	15回	15回	15回	15回
やすらぎカフェ (参加延人数)	159人	95人	100人	150人	150人	150人
やすらぎ訪問 (利用延人数)	113人	110人	140人	150人	150人	150人

④ 家族・親族・仲間・地域におけるつながりの強化

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等が孤立することなく、いつまでも地域で安心して生活できるように、地域包括支援センター、介護支援専門員と民生委員の3者が相互に連携できるよう、民生委員地区協議会等への出席や連絡体制の共有を行いました。 ・地域支え合い推進員を長寿健康課に配置し、地域での支え合い活動が推進されるよう支え合い活動の必要性の普及啓発を行ったほか、「支え合い地域づくりフォーラム」や「支え合い井戸端会議」を開催し、地域の中での支え合い活動を考える場を設け、地域のつながりの再構築に努めています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における支え合い活動についての市民の理解は低いのが現状です。さらに支え合い活動の必要性を理解し、地域における支え合い活動が増えていくよう、普及啓発に努めていく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア体制を推進するため、介護支援専門員と民生委員がお互いに相談できる体制が継続できるよう支援します。 ・地域での支え合い活動の推進に向け、今後も事業を継続し、地域のつながりの再構築に努めていきます。

⑤ 救急医療情報キット配布事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急時に迅速な救命活動が行えるよう、市内の一人暮らし高齢者等で、緊急時の健康に不安を感じる方へ「救急医療情報キット」の配布を行いました。 ・消防署と連携をとり、救急現場において、かかりつけ医への問い合わせや持病の確認等に利用されました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加していることから、「救急医療情報キット」の更なる普及を図る必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者世帯等の状況を詳しく知る民生委員の協力を得て、安否訪問の際に「救急医療情報キット」の設置を案内します。 ・「緊急医療情報キット」の情報用紙には、常に最新の内容が記載されている必要があることから、広報紙等で所有者に周知を図ります。

⑥ 住環境整備事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の対象とならない、身体状況に適した洗面台への取替えや階段昇降機の取付け等の住宅改修に対する支援を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容についてホームページ等で周知しており、相談件数は増加していますが、助成件数は横ばいです。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住環境を支援するため、ホームページ等で積極的に広報するだけでなく、家族や関係機関等に対して、わかりやすく説明していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
助成件数	1件	1件	1件	2件	2件	2件

⑦ 安心できる住まいの確保

現状
<ul style="list-style-type: none">・市営住宅では、安全で自立した生活の確保のため、高齢者や障がい者等、立ち上がりや歩行が困難な入居者の部屋において、玄関・浴室・トイレ等への手すりの設置や段差解消等を行う介護改修事業や、2階以上の入居者で、階段の昇降が困難である場合に、1階の空き部屋またはエレベーター付きの住宅に移転する住宅交換事業を行っています。・地域包括支援センターでは、自立促進支援センターや地域福祉課、住宅政策課等関係機関と連携しながら、住まいの確保が困難な高齢者に対し、必要に応じて支援機関へつなぐ等の支援を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・市営住宅は建設から40年以上経過しているものが半数以上であり、当該住宅の入居者も高齢化が進んでいます。4～5階建でありながらエレベーターが未整備である住宅も多く、そうした場合、高齢者が生活を送るには支障がある場合があります。・高齢者等に安心して自立した生活を送ってもらうためには、住戸ごとではなく、住棟単位でのバリアフリー改修やエレベーターの後付け整備等の大規模な改修が必要であると考えられますが、多額の費用がかかることが課題です。・また、住み慣れた地域から動きたくない、病院や買い物等の生活に便利な地域が良いなど、移転の際には他の団地を希望されないこともあります。・今後は、高齢者等の生活に適した地域において、住棟の整備や改修を行い、移転を進めていく必要があります。・高齢者の住まいの確保については、経済的問題や保証人の問題等多くの課題があり、今後も関係機関が情報共有、連携しながら対応していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・単身の高齢者等が安全で自立した生活を確保できるよう、時勢に適した住棟の整備や住戸のバリアフリー改修に努め、移転用住戸の確保と改修後の住宅への集約化を進めます。・住まいの確保が困難な高齢者に対し、地域包括支援センターが自立促進支援センターや地域福祉課、住宅政策課等関係機関と連携しながら、必要に応じて住宅確保要配慮者居住支援法人へつなぐ等の支援を行っていきます。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、交通事故や犯罪の被害者にならないようにするための体制整備や、日ごろからの見守り体制の充実、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、地震や風水害等の災害時に備えた体制を整備する等、安全・安心なまちづくりのための支援体制の整備を進めます。

【関連事業】

① 安全・安心の地域づくり

現状
<ul style="list-style-type: none">・高齢者を交通事故や犯罪から守るため、警察や交通指導員の協力のもと交通安全教室を実施しているほか、消費生活におけるトラブル等を未然に防ぐための情報提供や、消費生活対策等の相談を行っています。・高齢者に対する見守り活動の趣旨に賛同してもらえる事業者と協定を締結し、地域における見守り活動に取り組んでいます。
課題
<ul style="list-style-type: none">・高齢者が交通事故、犯罪、振り込め詐欺等の被害者とならないよう、地域住民や事業者との連携や、高齢者の日常における安全対策を推進していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も、交通安全や消費生活対策に関する普及啓発等、高齢者の日常における安全対策の整備を推進していきます。・また、地域住民や事業者と連携し、地域見守り活動の一層の充実・強化に取り組み、安心できる環境づくりを推進します。・免許証の返納者のうち支援を希望する高齢者に対し、地域包括支援センターが運転免許センター等と連携を図りながら対応します。

② 避難行動要支援者への支援

現状
<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者避難支援制度の周知および推進を行いました。令和5年3月末現在で対象者3,332人のうち869人の方から情報提供の同意を得ており、地域の区長、民生委員児童委員をはじめとする各関係機関と情報を共有し、見守りの体制を整えました。・洪水・土砂災害等の発生危険が認められる場合には、避難行動要支援者に対し、電話等で早期に注意喚起を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・近年、本市においても災害の危険性が高まる事象が発生しており、避難行動要支援者避難支援制度を確実かつ効果的に運用する必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者が災害時に迅速な避難を行うためには、地域における普段からの見守りが重要となります。対象者に対しては、市役所窓口での福祉サービス手続きの機会や民生委員を通じて制度説明等を行い、情報提供同意者の増加を図ります。・避難に時間を要する避難行動要支援者は、一般の方に比べて早めに避難を開始する必要があります。避難を支援する方をはじめ、広く市民に本制度を理解いただき、災害時に迅速・的確な対応が行えるよう周知を図ります。

③ 災害時等における安全・安心の確保

現状
<ul style="list-style-type: none">・高齢者等の要配慮者は、一般の避難所では健康の維持・確保が困難なことが多いため、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難体制が確保できるよう、介護サービス事業者連絡協議会との間で、各事業所を福祉避難所として使用することに関する協定を締結しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・感染症の流行時期においては、福祉避難所での感染拡大を防ぐため、十分な感染防止対策をとることが必要となります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・市民が災害等に関する情報を速やかに取得できるよう、防災情報受信機（防災ラジオ）の設置や敦賀市防災メール（トンボメール）を推進します。・敦賀市地域防災計画に基づき、災害時等において要配慮者が速やかに避難できるよう、必要となる機材や人員等を確保し、避難者の受入れ、支援体制の整備を図ります。・福祉避難所での感染症の拡大を防ぐため、感染拡大防止対策を徹底し、運営を行います。

④ 介護事業所との連携

現状
<ul style="list-style-type: none">・災害発生の危険性のある時は、介護事業所に対して気象庁より発表される情報をもとに早めの対応ができるよう注意喚起を行っています。・介護事業所の運営推進会議に参加した際に、防災訓練の様子等の報告を受け、実施状況を確認しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・介護事業所ごとに災害時の整備や、訓練の内容等に差があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・災害が発生した際には災害状況の報告を受け、介護事業所が適切な対応を図れるよう、情報提供や助言を行います。・介護事業所等の利用者の迅速な避難と、避難後に安定したケアを行うためには、地域住民の助力や、安全な場所に立地する介護施設等を避難場所とすることが有効であるため、地域との関わりの強化や、事業所間の協力体制の構築について助言を行います。・運営指導時に、業務継続計画の策定および見直し状況、非常災害対応に係るマニュアルの整備状況等について確認するとともに、危機管理対策課と連携し、定期的な避難訓練の実施状況を確認していきます。

5 介護給付等の適正化

(1) 介護給付の適正化（敦賀市介護給付適正化関係事業実施計画）

介護保険法第117条第2項第3号および第4号の規定による第6期介護給付適正化計画に基づき、敦賀市介護給付適正化関係事業実施計画を定めるものとします。

この計画に基づき、介護人材の確保および介護現場のデジタル化の推進による業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減に取り組みます。また、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ることにより、持続可能な制度運営に努めます。

【関連事業】

① 要介護・要支援認定の適正化

現状
<ul style="list-style-type: none">・適正な要介護認定のため、市職員による認定調査の全数確認および新規・変更申請者の市職員による認定調査を継続して実施しています。・新規・現任調査員を対象とした研修会をそれぞれ年1回継続して開催しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・認定調査票の記載において、認定調査員ごとに選択や記載内容のばらつきが出ないよう、選択基準に基づいた適正な記載が必要です。・介護認定審査会による認定について、合議体間で審査結果にばらつきが出ないよう、判断基準の統一化を図る必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・市職員による認定調査の全数確認および新規・変更申請者の市職員による認定調査を継続して適正な要介護認定に努めます。・適正な認定調査および調査票の記載のため、今後も新規・現任調査員を対象とした研修を継続して実施します。・介護認定審査会における審査判定手順等の適正化および平準化を図るため、審査会委員研修を実施します。

② ケアプランの点検・住宅改修等の点検

現状
<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所の全事業所から提出されたケアプランについて点検を実施しました。・点検の結果、行われた指導の内容について、集団指導時に周知を行いました。・住宅改修申請の全件について、日常生活の自立や安全性につながる適正な内容であるか確認を行いました。そのうち令和4年度は現地確認に至るケースはありませんでした。・福祉用具購入申請の全件について、身体状況や住環境を踏まえ、適切な福祉用具であるか確認を行いました。・福祉用具貸与申請について、軽度者への貸与が行われる場合の身体状況や住環境を踏まえ適切な福祉用具であるか確認しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ケアプラン点検後、効果確認のために事後検証が必要です。・住宅改修等の申請が年間を通して300件程度あるため、写真や聞き取りによる確認を基本とし、改修等が適正な内容であるかの判断を迅速に行うことが必要となります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ケアプラン点検後の振り返りを行うことで、自立支援に資するケアプランにつながったか効果検証を行います。・住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与（軽度者）の申請について、引き続き専門職による全件確認を実施し、疑義が生じた場合は現地確認を行います。

③ 縦覧点検・医療情報との突合

現状
<ul style="list-style-type: none">・介護給付適正化システムを利用し、認定調査状況と利用サービス不一致一覧表等の確認が必要と思われるデータを抽出し、事業所への確認、給付費返還指導等を行っています。・国保連から提供されるデータを用いて、縦覧点検および医療情報との突合による確認業務を実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none">・より正確な点検を行うためには、担当する職員に専門的な知識と経験が必要とされます。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も介護給付適正化システムを利用し、適正な介護給付への指導を行います。・給付費の返還につながる過誤について、事業者への情報共有を推進し、再発の防止に努めます。

④ 介護サービス相談員派遣事業

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス相談員6名により市内の通所系・施設系介護サービス事業所への訪問を実施し、利用者から受けた相談・苦情について事業所へ確認と指導を行っています。 ・訪問対象を高齢者向け住宅にも拡大しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス相談員は福祉関係の経験豊富な人材を確保していますが、複雑な介護保険制度の理解が必要になります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス相談員への定期的な研修を実施し、介護保険制度の理解を図ります。 ・介護サービス相談員の訪問状況の報告から、事業所に報告の内容を確認し、必要な時には指導を行います。 ・訪問の対象とする事業所に高齢者向け住宅を含め、本事業の周知とともに訪問を継続します。また、対象事業所数の増加に対しては訪問頻度の変更や相談員の増員等の必要な対応を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
介護サービス 相談員数	6人	6人	6人	6人	6人	6人
訪問対象事業所数	71	72	71	72	72	72

⑤ 介護サービス事業者への支援

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付等適正化研修会について、令和4年度は、介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント、介護・看護作業による腰痛の予防をテーマに開催しました。 ・介護サービス事業者および介護支援専門員への介護保険関係制度の周知、助言・指導および研修会を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関係制度の周知、助言等行っていますが、引き続き制度の理解と適正な運営に向けて支援していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も介護支援専門員および介護サービス事業者を対象とした研修会の開催や、事業者からの質問に対しては、わかりやすく説明し、利用者に対する適切な介護サービスが確保でき、適正な事業運営が継続できるように支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
適正化研修会実施回数	中止	1回	1回	1回	1回	1回
研修会受講者数	中止	60人	60人	60人	60人	60人

⑥ 地域密着型サービス事業所等の指定および指導監督

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所等の運営指導については、指導計画に基づき実施することができています。 ・地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所等に対し、集団指導を年1回実施しました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導の方法について、国が提示する標準化・簡素化の指針に合わせ、事前提出資料や現地確認する事項等について調整を行います。資料の不備等により時間を要する場合があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所等それぞれに対し年間1回の集団指導および指定有効期間中に2回の運営指導の実施の維持を図り、適正な事業所指導に努めます。 ・国の提示する指針に沿って、運営指導の効率化を図り事業所への負担軽減に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
運営指導事業所数 (計画に基づく)	16事業所	17事業所	16事業所	18事業所	19事業所	16事業所
指導監査事業所数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
集団指導実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

⑦ 敦賀市介護サービス事業者連絡協議会との連携

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会をはじめとする各種協議会において、介護サービス事業者連絡協議会から推薦を受けた委員に出席してもらい、市の施策等について協議を行いました。
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者連絡協議会の研修会・会議等の際に、介護保険制度の改正内容や市の介護保険の現状の説明を行う等、各事業所およびその職員の知識向上等に資する取組を推進していく必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者連絡協議会と今後も連携し、適正な介護保険の運営のための情報提供に努め、サービスの質の向上を図ります。

(2) 介護人材の確保および介護現場の生産性向上の推進

介護事業の担い手となる人材を今後も安定して確保していくため、地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上に資する支援を行うほか、業務の効率化や、やりがいをもって働き続けられる環境づくり等、介護現場の生産性向上に向けた取り組みを推進します。

【関連事業】

① 介護人材の確保・育成

現状
<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和サービス（サービスA型）および、住民主体サービス（サービスB型）の担い手となる「基準緩和サービス従事者（生活サポーター）」を養成するための研修を実施しています。・令和3年度より、介護人材確保対策事業として、介護職員の技能向上や定着促進を支援するための「介護職員初任者研修受講料助成事業」と、過去に介護職員として実務経験のある方が再び介護事業所に就労することを促進するための「潜在介護人材再就職支援助成事業」を実施しています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・少子高齢化の進行等により、労働力人口が減少し、全産業的に労働力の確保が困難となっていくことが見込まれる中で、限られた労働力の中から、市民のニーズに的確に対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題です。・施設サービス・在宅サービスとも人材不足になることのないよう、介護の人材確保に向けた取組が必要です。・基準緩和サービス従事者研修の受講者は少ない状況であり、多くの市民に関心を持ってもらうため、研修内容や目的についてよりわかりやすく周知していく必要があります。・介護人材確保対策事業の対象者に情報が行き届くよう、市ホームページや広報つるがへの掲載、介護サービス事業者、ハローワーク、研修機関へのチラシ配布や区の回覧により周知してきましたが、事業対象者の要件に該当しない等の理由から申請件数は少ない状況でした。・令和5年7月、介護サービス事業所に対して実施した調査結果の課題には、外国人や高齢者雇用等の多様な介護人材確保の必要性、20歳代の離職者が多い状況から、継続して働きやすい環境整備等の定着支援、若者層への介護職のイメージアップによる介護人材の呼び込み等の必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・今後も、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和サービスや住民主体サービスの担い手となる「生活サポーター」を養成するための研修を継続して実施するとともに、多くの人に受講してもらえるよう、よりわかりやすい周知に努めていきます。・介護人材確保や介護離職防止の観点から、人材確保につながる支援制度や、介護ロボットやICT導入、外国人受け入れに向けた支援策等の取組を推進するほか、県と連携し、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事例の紹介等、職場環境の改善に関する普及啓発や事業所への情報提供等に努めます。・また、介護職員の負担軽減を図る観点から、県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化およびICT等の活用に関する情報提供を行う等、介護事業者および本市の業務効率化に努めます。・介護人材確保対策事業については、今後も継続して、関係機関等に広く周知を図るとともに、事業内容や助成対象者の見直しを行います。・職場環境の改善を行った事業者に対し、賃金アップに資するための「介護職員処遇改善加算Ⅰ」取得の事業者を増やし、職場環境の向上に向けて取り組みます。・介護職の役割についての理解促進や介護職のイメージアップを図るため、介護サービス事業者連絡協議会等と連携し、市民への普及啓発を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)
介護職員初任者 研修受講料助成 者数	3人	0人	3人	10人	10人	10人
潜在介護人材 再就職支援助成 者数	0人	0人	3人	5人	5人	5人

(3) 費用負担の公平化と低所得者対策

低所得の方や災害に被災した方への適正な減免・軽減制度の実施のほか、費用負担の公平化への住民の理解促進を行います。

【関連事業】

① 介護保険料の多段階化・負担割合の見直し

現状
・第8期においては、負担能力に応じた費用負担の公平化を図るため、施設サービスの居住費と食費について、資産に応じた費用負担となるよう、限度額の見直しを行いました。また、医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、高額介護（予防）サービス費の見直しを行いました。
課題
・第9期においては、第1号被保険者の保険料設定の段階変更が示されたことや、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準見直しについて検討されています。これらの制度改正に基づき、引き続き費用負担の公平化に努める必要があります。
施策の方向性
・収入に応じた適正な保険料となるように保険料の段階設定を行う等、制度改正に基づき、引き続き費用負担の公平化に努めます。

② 介護保険料の減免・サービス利用料の軽減

現状
・災害に被災した方に対しては、介護保険料の減免・サービス利用料の軽減等の制度説明を行い実施しました。 ・低所得者層に対する保険料の軽減強化や、公費による保険料軽減制度について、周知を行い適正に実施しました。
課題
・引き続き、低所得の方に対する保険料の軽減や災害に被災した方に対するサービス利用料の軽減制度を適正に実施し、負担軽減を図る必要があります。
施策の方向性
・低所得の方や災害に被災した方等に対して、適正に減免・軽減制度を実施し、負担軽減を図ります。また、保険料の減免制度について広報紙等で周知を図ります。

③ 介護保険料徴収事務の推進

現状
<ul style="list-style-type: none">・ 第7期から引き続き、低所得者（所得段階が第1段階から第3段階）の介護保険料額の軽減を行いました。・ 課税状況や他の収納状況を調査し、支払い能力のある未納者に対しては、電話や訪問による徴収を行ったほか、未納を最小限に抑えるため口座振替制度の周知を行いました。・ 普通徴収対象者の納付の利便性向上のため、口座振替が手軽にできる取組（ペイジー・WEB）を行っています。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ 公平な費用負担を確保するため、介護保険制度の内容、納付方法等について周知していく必要があります。・ 納付の更なる利便性向上のため、納付方法の拡大を検討する必要があります。
施策の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ 賦課・徴収にあたっては、費用負担の公平性を確保する観点から、引き続き、介護保険制度の十分な説明と情報の提供に努め、普通徴収対象者には、口座振替の推奨や納付相談等により収納率の向上に努めます。・ 納付方法の拡大として、コンビニ納付の導入を検討します。

第5章

介護保険サービスの見込み

1 人口および要支援・要介護認定者の推計

(1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

1 人口推計

- (1) 65歳以上～75歳未満高齢者、75歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40歳以上）の人口推計



2 要介護等認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス
利用者数の推計



標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス
利用者数の推計



4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



5 介護保険給付費の推計

2 高齢者人口等の推計

(1) 高齢者人口等の推計

高齢者人口は、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）については、令和6年度に一時上昇するものの令和7年度以降は減少傾向となっており、令和8年度には18,776人の見込みとなっています。

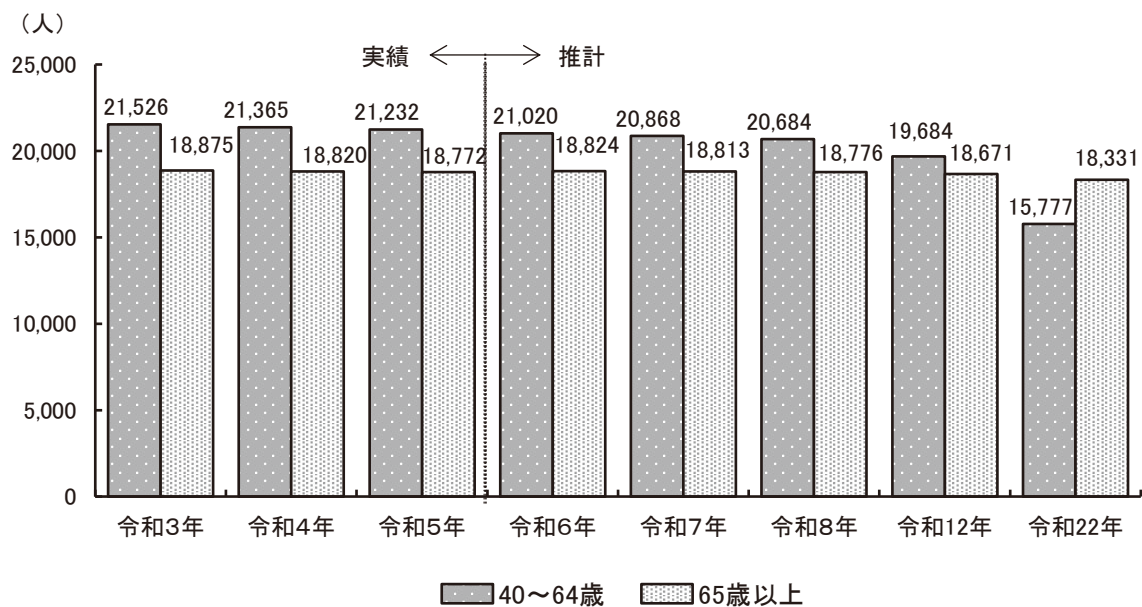
高齢者人口等の推計

単位：人

区分	実績			推計				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口	64,425	63,797	63,039	62,372	61,703	61,017	58,163	50,223
40～64歳	21,526	21,365	21,232	21,020	20,868	20,684	19,684	15,777
65歳以上	18,875	18,820	18,772	18,824	18,813	18,776	18,671	18,331
合計	40,401	40,185	40,004	39,844	39,681	39,460	38,355	34,108

資料：見える化システム

高齢者人口等の推計



(2) 認定者数の推計

認定者数については、第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）は増加し、令和8年度には3,441人の見込みとなっています。認定率は令和8年度に18.3%と見込まれます。

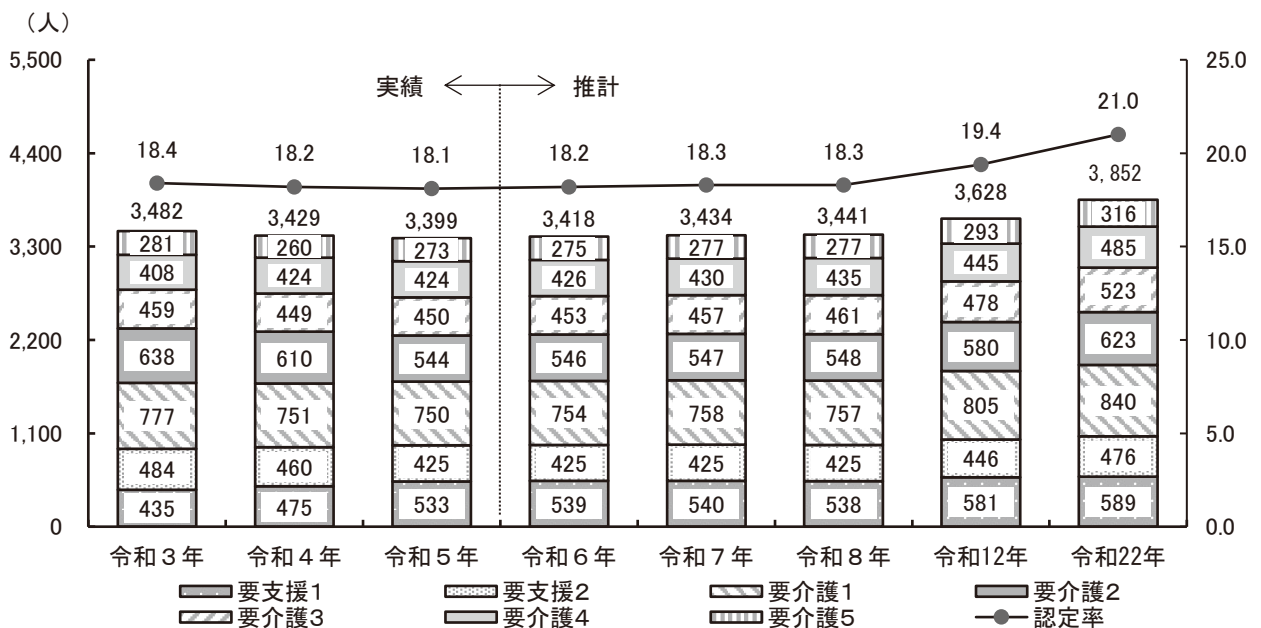
認定者数の推計

単位：人

区分	実績			推計				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
要支援1	435	475	533	539	540	538	581	589
要支援2	484	460	425	425	425	425	446	476
要介護1	777	751	750	754	758	757	805	840
要介護2	638	610	544	546	547	548	580	623
要介護3	459	449	450	453	457	461	478	523
要介護4	408	424	424	426	430	435	445	485
要介護5	281	260	273	275	277	277	293	316
計	3,482	3,429	3,399	3,418	3,434	3,441	3,628	3,852
認定率	18.4%	18.2%	18.1%	18.2%	18.3%	18.3%	19.4%	21.0%

※第2号被保険者を除く
資料：見える化システム

認定者数の推計



3 居宅・介護予防サービス

【現状】

住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで過ごすことのできるように医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制を構築するため「地域包括ケアシステム」の整備が進められています。

【計画】

要介護認定者の増加に伴い、認知症の方や単身高齢者等の居宅サービスの利用者は引き続き増えていくと予測されており、居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できるよう、在宅サービスの充実を図ります。

【訪問介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	511	514	474	500	510	519	525	538
介護給付費年額 (千円/年)	339,147	353,157	325,738	350,350	365,114	364,523	366,374	376,867

【訪問入浴介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	32	32	25	27	27	27	28	30
介護給付費年額 (千円/年)	23,428	22,487	17,687	19,460	19,484	19,484	20,302	21,773

【介護予防訪問入浴介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	1	1	2	2	2	2	2	2
予防給付費年額 (千円/年)	10	484	1,446	1,467	1,469	1,469	1,469	1,469

【訪問看護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	461	446	421	420	424	427	447	478
介護給付費年額 (千円/年)	201,494	195,977	182,889	187,465	189,680	191,125	199,696	213,681

【介護予防訪問看護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	131	132	150	151	151	150	160	166
予防給付費年額 (千円/年)	40,898	37,856	41,631	43,883	43,939	43,685	46,515	48,390

【訪問リハビリテーションの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	4	23	36	36	36	36	37	42
介護給付費年額 (千円/年)	1,060	7,410	11,585	11,544	11,558	11,558	11,866	13,483

【介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	11	16	16	16	16	18	18
予防給付費年額 (千円/年)	0	3,102	4,427	4,654	4,660	4,660	5,226	5,226

【居宅療養管理指導の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	120	139	155	164	166	168	172	176
介護給付費年額 (千円/年)	12,269	12,771	14,202	15,226	15,398	15,590	16,002	16,336

【介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	7	7	5	6	6	6	6	6
予防給付費年額 (千円/年)	599	615	453	518	519	519	519	519

【通所介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	793	781	747	756	763	765	805	859
介護給付費年額 (千円/年)	718,941	684,279	656,712	670,753	678,591	681,315	714,492	765,345

【通所リハビリテーションの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	135	128	122	122	122	123	129	138
介護給付費年額 (千円/年)	112,310	104,318	100,068	100,602	100,730	101,625	106,215	114,024

【介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	35	38	41	41	41	41	43	45
予防給付費年額 (千円/年)	13,368	16,037	16,736	17,754	17,776	17,776	18,570	19,596

【短期入所生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	245	238	248	247	249	251	262	282
介護給付費年額 (千円/年)	263,862	254,303	267,399	267,475	270,082	272,658	283,525	305,639

【介護予防短期入所生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	6	6	8	7	7	7	8	8
予防給付費年額 (千円/年)	3,060	2,588	3,911	3,231	3,235	3,235	3,579	3,579

【短期入所療養介護（老健）の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	17	18	19	19	19	19	19	21
介護給付費年額 (千円/年)	19,263	20,150	20,529	21,560	21,587	21,587	21,587	23,784

【短期入所療養介護（病院等）の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費年額 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

【介護予防短期入所療養介護（老健）の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	1	2	2	2	2	2	2
予防給付費年額 (千円/年)	0	318	297	503	504	504	504	504

【介護予防短期入所療養介護（病院等）の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付費年額 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

【特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	26	23	16	18	18	18	16	18
介護給付費年額 (千円/年)	57,923	46,864	29,786	37,937	37,985	37,985	33,899	37,985

【介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	2	1	1	1	1	1	1	1
予防給付費年額 (千円/年)	2,330	723	650	939	940	940	940	940

【福祉用具貸与の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	993	983	963	960	969	975	1,021	1,095
介護給付費年額 (千円/年)	161,851	160,310	156,557	156,346	158,179	159,400	165,947	178,745

【介護予防福祉用具貸与の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	313	328	348	349	350	349	370	387
予防給付費年額 (千円/年)	22,249	23,684	26,608	25,184	25,247	25,184	26,665	27,950

【特定福祉用具購入費の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	11	11	12	13	13	13	13	14
介護給付費年額 (千円/年)	3,163	3,248	3,819	4,355	4,355	4,355	4,355	4,674

【特定介護予防福祉用具購入費の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	5	6	5	6	6	6	7	7
予防給付費年額 (千円/年)	1,314	1,623	1,359	1,665	1,665	1,665	1,953	1,953

【住宅改修の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	4	4	4	5	5	5	5	5
介護給付費年額 (千円/年)	4,097	5,664	4,307	6,805	6,805	6,805	6,805	6,805

【介護予防住宅改修の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	4	4	4	4	4	4	4	4
予防給付費年額 (千円/年)	3,959	4,453	2,639	4,779	4,779	4,779	4,779	4,779

【居宅介護支援の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	1,372	1,353	1,341	1,357	1,368	1,375	1,445	1,540
介護給付費年額 (千円/年)	235,185	231,767	235,705	235,772	238,140	239,513	251,166	268,094

【介護予防支援の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	400	426	450	452	452	452	479	499
予防給付費年額 (千円/年)	21,418	22,891	24,219	24,607	24,638	24,638	26,111	27,199

4 施設サービス

【現状】

本市の介護療養型医療施設は、平成29年に介護老人保健施設へ転換したため、介護療養型医療施設の利用者は0人/月となっています。

【計画】

第9期計画において介護老人福祉施設、介護老人保健施設の整備増は見込んでおらず、定員等の関係から利用者数は横ばいの推計となっています。

【介護老人福祉施設の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	279	271	276	277	277	277	291	315
介護給付費年額 (千円/年)	905,643	880,683	924,757	915,442	916,601	916,601	963,231	1,042,258

【介護老人保健施設の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	310	308	305	305	305	305	324	348
介護給付費年額 (千円/年)	1,019,635	1,024,821	1,027,144	1,029,488	1,030,791	1,030,791	1,094,527	1,176,952

【介護療養型医療施設の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	0	0	/	/	/	/	/
介護給付費年額 (千円/年)	0	0	0	/	/	/	/	/

【介護医療院の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
月平均利用人数 (人/月)	2	3	4	3	3	3	3	3
介護給付費年額 (千円/年)	9,356	12,488	18,123	13,372	13,389	13,389	13,389	13,389

5 地域密着型サービス

【現状】

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は第8期計画中に順次整備を進めたため、利用者が増加しています。

【計画】

第9期計画においては、高齢者人口の推計を踏まえ、むやみに施設を新設しないこととし、第8期計画中に整備した施設の稼働状況によって、第10期計画中の整備を検討することとしたため、第9期計画中の新設整備は見込みません。

【夜間対応型訪問介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費年額 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

【認知症対応型通所介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	52	44	38	38	38	38	40	43
介護給付費年額 (千円/年)	59,668	51,651	46,139	45,778	45,836	45,836	48,187	51,897

【介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	1	1
予防給付費年額 (千円/年)	437	415	405	426	426	426	426	426

【小規模多機能型居宅介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	168	143	154	157	159	160	162	173
介護給付費年額 (千円/年)	375,684	333,252	354,393	368,487	375,305	377,563	380,830	408,674

【介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	15	10	16	18	18	18	18	18
予防給付費年額 (千円/年)	12,406	7,799	13,150	13,918	13,935	13,935	13,935	13,935

【認知症対応型共同生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	140	141	148	154	154	156	156	156
介護給付費年額 (千円/年)	425,500	425,502	462,223	472,974	473,573	479,493	479,493	479,493

【介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1	1	1
予防給付費年額 (千円/年)	2,761	3,017	391	2,622	2,626	2,626	2,626	2,626

【地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付費年額 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	30	30	29	29	29	29	33	35
介護給付費年額 (千円/年)	99,105	101,976	102,083	100,712	100,839	100,839	114,001	121,041

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	11	13	19	19	19	19	21	21
介護給付費年額 (千円/年)	11,307	14,920	21,168	19,900	19,925	19,925	21,752	21,752

【看護小規模多機能型居宅介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
月平均利用人数 (人/月)	18	22	21	22	22	22	22	24
介護給付費年額 (千円/年)	65,476	77,349	77,602	79,647	79,748	79,748	79,748	86,797

【地域密着型通所介護の実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
月平均利用人数 (人/月)	117	131	136	136	137	137	145	155
介護給付費年額 (千円/年)	98,824	110,248	115,459	117,825	118,692	118,880	125,637	134,688

6 介護予防・日常生活支援総合事業

【現状】

介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントの全てにおいて利用者が年々増加しています。

【計画】

今後も、買物、調理、掃除洗濯等の訪問型サービスや、運動やりハビリ、レクリエーション等を行う通所型サービスを継続するとともに、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。

【訪問型サービスの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問介護相当 月平均利用人数(人/月)	164	168	163	178	179	180	157	141
訪問型サービスA 月平均利用人数(人/月)	8	7	6	7	7	7	6	5
訪問型サービスC 月平均利用人数(人/月)	0	1	1	4	4	4	2	2
サービス費年額 (千円/年)	35,711	35,543	37,498	39,124	39,338	39,553	36,062	32,427

【通所型サービスの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所介護相当 月平均利用人数(人/月)	459	443	431	465	470	471	414	373
通所型サービスA 月平均利用人数(人/月)	8	10	10	10	10	10	10	9
通所型サービスC 月平均利用人数(人/月)	0	3	3	4	4	4	3	3
サービス費年額 (千円/年)	143,251	141,445	142,907	149,676	151,258	151,574	137,532	123,699

【介護予防ケアマネジメントの実績と見込み】

事業	実績値			見込量				
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
月平均利用人数 (人/月)	323	308	318	322	322	322	362	343
介護給付費年額 (千円/年)	17,348	16,491	17,085	17,280	17,280	17,280	19,442	18,401

7 サービス給付費および地域支援事業の推計

(1) 介護サービス給付費の推計

介護給付費の推計

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
居宅サービス					
訪問介護	350,350	365,114	364,523	366,374	376,867
訪問入浴介護	19,460	19,484	19,484	20,302	21,773
訪問看護	187,465	189,680	191,125	199,696	213,681
訪問リハビリテーション	11,544	11,558	11,558	11,866	13,483
居宅療養管理指導	15,226	15,398	15,590	16,002	16,336
通所介護	670,753	678,591	681,315	714,492	765,345
通所リハビリテーション	100,602	100,730	101,625	106,215	114,024
短期入所生活介護	267,475	270,082	272,658	283,525	305,639
短期入所療養介護（老健）	21,560	21,587	21,587	21,587	23,784
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	37,937	37,985	37,985	33,899	37,985
福祉用具貸与	156,346	158,179	159,400	165,947	178,745
特定福祉用具購入費	4,355	4,355	4,355	4,355	4,674
住宅改修費	6,805	6,805	6,805	6,805	6,805
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	19,900	19,925	19,925	21,752	21,752
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	45,778	45,836	45,836	48,187	51,897
小規模多機能型居宅介護	368,487	375,305	377,563	380,830	408,674
認知症対応型共同生活介護	472,974	473,573	479,493	479,493	479,493
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	100,712	100,839	100,839	114,001	121,041
看護小規模多機能型居宅介護	79,647	79,748	79,748	79,748	86,797
地域密着型通所介護	117,825	118,692	118,880	125,637	134,688
居宅介護支援	235,772	238,140	239,513	251,166	268,094
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	915,442	916,601	916,601	963,231	1,042,258
介護老人保健施設	1,029,488	1,030,791	1,030,791	1,094,527	1,176,952
介護医療院	13,372	13,389	13,389	13,389	13,389
介護療養型医療施設					
介護サービスの総給付費（I）	5,249,275	5,292,387	5,310,588	5,523,026	5,884,176

予防給付費の推計

単位：千円

サービス種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	1,467	1,469	1,469	1,469	1,469
介護予防訪問看護	43,883	43,939	43,685	46,515	48,390
介護予防訪問リハビリテーション	4,654	4,660	4,660	5,226	5,226
介護予防居宅療養管理指導	518	519	519	519	519
介護予防通所リハビリテーション	17,754	17,776	17,776	18,570	19,596
介護予防短期入所生活介護	3,231	3,235	3,235	3,579	3,579
介護予防短期入所療養介護（老健）	503	504	504	504	504
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	939	940	940	940	940
介護予防福祉用具貸与	25,184	25,247	25,184	26,665	27,950
特定介護予防福祉用具購入費	1,665	1,665	1,665	1,953	1,953
介護予防住宅改修費	4,779	4,779	4,779	4,779	4,779
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	426	426	426	426	426
介護予防小規模多機能型居宅介護	13,918	13,935	13,935	13,935	13,935
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,622	2,626	2,626	2,626	2,626
介護予防支援	24,607	24,638	24,638	26,111	27,199
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	146,150	146,358	146,041	153,817	159,091

総給付費の推計

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総給付費（合計） →（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	5,395,425	5,438,745	5,456,629	5,676,843	6,043,267

(2) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	251,103	252,899	253,430	238,366	217,427
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業費	128,719	128,719	128,719	125,711	123,926
包括的支援事業（社会保障充実分）	11,330	11,330	11,330	11,713	11,713
地域支援事業費（合計）	391,152	392,948	393,479	375,790	353,066

1 保険料の算出

(1) 第 1 号被保険者の介護保険料基準額の算定

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の標準給付費見込額、地域支援事業費等を基に、第 1 号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
標準給付費見込額 (①)	5,673,750,461	5,719,537,489	5,739,439,980	17,132,727,930
総給付費	5,395,425,000	5,438,745,000	5,456,629,000	16,290,799,000
特定入所者介護サービス費等 給付額 (財政影響額調整後)	120,905,931	121,977,621	122,854,455	365,738,007
高額介護サービス費等給付 額 (財政影響額調整後)	134,088,606	135,277,142	136,249,582	405,615,330
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	15,439,589	15,576,443	15,688,414	46,704,446
算定対象審査支払手数料	7,891,335	7,961,283	8,018,529	23,871,147
地域支援事業費 (②)	391,152,000	392,948,000	393,479,000	1,177,579,000
第 1 号被保険者負担分 及び調整交付金相当額 (③ = ((① + ②) × 23%) + ((① + 介護予防・日常生活支援総 合事業費) × 5%)) ※	1,691,170,239	1,704,493,487	1,710,214,864	5,105,878,590
調整交付金見込額 (④)	192,558,000	177,979,000	160,609,000	531,146,000
財政安定化基金拠出金 見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金 取崩額 (⑥)				220,000,000
第 9 期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)				4,354,732,590
予定保険料収納率 (⑧)				98.5%
所得段階別加入割合補正後被 保険者数 (⑨)				58,482
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)				75,597
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)				6,300

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(2) 所得段階別保険料の設定

本計画期間における介護保険料の所得段階設定は、13段階とし、各所得段階を以下のように設定します。

保 険 料

保険料段階	課税状況		所得等	保険料率	保険料額		
	本人	世帯			月額	年額	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者（非課税世帯）			0.455	2,860	34,300	
第2段階	本人非課税	非課税世帯	その他の 合計所得金額 + 課税年金収入額	80万円以下	0.635	4,000	48,000
第3段階				120万円超	0.74	4,660	55,900
第4段階				80万円以下	0.9	5,670	68,000
第5段階 (基準額)		課税世帯		80万円超	1.0	6,300	75,600
第6段階		本人課税		合計所得金額	120万円未満	1.2	7,560
第7段階	210万円未満		1.3		8,190	98,200	
第8段階	320万円未満		1.5		9,450	113,400	
第9段階	420万円未満		1.7		10,710	128,500	
第10段階	520万円未満		1.8		11,340	136,000	
第11段階	620万円未満		1.9		11,970	143,600	
第12段階	720万円未満		2.0		12,600	151,200	
第13段階	720万円以上		2.1		13,230	158,700	

※保険料の年額は、100円未満を切り捨てています。

1 計画の円滑な推進に向けて

(1) 庁内および関係機関等との連携強化

地域包括ケアシステムの深化・推進には、介護や医療だけでなく、保健、福祉、住宅等さまざまな関係機関と連携した取組が求められます。また、庁内各課が連携・協働して事業に取り組んでいくことが重要です。

こうした庁内外との連携体制の強化を図るとともに、随時の調整会議等を開催し、各課の情報や意見の交換を図りながら計画を推進していきます。

(2) 情報の共有化および連携強化

第9期計画の目標設定や進行管理、評価等について情報公開し、継続的に市民や関係機関からのニーズを把握するとともに、国・県等の広域的な機関や後期高齢者医療等の他制度関係機関との情報共有および連携強化を図り、今後の本市の高齢者施策の充実と地域包括ケアシステムの深化・推進に役立てていきます。また、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、高齢者の自立支援および重度化防止等に向けた取組を推進するため、県との連携を強化していきます。

(3) 関係者の資質向上

庁内各課担当職員をはじめ、関係団体・機関の専門職、市内のサービス提供者、事業者、地域の民生委員等、本計画の推進に関わる人たちの研修への積極的参加を推進し、福祉施策関係者の資質の向上に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検と評価

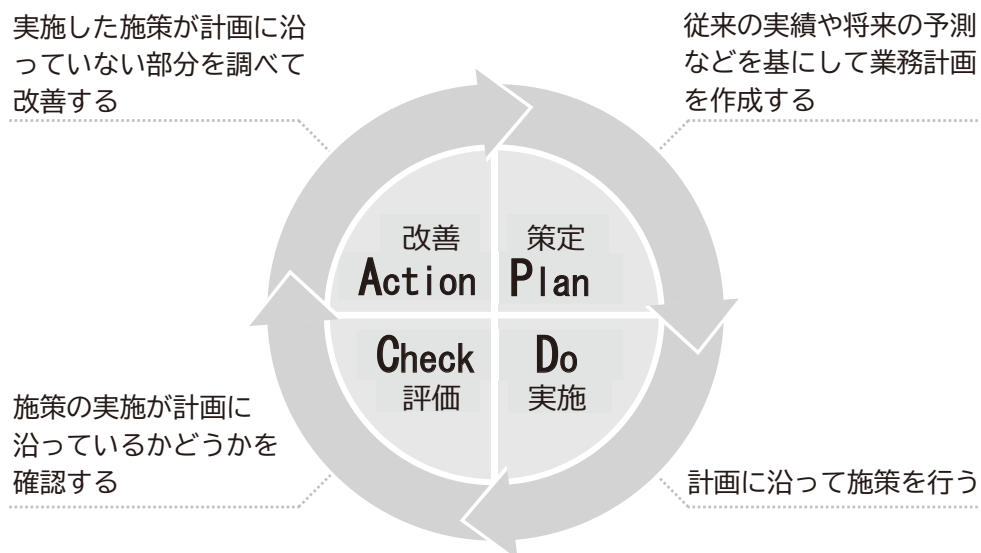
本計画の進捗状況の点検および評価については、敦賀市介護保険運営協議会や敦賀市在宅医療在宅介護連携推進協議会、敦賀市認知症支援推進協議会、敦賀市介護予防・生活支援サービス協議会、敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会（仮称）を開催し、検討・審議を行い、それに基づき改善していくことにより目標の着実な達成を図ります。

また、社会情勢や財政状況の変化等により、計画の見直しを行うことがあります。

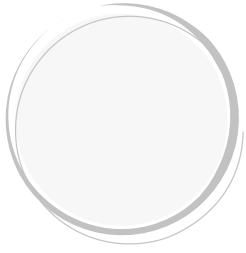
(2) 計画のPDCAサイクルの推進

計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、PDCAサイクルの考えに基づき、敦賀市介護保険運営協議会等において、各施策について点検や評価を行い、その結果を関係者へ周知するとともに、効果的な計画となるように努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ



※保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用



資料編

1 敦賀市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 敦賀市が行う介護保険事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号)第117条、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する介護保険事業計画及び高齢者健康福祉計画の策定を図るため、敦賀市介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 敦賀市介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 敦賀市高齢者健康福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員の総数は17人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 敦賀市介護保険運営協議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 医療・保健・福祉関係者
- (4) 介護サービス事業関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。ただし、計画の策定が完了した場合は、その日をもって任期満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(成果等の報告)

第7条 委員長は、委員会の目的の任務が完了したときは、その成果を市長に報告しなければならない。

(分科会)

第8条 委員会は、より専門的かつ具体的な課題を協議するため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部長寿健康課において処理する。

(委員の責務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

2 敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

選任区分	関係機関・団体等	氏名
敦賀市介護保険運営協議会委員	敦賀市医師会	◎木村輝明
	敦賀市立看護大学	○北村隆子
	嶺南振興局二州健康福祉センター	四方啓裕
	敦賀市老人クラブ連合会	谷川幸男
	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会	松永寛治
	敦賀市社会福祉協議会	大野富夫
	敦賀市介護サービス事業者連絡協議会	横井小夜子
	二州地区ケアマネジャー連絡会	熊谷佑介
	市民公募	笹山妙子
	市民公募	大岸忍
医療・保健・福祉関係者	敦賀地区歯科医師会	清水 巖
	敦賀市薬剤師会	曾山 大
	福井県訪問看護ステーション連絡協議会	白石 晴美
	福井県作業療法士会	片山 洋平
	敦賀市区長連合会	中村 健之輔
介護サービス事業関係者	介護サービス事業所	吉本 與史一
	介護サービス事業所	頓田 雄一

※ 敬称略

※ ◎は委員長、○は副委員長

3 事業計画策定経過

会議等実施日	会議・内容
令和5年 2月 1日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施（～3月24日）
令和5年 7月26日	敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会（第1回） ・敦賀市高齢者健康福祉計画・敦賀市第9期介護保険事業計画の策定概要 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査の集計結果報告 ・人口および認定者数の推計 ・各種調査の実施について
令和5年 7月28日	介護支援専門員アンケート調査を実施（～8月14日）
令和5年 7月28日	介護人材確保等に関する調査を実施（～8月14日）
令和5年 8月 1日	介護サービス事業者への事業意向調査を実施（～8月16日）
令和5年 8月 1日	介護サービス事業所稼働状況調査を実施（～8月16日）
令和5年 8月29日	敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会（第2回） ・各種調査結果の報告 ・第8期介護保険事業計画の事業評価と課題整理について ・第9期介護保険事業計画の骨子について
令和5年11月 8日	敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会（第3回） ・第9期介護保険事業計画の素案について
令和5年12月19日	パブリックコメントを募集（～1月5日）
令和6年 1月23日	敦賀市第9期介護保険事業計画等策定委員会（第4回） ・パブリックコメントの結果報告 ・第9期介護保険事業計画の最終案について
令和6年 1月31日	策定委員会委員長から市長への報告

つるが安心お達者プラン9

敦賀市高齢者健康福祉計画
敦賀市第9期介護保険事業計画

発行：敦賀市

〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 (0770) 22-8180

発行日：令和6年3月

編集：敦賀市福祉保健部 長寿健康課

印刷：若越印刷株式会社

